

争覇戦となり、優勝試合となり、甚しいのは一種の観覽物として取扱はれるやうになつてしまつて、何時とは無しに體育の範圍を脱して、職業屋の養成となつた感があるのである。是は畢竟するに、學校當事者の競技指導監督が宜しく無い爲であつて、決して競技その物の罪ではない。

元來、競技は津々たる興味の裡に、規律を養ひ、且勇敢機敏な心の働と、輕快強壯な體の作用とを併せ發達させると同時に、生徒の心機を一轉させて、後の課業に對する心身の準備をなし、且我が國民に最も缺けて居る所の團體精神を養成すると言ふ特質があるのは、誰しも認める所であつて、彼の有名なウエリントン公の「ウォーターローの大捷はイートンの校庭から生れた。」といふ言葉を渴仰信奉して居る英國スポーツの現状に照して見れば、成程と首肯される所があるであらう。

學校教練の爲、競技殊に團體競技を利用すると言ふことは見逃すべからざることであつて、生徒をして不知不識の間に規律・節制及び團體的精神を體得させ、剛健果斷の氣象を養ふと同時に積極的に活躍し、臨機應變意のまゝに身體を働かせ、克く堅忍持久、最後の一秒時までも所謂ベストを盡させると言ふ有形無形の教育は、普通の教練だけでは目的を達し難い所であるから、是非とも競技によつて之を補はねばなるまい。

併し、スポーツ萬能と言はれる英國でも、其の將校必携に「競技の特質として最も嚴正且周到なる指導監督をなさざるときは、害多く利少く、且其の心身に及ぼす効果は體操と同一ならざるが故に、競技を以て體操に代ふるを得ず。」と喝破して居るのであつて、則ち此の競技は純體育上の見地からすると、身體の一局部に大なる努力を課する爲、調和的發育を妨ぐるのみならず、動もすれば興に乗り度を過し、發育期に在る生徒の心身を過勞し、後害を貽すものであるから、學校體育としては必ずや體操・教練及び競技を適當に配合して實施せねばならぬのである。(陸軍戸山學校研究部)

第六 讀書

〔主 眼〕

讀書の價值と方法とについて生徒の既に有する知見を整理し、其の實際を指導する。

〔取 扱〕

- (一) 本課を取扱つた後に於て、生徒の今後讀むべき書籍の名目を示すことは最も大切なことであらう。
- (二) 之まで生徒の課外に讀んだ書名、其の内容、其の所感などについて一人々々に發表せしめ、批評を加へる。
- (三) 生徒が小説を讀んでよいか。或は雑誌は如何なる程度まで讀んでよいかなどにつき、討論的に意見を述べさせる。
- (四) 新聞の讀み方について指導を與へる。そして、場合によつては全生徒に同じ新聞を持たしめて指導する。

〔解 説〕

(一) 「書物の選擇」生徒に讀ましむべき書籍については、教師が書店に於て親しく調査して發表する程の勞を取るやうにしたいが、其の選擇の種目は凡そ左の順序になるであらう。

1. 教科の参考書
2. 修養書類
3. 傳記類
4. 適當な新聞・雑誌
5. 指定された文藝書類

〔參 考〕

(一) 「訓 言」

- 「人の品格は其の讀む書籍で判斷することが出来る。」(スマイルズ)
- 「室に書籍がないのは、體に精神のないやうなものである。」(西條)
- 「良書より誠實な人はない。」(西條)

(二)「考察の理」

實歴の事を筆録して遺忘に備ふるは、詳慎にして學を好む人の爲る所なり。ロード、ペイコンは許多の寫本を遺せり。題してサッデン、ソウツ、セツト、フォル、ユース（忽然思ひ出すことを録して需用に備ふ）と言へり。エルスキンはバルクの著書を多く抄録したり。イルドンは、ヨーク、アボン、リットルトンを二回自ら寫したれば、此の書己の心より出でし如くなりしとなり。バイスミスは、其の父、釘書工なりし故、父に従つて此の業を爲す間に、許多の書を読み、許多の抄録を爲し、批評を書したり。其の傳を作る者之を贊して、「時として工夫を用ひざることなく、時として進歩せざることなく、時として貯積せざることなし。」と言へり。シターは最も勤めて抄録を爲し、記憶の不足を補ひし人なり。常に自ら抄書の益を説いて、「抄録は恰も商人の本錢を簿冊に載するが如し。若しこれ無かりせば、幾許の利を得たることも知らざるべし。」と言へり。（中村正直、西國立志編）

第七 責任

〔主 眼〕

責任回避の傾向は現代社會の一大缺陷である。本課に於ては生徒をして斯かる傾向に陥らざらしめるやう、先づ責任の意味を知らしめ、責任を重んずる人こそ眞の人格者である所以を會得させ、進んで其の實行を指導しようとする。

〔取 扱〕

- (一) 責任を重んずるに、功利的に利害關係からするのと、人格的に理想的立場からするのと兩方面があるが、其の價値如何を考察させ、利害や報酬の如何に係らず、人として責任を重んずべきことを知らしめる。
- (二) 武士道の責任觀念が現在の日本にどのやうに行はれて居るかを考察させる。
- (三) 生徒が現在學校に於て或は家庭に於て、如何に責任を果しつゝあるかについては、特に深く反省せしめ、一人々々に所感を述べさせるやうにしたい。

〔參考〕

(一) 「水城大佐の死」

二十七日(昭和二年十一月)の朝、新聞紙上で此の夏八月二十四日、海軍大演習の際に、美保ヶ關で僚艦蔵と衝突して、之を沈没せしめ、多数の犠牲者を出すに至つた軍艦神通の艦長水城大佐が、判決の前日、午後三時半、東京市外和田堀町の自宅で、全責任を自分一己に負ひ、潔く自殺を遂げられたといふ記事を読み、同情の餘り、言ふに言へぬ感にうたれ、涙が出て仕方がなかつた。

美保ヶ關大惨事の責を負ひ、百五十の生靈に對し、心からの回向にと、責任自殺の其の日、樂しく庭に戯れて居た三人の愛兒をじつといちらしさうに眺めた上、靜かに書齋に入り、最期を遂げられたさうである。かねてより斯くと覺悟はしながらも、衝突の真相を天下に明かにし、罪を陛下に謝し奉り、諒闇の明くるを待ち、判決の前日雄々しく自害せるは、洵に立派な態度である。實に武士の典型である。

大佐の夫人は、維新の志士、有名な畫家、故貴族院議員金井之恭翁の令孫である。小川鐵相の先夫人は大佐の夫人の叔母に當り、賢母良妻として有名な人であつた。

小川鐵相の今日の成功は先夫人の内助の力に基く點が少くないやうに思ふにつけても、其の令姪たる大佐夫人が、最愛の夫に對する平生の心遣ひといひ、最期に、書齋の物音をきいて駆けつけ、鮮血の中に打倒れて居た大佐をだき起し、「安心して行かれますやう、之でこそ軍人。」と言つた、其の健氣な態度は、あつぱれ日本婦人の鑑であると思ふ。

此の際大佐の自殺につき、軍法會議のことなどは、彼此と申したくない。たゞ大佐の雄々しき自決が、岡田海相の言はれた通り、當今責任觀念が漸次うすくなつてゆく世相に對し、一種の教訓を垂れ、大佐は歿すと雖も、永久に歿しないものがあると思ひ、深く敬慕に堪へぬ。

(東京日日新聞による)

(二) 直進して我等の本務を盡すのでなければ、人生は誠につまらないものである。(ウェリントン)

(三) 君子居_レ其位_ニ、則思_レ死_ニ其官_ニ。(韓愈)

(四) 英國は今や各人が其の義務を盡さんことを望む。(ネルソン) England expects every man to do his duty.

(五) 皇國の興廢此の一戦に在り。各員一層奮勵努力せよ。(東郷元帥)

第八 正義

〔主 眼〕

正義の意義を知らしめ、苟くも正義に反するやうな行動はしないといふ精神を養はうとするにある。

〔取 扱〕

- (一) 正義の觀念を生徒が生徒自身の生活を指導する一大方針とさせることについては、教師は常に注意を怠らぬやうにすべきであるが、本課に於ては殊に此の意味を高潮させ、正義の觀念を飽くまで強く彼等の腦裡に打込んで置くやうにしたい。
- (二) 自ら正義と信ずる所を貫徹することは望ましいが、若しそれが眞の正義でなかつたなら、自分の爲す所は頑固であるといふことになる。故に、正義を主張するには自分の信ずる所がよく道に適つて居るかどうかを十分に考へなければならぬ。正義は飽くまで普遍的なものでなければならぬ。此の意味を徹底させたい。

- (三) 生徒自身の經驗などから正義の履行・不履行について實例を挙げさせ、之を批判させる。

〔解 説〕

- (一) 「スノット」 John Golt, (1730—1783) 英國の田園詩人。其の作で我が國語に譯されたものでは、「湖上の美人」が名高い。
- (二) 自反而不縮、雖褐寬博、吾不慚焉。自反而縮、雖千萬人、吾往矣。(孟子、公孫丑上) 之は曾子が孔子から嘗て大勇について聞いた言を以て、弟子の子襄に教へた語である。

〔參 考〕

- (一) 「グラッドストンの正義」

グラッドストンは十三歳の時、有名なイートン中學校に入學した。入學して間もない或日のこと、——生徒の間で、一人の教師を恨んでストライキを起さうとし、遂には善良な生徒までもそれに引込まれて、賛成者が多くなり、グラッドストンにも、「是非加はれ。」と勸めて來た。然るに、彼は厳格な調子で、

「そんな亂暴なことには賛成は出來ぬ。」と、きつぱり撥ねつけたが、委員は、

「君、そんな素氣ない返事をするものではないよ。之だけ澤山の賛成者もあることだから、君も是非賛成し給へ。」
と、熱心に勧めた。

「併し、それくらゐのことでは、ストライキをする理由が成立たない。僕は理由のないことに賛成することは出来ぬ。」

「理由は立派に成立つてはいないか。一體君は僕等のすることにいつでも反対するね。先づ其の理由から聞かう。」

「僕は正しいことにはいつでも賛成するが、正しくないことには飽くまで反対する。今度のことは、正しくないから反対だ。」

「生徒仲間の相談に従はず、先生に詔ふやうな奴は、皆で處分するぞ。」

「まあ、そんなに怒らずに、靜かに考へて見給へ。あんな小さなことでストライキを起すなど、全く正しい理由が見出せない。それよりも、運動でもするのが却つて學生の本分ではないか。」

「馬鹿いへ。小さい癖に生意氣だ。」

果ては數十人の者がグラッドストーンを取巻いて散々に悪口し、中には亂暴を加へた者もあつ

たが、彼はどこまでも自分の正義を押し通した。

グラッドストーンは後に英國の總理大臣となること四回、政治に於ても學問に於ても、又德行に於ても世界の偉人として推され、九十の高齡を保つて世を去つたが、彼の政治に對する第一のモットーは、「必ず正義を行ふ。」といふことであつた。

(二)「正義」

ギリシャの圓熟せる道德思想では、正義は圓滿を意味し、道德の全體を包容する。プラトーンによれば、所謂四徳（智慧・勇氣・節制・正義）の一なる正義は、其の實他の三徳の調和に外ならぬ。此の正義は國家に於て始めて成る。否、正義の成る所に國家が成る。國家の成立を論ずるのは、正義の實現即ち道德の成立を論ずること、國家即ち正義、即ち道德である。蓋し正義とは人生の有機的組織のことで、人の諸性情が分化して其の特殊の面目を發揮することによつて統一を成就することである。此の統一原理たる理性（*Reason*）は固より超個人的であるから、正義即ち道德は個人的には成らないで、社會的にだけ成る。理性は道德の創造者で、其の成果が正義である。正義の如上の大なる見方はアリストートルに至つて分析的となつた。ア氏は正義に廣狹の二義があるとし、廣義に於ては國法に遵ふことで、そして國法は一切の徳行を命じ一切の不徳を禁ずるから、結局正義の中に凡べての徳を包む。狹義

に於ては、分配的正義・報償的正義の二つに分け、前者は公平に福利を市民に分配すること、後者は個人相互の合意的關係（賣買のやうな）及び非合意關係（窃盜・毀損のやうな）に於て賠償を公正になすことであるが、具體的には國家の制定を俟たねばならぬ。右のア氏の見解は廣狹何れにも後世西洋の正義の範圍の思想を大體定めたものであらう。

基督教が西洋に入るに及んで、其の説く愛は道德の原理、少くとも重要な一原理となつた。こゝに於て正義が之と並立することが最も必要となつた。仁愛は群類を一貫する生命の發現であり、生活を潤す慈雨である。既に此の慈雨があれば、之を施す條路がなければならぬ。條路の正順を得て膏澤が普及する。これ仁愛と正義とが離れることの出来ぬ所以で、正義とは人をして各、其の所を得させることである。諸特殊の能力（要求）が諸特殊の關係に於て各、其の所を得るのは、之を成るべく有機的に統一するのにある。即ち正當な差別によつて平等の本意を達する組織にある。故に正義は公平を以て其の原理とし、法度を以て其の形態とする。そして生活は絶えず特殊の内容を發して息まない以上、法度は固定してはならぬ。絶えず之を尋ね、絶えず之を創成しなければならぬ。

正義はかやうに創造的であるから、時勢・國情によつて其の觀念に推移がある。仁愛を倫理的にならせるものは正義であるから、例へば富豪が巨萬の富を衆人に施す好意だけでは完全

に道德的ではない。如何様に之を施すことが正義であるかを講究するのを最も尊いとする。現今格別に正義として表出されるものは、一は資本對勞働の道德的解決であつて、勞働者と資本家の正當な有機的連關（就中生産成果の正しい配當）如何を講じ、他の一は人道と並稱されて、國際的生活の正當な組織の問題であつて、一國家一社會裡の正義よりも一層包括的であるとされるものである。（岩波哲學辭典）

第九卷 奉仕

〔主眼〕

我等の凡べての社會的行動は功利的・交換的な意味でなく、奉仕的精神によつて爲されるべきものであることを知らせ、其の實行方を涵養させる。

〔取扱〕

- (一) 眞に自分を満足させ得る生活は、奉仕の生活の外にないこと、即ち自利と他利とが一致すべきことについて考察させる。
- (二) 我等の之までの生活に如何程奉仕の精神が發揮されて居たかを反省させる。
- (三) 奉仕的生活を實行させ、それが如何に幸福な生活であるかを體驗させる。

〔解説〕

- (一) 「白石川」小野訓導が殉職した白石川は阿武隈川の一支流で、今遭難地の土手には現に大

きな頌徳碑が建てられて居る。

- (二) 子曰、志士仁人、無_レ求_レ生_ヲ以_テ害_ス仁。有_レ殺_シ身_ヲ以_テ成_ス仁。(論語、衛靈公)

〔参考〕

- (一) 「奉仕的精神の復活」

人間の一生は實にたゞ取るか與へるかの二者に存する。全く取るばかりでもなく全く與へるばかりでもない。問題は取るを主とするか與へるを主とするかに存する。與へるを主とする生活を奉仕的生活といひ、與へるを主とする生涯を奉仕的生涯といふ。恐れながら我が明治天皇の如きは殆ど全く奉仕的生活をなし、奉仕的生涯を送らせ給うた御方で在した。之が明治神宮の期せずして庶民子弟の聖所となりつゝある所以であらう。之が明治天皇の大御神となり給うた所以であらう。然るに、曾て此の天皇の撫育し給うた臣民、若しくは、其の臣民の子孫は、何故に與へるに鈍で、取るに敏であるか。昔孟子は、「上下交、利を征りて、國危し。」といったが、吾人は我が國の現状を見て、國家に寄進せんとする者少く、國家を喰物にせんとする者多きを見て、實に寒心に勝へないものがある。今日の人士は昔の者に比すれば、其の巧言飾辭は甚だ立派である。彼等は國民を喰物にするには、必ず先づ國

家の爲といふ口實を設けてゐる。即ち表向は國家に寄與するが如く見せかけて、内實は國家に寄與せしめんとする者だ。泥坊はたゞ他人の物を盗むだけだ。吾人は決して泥坊の爲めに頌徳表を書く者ではないが、併し泥坊はむしろ淡泊だ。或意味に於て正直だ。けれど今日の立派な紳士は國家の名に託して國家の物を竊む。即ち二重の泥坊だ。其の罪はむしろ本職の泥坊よりも重いといはねばならぬ。

併し、是はたゞ除外例であるといへばそれまでの事だ。けれど一般の弊團氣について吟味せよ。固より現在の日本にも奇特の人々がある。其の人々があればこそ、日本も維持してゐるのである。吾人は彼等に對して滿腔の感謝を表せねばなるまい。けれど世間に漲り世界を包み廻す弊團氣は如何。何たる我利々々亡者横行の世界であらう。有體にいへば、取らんと欲する餓鬼は百人で、與へんと欲する聖者は一人有るか無いかの世の中だ。それが上層に向へば向ふほど其の弊團氣は濃厚である。即ち平たくいへば、我が下層には尙奉仕的精神の——恐らく當人は自覺せざるも——持主が少くない。けれど下層よりも中層、中層よりも上層、そして愈、上れば愈、甚しい風があるではないか。皇族の御方に對しては言議の外に屬する。固より彼は申上げるのではない。けれど若し世に奉仕的精神の最も缺乏した階級があるとなれば、遺憾ながらそれは華族其他上流階級であるといはねばなるまい。吾人は明治天皇の

奉仕的御生涯を尊仰し奉つて、今更恐懼の至に禁へない。

吾人は昭和一新の策としては今後種々の施設の存すべきを信ずる。如何なる施設にも根本的大精神を要する。曰く、凡べての國民が國家から何物かを剝ぎ取り、かじり取り、奪ひ取る代りに、何物かを捧げ、與へ、加へんとする精神が國民の間に充溢することである。固より人には先天的にも後天的にも差別がある。吾人は其の負擔を同一ならしめよとはいはない。けれど富者には富者相應、貧者には貧者相應、智者には智者相應、愚者には愚者相應に、皆其の分限に相應する奉仕的生活を爲すに於て、日本は富國とも、強國とも、正義國とも成ることが出来よう。

若し是に反して如何に軍備が充實しても、如何に生産を奨励しても、如何に教育が普及しても、如何に鐵道・汽船・電話などの通信交通の機關が整備しても、苟も此の奉仕的精神が缺乏するに於ては、そして國民を擧げて國家に與へることを忘れ、たゞ國家から取らんとするに於ては、一切の施設は却つて亡國の因をなすものとならう。されば國家の盛衰興亡の機は、たゞ此の國家をして己に奉仕せしむるか、己自ら國家に奉仕するかの如何によつて判ぜられ、るといつても、決して過言ではあるまい。今日の功利説や、虛無説や、自己中心説やの流行する世の中に、奉仕的精神の復活を大聲疾呼するが如きは、或は時代の流行と相容れないか

も料り難い。蘇秦・張儀が合縱連衡に奔走する戦國の時代に、仁義道德を説いた孟子の迂濶を繰返すとの嗤を招くやも料り難い。けれど明治中興の盛運は畢竟上下身を以て國に殉ずる精神に因つて打出されたものだ。事後から理由を捏ね廻す學者には種々議論もあらうが、實際のところは、此の大精神が此の大運動を起し、此の大運動が此の盛運を招致したものといはねばならぬ。(徳富猪一郎、昭和一新論)

第十 常識

〔主眼〕

常識の意義と價值とを知らしめ、常識ある人となるには如何にすればよいかを考察させる。

〔取扱〕

(一) 常識養成の方法として新聞紙を読むべきことを説いて置いたが、新聞紙の正しい読み方を知らずこれそれ自體も一つの常識であるから、此の際今一度生徒各自に或る日の一定の新聞を買ひ來らせ、教室に於て其の正しい読み方を指導することも、時宜に適した取扱であらうと思ふ。

(二) 雑誌は此の點に於て餘り價值がないものであり、又現在青年の読むべき優良な雑誌が甚だ少い。此の事をよく知らしめ、若し読むとしたら、如何なる雑誌を選ぶべきであるか、之も常識の一端として判断決定せしめるのもよい。

(三) 生徒各自に常識の發達如何を反省せしめる。

〔解説〕

(一)「常識の意義」常識といふ語は、多様の意義を含んで居る。

正確なる論理又は荒唐なる想像に依りて影響せられざる普通一般人の實際上の意見、及び見解・學理又は詩想に對するものなり。されば、常識を缺くとは、健全なる心身を有する人の當に有せざるべからざる觀念及び思想を缺くを意味するものにして、狂人又は白痴のことなり。されど常識には又種々の程度あり。科學と常識とは種類の差にあらずして、寧ろ程度の差なり。ハスクリ氏は科學を組織せられたる常識なりと言ひ、スペンサー氏は科學を常識の發達せるものなりと言へり。其の意、蓋し常識は日常生活上の實用を充さんが爲に生ずるものなるを以て、少しく仔細に考察する時は、其の中に多くの曖昧及び矛盾を包藏す。此の曖昧を明瞭にし、此の矛盾を解決し、而して之を整然たる一體系に組織するに至つて、こゝに始めて科學的知識を生ずとなすものなり。(日本百科大辭典による)

〔參考〕

(一)「事物鑑識法」

「物本末あり、事終始あり、先後する所を知れば道に近し。」と言はれてゐるが、應事接物よく其の核心・急所を掴み、本筋を抑へ要領を得るといふことは、中々六かしいことである。大抵は下らぬ事に引かり、つまらぬ所に首をつき込み、徒に事を繁くし、雜亂紛糾、犬奔馬走、あたら精力と時と物とを消費し、能率がさつぱり擧がらぬと來ては誠に情ない。そこで、始めに述べた物事の大小・輕重・本末・緩急を明かにし、其の原因・結果各般の關係を洞察し、克く機の熟否去來を知るにはどうしたらよいかといへば、やはり識見を磨くといふことになる。其の方法について以下述べよう。先づ前置として、知識について一通り述べる。知識には、常識と學識と神識とある。

常識とは經驗に依つて得た知識を云ひ、學識とは學理的推究に依つた知識、神識は大知とも云ひ、一段奥に控へてゐて、生得的のもので、常識・學識を手が指を使ふやうに之を操縦し、推理・考究を待たず、一段論法で直覺的に判斷し決定するものである。識見といふのは實は之を指すのである。併し、人物に生知安行と學知利行と困知勉行と三等あり。其の至れるに及んでは一なりであるが、世の多くは學知・困知の者だから、勉強して順序を追ひ、知見を開發磨礪して、本來の光輝を出さねばならぬ。そこで、順序として先づ常識を養ふといふのだが、これには廣めることと、高めることとある。それには、心の用意として物事を雲煙過

眼視することなく、注意深く興味を以て積極的に、之は何か、何故か、如何する、と疑問を起してかゝること。

其の上で、所謂見聞を廣くするのである。旅行・視察・見學・意見交換・講話聴講、何れも必要であるが、別の職業、別の社會の人に接觸し、又所謂先輩・故老・篤農家といった人の話は、特に實があつてよい。努めて之等を訪問するがよい。但し漫然ぼんやりと行つてはいけぬ。必ず疑問、適切なる質問を携へて行くことである。併し、自分で實地工夫し、實際に研究體驗して見るのが一番肝要だ。更に常識を高めるとか深めるとかするには學識に依るのである。(小倉恒司)

第十一 創造

〔主 眼〕

人生の進歩に創造力の必要であること、殊に現代の日本人にそれが必要であることを感知させ、如何にして創造力の旺なる人となるべきかを考察させる。

〔取 扱〕

- (一) 日本國民の模倣及び創造の歴史を一通り考察させる。
- (二) 發明・發見に力を盡した古今の偉人につき、生徒の知る所を述べしめ、教師も之を補つて、如何にして斯かる發明・發見をなし得たかを考察させる。ワット・ジェンナー・陶工柿右衛門等生徒の既知の例話も大分あらうから、之等を總括して發明の由來を考究させたい。
- (三) 生徒各自の創造力について反省せしめる。

〔解 說〕

(一)「醫學界或は理學界に於ける實績」醫學界に於ては北里柴三郎博士の肺結核、野口英世博士の黃熱病原菌、高峰護吉博士のアドレナリン(止血藥)の研究の如き、理學界に於ては本多光太郎博士の特殊合金鋼(K・S鋼)の發見、丹羽保次郎博士の電送寫眞の發明など。

〔參考〕

(一)「自動車の發明」

ヘンリー、フォードが十二歳の時である。或る日、彼は馬に乗つて父と共にデトロイトの町に出かけた。そして路上を走る蒸汽車を見た。彼は機關士について蒸汽機罐の説明を聞いた。それは馬の牽くものでない自動的な車を見た最初であつた。其の時以來、機械力で路上を走る車といふものが、彼の頭を離れなかつた。其の頃、やはり彼の遊び友達が三輪車を乗りまはして居た。彼はそれを借りて乗つた。そして三輪車から彼の考へて居る「馬なしの馬車」の具體的な暗示を受けた。二三年の後、彼は其の模型を作つて動かして見た。之が思想の具體化の最初であつた。十七歳の時、機械工場の弟子となり、好きな機械の實際について知ることを得て、彼は喜んだ。

四年の徒弟期を経たので、彼はウェスチングハウス會社の或る地方代理店で働くこととなつ

た。そこで彼はかの「馬なしの馬車」といふ觀念を、最初に與へられた路上蒸汽機罐の修繕を親しくするの機會を得た。其の車は農業にも用ふるトラクターであつた。耕耘も打稈も出来るものであつた。けれど、其の機械を修繕しながら、ヘンリーの頭にはこんな考が起つた。之はどうも重量が重くて、且つ高價である。之をもつと軽くし、もつと安價にすることは出来るだらうかと、何をするにつけても、そこに從來とは異なつた何物かを産み出さうといふ傾向の彼の中にあることが、之でも觀取せられる。

彼は百姓の子であつた。そして自ら百姓の仕事をもして見た。彼は馬の轡をたゝきながら考へた。一體人間が馬を使ふといふことは、一方百姓の仕事を軽減することであるが、他方人間は此の生き物を養ふ爲に、其の行動を束縛される。又使ひもせぬ時も食料を與へて養はねばならぬ。不經濟な話だ。之を救ふ方法はないだらうか。それと、かの十二歳の時初めて見た「馬なしの馬車」とを結び付けたものこそ、實に彼の發明心を刺戟して、遂に其の理想を體現したフォードソン、トラクターである。「肉と血の野良の勞役からのがれ、それを鐵とモーターに代へるといふことは、我が變らざる野心であつた。」と彼は言ふ。其の理想の體現に到るまでの魂の發展を尙のぞいて見よう。

彼は自ら蒸汽機罐を作つてみた。ケロジンを燃料とするもので、其の牽引力と操縦方法に

特徴があつた。けれど、機織を小さくして牽引力を大ならしむるには、高圧とする必要がある。併し、高圧の蒸気機織を道路上に操縦することは、随分危険なことである。數種のポイラーを研究してみたが、其の缺點はどれによるも取除くことを得ないと知つた彼は、蒸気機織に對する愛着の念を断つてしまつた。斯く決心した彼は、ウエスチングハウス會社に止まることも無意義となつたから、早々に辭職してしまつた。彼が後日會社を經營するに當り、實に快刀亂麻を断つやうな決断ぶりを屢、發揮するが、さうした傾向は既に十代の彼の衷にもあつたのである。蓋し愛蘭人特有の機敏さであらう。

蒸気機織に断念した彼は、それでは彼の理想をどこに植ゑ付けようとするのであるか。之より異、弟子奉公中、彼は英國の科學世界といふ雜誌に、ガス、エンジンのことを讀んだことを想ひ起した。そこで、彼は英米の雜誌を漁り讀んだ。蒸気に代るものは此のガスである。石炭ガスに代ふるに、ガソリンを以てする考である。併し、當時専門家はガス、エンジンは到底蒸気機織と競争し得るものではないと信じきつて居た。そこで、フォードは言ふ、「それが賢い人のいふことだ、彼等はいつても不可能な點を知つて居る。物の限界を知つて居る。だから、私は出來上つた専門家をば雇はないのだ……善い相談相手にはならう、けれど、仕事は出來ない。」と。フォードは實に「不可能」の不信者である。「不可能でなく、やらないの

だ、であるから出來ないのではなくて、やつて見よだ。」と言ふ。彼はたゞに其の本職たる自動車方面のみではなく、ガラス製造・鋼鐵鑄造、又は麻布紡織などに於て、從來機械力を以ては不可能とされて居た作業を機械ですることに成功して居る。たゞに技術方面のみではない。經營方面でも同様である。最低賃銀一日六弗、勞働一週五日、一日八時間制などいふことは、何人も不可能として居る所であらう。それを彼は断行する。そして好成绩を擧げる。フォード研究の興味は斯かる點にある。

農夫たる彼の父は、息子を技師にすることを好まなかつた。呼び寄せて森林の斫伐に従事せしめた。ヘンリも二十六七歳となつたのである。彼は此の森林斫伐中二つのものを得た。一は妻であり、二はガソリン、エンジンを製作し、之を以て木材の斫伐の實驗を試みたことである。勿論、本も調べて見た。けれど、「最も大きな知識は仕事から得た。」のである。今日フォードソン、トラクターが農用以外、木材斫伐の用に供せらるゝ其の濫觴は、實にこゝに發して居る。五千人の勞働者を使つて、森林の伐採から木材乾溜による副産物の製造に至るまでもやつて居る現在の斫伐事業の初は、やはり此の時代にあるともいへる。

斯くする間に、彼はデトロイトの電氣會社に四十五弗の月給で技師として傭はれ、家の裏に練瓦の仕事を設け、毎晩「新しいモーター」について研究を續けた。「私にはそれが辛い仕

事とは思へなかつた。興味のある仕事は辛いものではない。私は常に結果について自信を持つて居た。本當に打込んでやれば、いつもさうである。けれど、當の本人よりも、妻の自信の強いことは恐ろしい程であつた。彼女はいつもさうである。「彼の妻は彼の奨励者でもあり、糟糠の妻でもあつた。とう／＼出來上るといふ最後の二日二晩、ヘンリはかの練瓦工場に不眠不休で試験して居る。妻は家にあつて結果如何にと、之も不眠で待つて居る。二日目の午前二時頃、ヘンリは其の工場から出て来て家に歸つた。車は出來上り、試運転をするといふのであつた。恰度雨が降つて居た。妻は外套をひつけて工場に駆け付けた。ヘンリは車に乗つた。車は動いた、走り出した。すると車は止まつた。故障が生じたのだ。けれど、それは一つのナットがはづれたに過ぎなかつた。車は動き、走つた。もう之で第一の峠は越したといはねばならぬ。其の時の光景、之はたゞ讀む人の想像に任せる外はない。想へば十二の年に發念し、爾來幾星霜、明けても暮れても思ふ所は、「馬なしの馬車」である。幾度か挫折し、幾度か失敗し、晝は生業の爲に務め、夜は三時・四時まで仕事をする。機械の發明のみではない。其の機械を自分で打つてたゞいて製作せねばならないのである。最後のもの、即ち最初のガソリン機を始めてからでも、既に二箇年を費して居る。人は彼を發狂したと評した程である。之は全く二回目の狂氣沙汰である。最初は少年時計師として、二回

目はガソリン機の發明者として、けれど彼の努力は空しくはなかつた。噂のしゞまを破つてガソリンの爆音は響いた。車は動いた。爆音を立てて車は走つた。そしてあたりの人々は此の「狂人」の發明品に好奇の眼をみはつたのである。當時、彼は依然電氣會社にあり、技師長となり、月給百二十五弗を得て居た。社長は常に將來は電氣の世界であると言つて、ガス、エンジンに疑を抱いて居たけれど、ヘンリは内燃機關の將來を望見して居た。そして何と人が言はうが、つかんで離さなかつた。ブルドッグの執着さである。こゝで彼の母は、「一度思ひ立つたことは仕遂げねば止まなかつた。」ことを想ひ起す。けれど、之と同時に、彼の仕事を奨励した一人の偉人のあることを忘れてはならぬ。それはエヂソンである。エヂソンは電氣の大家である。其の電氣の大家にフォードは嘗て彼の内燃機關の研究を話し、其の將來に關する意見を徴した。エヂソンはかう答へた。「高馬力を出せる自發的の輕量機關には非常な將來がある。どんな動力と雖も、一つだけで國內の仕事は何もかもやれるものはない。電氣がどれだけのことをなし得るかは知らない。けれど、一切萬事をなし得るとは私は考へない。君の機關をやつて見給へ。それをやり遂げるなら、非常な將來性があると思ふ。」と。平凡な電氣屋は凡べてが電氣でなければならぬと考へる。けれど、眞の電氣の學者は一つの動力のみを以てしては不十分なることを熟知して居る。そ

ここに凡人と偉人との區別があるのであり、此の偉人に將來の希望を説かれたのは、フォードにとり、どれだけの強い奨励であつたか知れぬ。此の二人の親交は實に其の時に結ばれたものといふべきであらう。

其の時、デトロイトのエチソン會社は彼を技師長として招かんとした。但しガス、エンジンを放棄する條件の下に於てである。そこで彼は言ふ、「私は仕事と自分の自動車といづれかを選ばねばならなかつた。私は自動車を選んだ——いや仕事を擲つたのだ。選擇に迷ふ譯はない。もう成功の域についたことを私は知つて居たのだ。私は一八九九年八月十五日に職を去り、自動車事業にはいつた。……生活費の餘は皆實驗費に費つてしまつた。しかも妻は自動車を生きるなど言つた——私共はのるかそるかである。自動車に對する『需要』のある譯はない。最近まで飛行機に對して有つて居た考と同様に思はれた。」と。自動車が運搬具であるなどとは誰も考へない。おもちやとしか考へなかつた。其の時、彼は斷然其の事業に身を投じたのである。併し、今日のフォード會社の設立されたのは、一九〇三年である。彼の齡正に四十歳の時である。彼は言ふ、「四十歳までは準備時代だ。四十から仕事が始まるのだ。四十になつても仕事を始められぬ者は、到底成功の見込はない。」と。大器は蓋し晩成である。

第十二 同情と公益

〔主 眼〕

人は先づ自分の仕事によつて世を益することを考へなければならぬ。次には、仕事以外に廣く公益事業に盡すやうにしなければならぬ。之が最も價值ある、そして又最も幸福な我等の生活であることを知らしめる。

〔取 扱〕

- (一) 生徒が見聞した公益事業について述べしめ、教師も實例を擧げて感奮せしめるがよい。
- (二) 之までに自ら公益事業を爲したることなきやを問ひ、あらば之を述べしめて勸奨する。
- (三) 現在社會に於ける公益事業の種類について知らしめる。
- (四) 女子は生來同情心多いものとされて居るし、殊に女學校の卒業生は、將來婦人の中心となつて、斯かる公益事業に盡力すべき機會が最も多かるべき境遇にあることを考へさせ、其の積りで此の方面の修養を積むべきことを悟らせたい。

〔解説〕

(一)「アメリカ合衆國は殊に優れた成績を云々の一例」米國のスタンフォードは一農家に生れ、鐵路三千餘哩を敷設して太平洋岸と大西洋岸とを連絡せしめ、又八萬町歩の農場を開拓し、或は亡兒の記念の爲大學を設立して、學術の進歩を計つた人である。彼は加州の知事に推された時、窃に思ふには、「米國東西の交通を遮るものはロッキー山脈である。されば、此の山脈を横斷して東西の交通を便にすることは、やがて米國の國力を發展せしむる一方法である。」と。斯くて彼は愈、其の理想を實行して、同山脈を横斷して幾千哩の鐵道を敷かうと計畫すると、流石に人々も打驚いて、「とても成功は覺束ないであらう。」と思つたが、彼は之を大統領に説き州民に勧め、議會の可決を得て其の事業を開始し、深山を貫き谿谷を互り廣野を過ぎて、之を完成するに至つた。

又彼は其の愛兒の歿するに遇ひ、愛兒が日頃慈善事業に従ひ、且つ大學を創設する志があつたので、彼は資を投じて大學を創設するに至つた。即ちスタンフォード大學である。而して其の給する所の費用は年々二百二十萬弗で、後には其の別墅を擧げて同校に寄附した。其の別墅といふのは約九萬町歩で、其中には牧場あり製造場あり試作場あり、價格は二億

弗で、毎年の收利は二千萬弗に達するといふことである。
 (二)「近來我が國でも云々」東京市所在の武蔵高等學校及び富士見高等女學校の基金を據出した根津嘉一郎、兵庫縣所在の甲南高等學校及び大阪府所在の樟蔭高等女學校の基金を據出した森平藏等、我が國の富豪の中にも、社會事業などに寄附する人々が追々現れるやうになつた。其の他、之に類似した美學をなした人が各地方にも少くないであらう。

〔參考〕

(一)生徒の既に知れる話として、古橋源六郎(小學修身卷五)・フランクリン(同卷六)、其の他角倉了以(大堰川其の他の開拓者)・井上でん女(久留米耕の發明者)等がある。

(二)「熊澤蕃山」

「承應三年、備前大洪水ありし事ありき。國侯悉く府庫を開きて窮民を賑はしけれども、費用足らず國內猶苦しみぬ。蕃山之を憂ふる事深く、策を獻じて自ら江戸に上り、天樹院大夫人によりて幕府に請ひ、黄金四萬兩を借り、即ち錢にかへて以て窮民に分ちしかば、窮民深く其の恩に感じき。」(事實文篇)

右の如き事實は博愛の話を兼ね、最近の水害・風害などと聯關せしめて取扱ひたいと思ふ。

第十三 協同と獨立

〔主眼〕

協同と獨立の二つの精神がなければ、社會に立つて事業をなすことの出来ない理由を知らしめ、然らば我等は如何に此の精神を發揮すべきかについて考察させる。

〔取扱〕

- (一) 獨立と孤立との差異を十分に理解させ、又協同と依頼心との區別を徹底させたい。
- (二) 協同と獨立に對する我等日本人の態度が、他國人と比較して如何であるかを考察させる。同時に自分は他人と比較してどうであるかを反省させる。
- (三) 家族制度と依頼心については、殊に詳細に説明して、此の弊に陥らしめぬやうに、深い理解を與へたい。
- (四) 生徒の獨立の精神の例として擧げた洗濯の外に、如何なる仕事があるか。尙協同については、其の實例として如何なる場合があるかを考察・實行せしめる。

〔解説〕

(一) 「日本少年團のモットー」日本少年團では敬禮をする際に、右手の親指と小指とを曲げ、あとの三本を軍隊式に擧げるのであるが、此の三本はそれ／＼、「人の世話にならぬやう」、「人の世話はするやう」、「そして報を受けぬやう」といふ意味を表はすこととなつて居る。

(二) 「兒孫の爲に美田を買はず」

幾歴ニ辛酸ニ志始堅。丈夫玉碎恥ニ軛全。我家遺法人知否。不爲兒孫買美田。

〔參考〕

(一) 「腕一本をため」

世の青年の中には、「大に成功したいが、資金がない。」などと歎聲を吐く柔弱なものもあるが、誰でも最初から資金を持つて居るものはない。親から譲られたり人から貰つた資金などでやつたのでは、よしや立身成功しても、決して自慢にはならぬ。何でも腕一本でやり遂げるといふ獨立自營の精神が、一番大切である。如何なる富豪・偉人でも、最初は身體一つを資本として成功を遂げたもので、決して初から資本などを持つてやつたのではない。況や親の財

産を當にするやうな人間のあることは、國家の爲にも喜ばしい現象でない。

(鎌田榮吉、獨立自尊)

(二)「頭と尾の争」

昔一頭の蛇があつたが、或る日其の頭と尾とが争を始めた。頭が、「自分には目があつてよく視ることが出来、口があつてよく食ふことが出来、進む時には必ず前にある。君は何も持たず、そしていつも後からついて来るではないか。」といふと、頭が、「いや君が進むことの出来るのは僕が後に居るからだ。僕が若し行かなかつたら君に何が出来るか。」と言つて、やがて木を三捲まくと、それから三日の間全く動かなかつた。頭は食を求むることが出来ないで、今にも死にさうになつたので、「降参々々、僕がまけた。やつぱり君の方が優れて居る。」と言つたので、尾はやつと木から放れた。頭は、「君が優れて居るのだから、之から君が先に行つてくれ。」尾は喜んで得意氣に進んだが、二三歩行くと、直ぐに火の坑に墮ちこんでしまつた。

我等が兄弟姉妹・親戚・朋友・團體同志の間で相争ふのは、此の愚な蛇の眞似をするに外ならぬのではなからうか。

第十四 職業

〔主 眼〕

一家の盛衰も一國の興亡も、職業の適否或は職業に對する人々の理解の程度如何によること多きを知らしめ、尙之に對し婦人の力を如何に働かすべきかについて考察せしめる。

〔取 扱〕

- (一) 無爲徒食の恥づべきことを徹底的に知らしめたい。
- (二) 相傳の財産を如何に活用すべきかについて考察させ、之を利用するのは當然の權利ではあるが、其の際特に獨立自營の精神を發揮し、相傳の財産は自分に取つては一種の負債であるから、定つた職業を得た上は之が返済の意味に於て、其の利得を社會的に用ひるなどの心掛を忘れぬやうにすべきことを知らしめる。
- (三) 職業の種類を知らしめる。
- (四) 職業の選擇については、自分の事情と共に、國家の事情を考ふべきことを知らしめる。例

へば、現在の日本には羊毛の産出が殆ど皆無であるから、此の方面を開拓することは最も有意義であるやうなことを感得せしめる。

(五) 女子の職業について多少の理解を興へることは固より必要であるが、それよりも職業尊重の精神を養ふこと、随つて職業其のものに對する理解を得しめること、尙之に對する女子の責任を感得せしめることが一層大切であると思ふ。

〔參考〕

(一) 「むねとあらまほしからん事」

一生のうちに、むねとあらまほしからん事の中に、いづれかまさと、よく思ひくらべて、第一のことを案じ定めて、その外は思ひ棄てて、一事をばげむべし。一日の中、一時の中にも、あまたのこの來らん中に、少しも益のまさらん事をいとみみて、その外をばうち棄てて、大事を急ぐべきなり。いづかたをも棄てじと心にとりもちては、一事も成るべからず。京に住む人、いそぎて東山に用ありて、既に行きつきたりとも、西山に行きて、其の益まさるべき事を思ひ得たらば、門より歸りて、西山へ行くべきなり。こゝまで來つきぬれば、此の事をばまづいひてむ。日をさゝぬことなれば、西山のことは、歸りて又こそ思ひたゝめと

思ふ故に、一時の懈怠けたい、すなはち一生の懈怠となる。これを恐るべし。

一事を必ずなさんと思はば、他の事の破るゝをもいたむべからず。人の嘲をも恥づべからず。萬事にかへずしては、一の大事成るべからず。(徒然草)

(二) 「綿羊百萬頭計畫」

毛織物の需要は上下を通じて漸く普及し始め、贅澤物視されたラシヤ・モスリン・フランネルなどは、今や殆ど日用缺くべからざる實用品となりました。そして其の原料であるところの羊毛及び其の製品の輸入は、年額少き時も一億圓を下らず、多き時は實に二億圓の多額に達し、而も將來益、増加すべきは疑ふ餘地のないところであります。茲に於て國內に牧羊事業を起し、以て輸入の幾分を防遏せんことは、國家經濟上忽にすべからざる問題であります。然るに近年歐洲諸國に於ける綿羊頭數減少の現象によつて、本邦に牧羊業を始むるの不得策を叫ぶ人がありますが、私が親しく諸國を遊歴して、彼の地の山野到る所群羊を放牧し、農村また戸毎に多少の羊を飼はざる無きを見、決してそれらの人々が想像するが如き衰運にあらざるを知ると同時に、我が國の現狀に想到して慨然たらざるを得ないのであります。もとより國々には國際的分業があり、氣候・風土到底牧羊事業に適せずと斷ずれば、問題はありません。併し、苟も之に適する土地が少しでもあるならば、官民協力一致、以て牧羊の

振興を講ぜねばなりません。

我が國は地積狭小なりと雖も、丘陵・荒地などの利用すべき所、尙乏しくはありません。空氣の濕潤、降雨の多量など牧羊上多少の障害なしとは言へませんが、決して絶望すべきにあらざること、今更例を海外に求めるまでもなく、本邦各地の實驗に徴しても明かであります。近時我が政府も大いに覺る所あつて、牧羊獎勵を畫し、二十箇年にして我が國內の綿羊頭數を百萬に達せしめんとする、綿羊百萬頭計畫なるものを確立いたしました。これは如何に内閣が換りまして變更し得ざる國策でありまして、私共は此の計畫の確立に對し、滿腔の賛意を表する次第であります。

綿羊は家畜中最も温順にして管理し易く、而もそれより得られる材料は、人類に重要な效用を與へて居るのでありますから、若し夫れ一般農家にして一副業として之を飼養しましたならば、邦家を益すること誠に多大なるべしと確信いたします。(高橋六郎、綿羊の常職)

第十五 人類愛

〔主眼〕

人類愛の發揮について、現代の國際的日本人として特に注意すべき點を考察させ、四海同胞の精神を涵養せしめんとする。

〔取扱〕

- (一) 本課に聯關して、我が國の人口問題、米國の我が移民排斥問題なども適當に説明を與へた。
- (二) 日本赤十字社の事業についても相當に理解させる所があつて欲しい。

〔解説〕

- (一) 「ジェンナー」Edward Jenner, (1749—1823) イギリスの醫者。牛痘接種法の祖。グロス
タシヤのバークリに生れた。父は牧師。外傷醫兼藥劑師ルドローの許で外科學を修め、一七

七〇年ロンドンのハンタの許に留り、一七七二年歸郷して開業した。ルドローの許に居た時に百姓の女から牛痘に罹つた者は、痘瘡に罹らぬといふ土地の人の信念を教へられ、一七七五年以後數年間研究の末、細心に植付けられ、且常態に經過して居る牛痘苗は、痘瘡に對して確實な防衛であることを信じ、一七九六年八歳の男兒に最初の豫防接種を行ひ、同年彼に眞性の痘瘡毒を植ゑ、發病せぬことを實驗上確めた。よつて牛痘接種に關する論文、"An Inquiry into the Causes and Effects of the Variolae Vaccinae Known by the Name of the Cow-Pox" を著し、全世界の醫者を動かした。

〔参 考〕

(一) 「赤十字社」(Red Cross Society)

名稱は本事業の發議者スイス國に敬意を表し、且其の盡力を記念する爲に、同國の旗章十字を白地に赤書して、該條約に認むる事業の記章と定めたるによる。其の主旨は國際的盟約に依り、戦時に於ける傷者・病者を敵味方の差別なく救護するにありて、全く人道的精神に出づ。クリム戦役の際、露國大公妃ヘレネ、パウロウナ、英國のナイチンゲールが戦地傷病者の救護に盡力したるが如きは、赤十字社創立以前の私人的救護事業團體の顯著なる實例と

す。其の後一八五九年スイスの志士アンリ、デュナン(Henri Dunant)はソルフェリノの戦の際、身親しく戦地に入りて戦争の惨劇を目撃し、一八六二年「ソルフェリノの記念」と題する書を公にし、塙・佛・伊三軍の戦場に於ける悲惨の光景を描きて志士・仁人に訴へ、陸軍の衛生設備不十分なるを以て、戦時の傷病者を彼我の差別なく救護するには、各國特志救護社を設けて、平時救護員を養成するの必要を絶叫し、且各國救護社の基礎となるべき國際的規約を協定する爲に、有力家より成る會議の召集を痛論せり。此の書は直ちに各國語に翻譯せられて、帝王・皇妃・將軍・文豪などの熱心なる同情を喚起せり。ジュネーヴ公益協會はデュナンの意見に賛成し、特別委員五名を設けて其の理想の實現に盡力せしめ、デュナン亦日夜東奔西走、至誠を以て各國の有力家を説服し、彼の企畫は漸く實現せらるゝに至れり。斯くて第一回ジュネーヴ會議は一八六三年十月二十六日を以て開かれたり。總員三十六名、代表者を派遣せる政府は十四箇國なり。會議は二十六日より二十九日に亙り、ジュネーヴ特別委員提出の國際的規約案に多少の修正を加へて赤十字規約を可決せり。即ち次の如し。

第一條 各邦一の中央委員を組織し、戦争あるに臨み、其の力の及ぶ限り軍陣醫療の業を補助すべし。

但し委員の組織は各邦適宜の法に由るを得べし。

第二條 此の委員を補助するの目的を以て設立する支會の數には定限なし。但し支會は必ず中央委員の指導を受くるものとす。

第三條 各邦の中央委員は其の國の政府と約束し、其の事實を實施する場合ある毎に必ず政府の之を甘受すべきを豫定すべし。

第四條 中央委員及支社は平時に於て戰時能く實用に適するの準備を爲すべし。殊に各種の資財物品を具備し、且義勇看病人を養成すべし。

第五條 戰時に於ては戰鬪國の委員、其の力の及ぶ限り本國の兵を救助すべし。殊に義勇看病人を整理して其の職に服事せしめ、陸軍官憲と協議して、被害者看護の場所を設くべし。但し戰鬪國の委員は局外中立國の委員に請うて、其の幫助を求むるを得べし。

第六條 中央委員は陸軍官憲の請求に依り、若くは其の許可を経れば、義勇救護人を戦地に送るべし。

但し此の場合に於ては軍隊司令官の指揮に従ふべし。

第七條 軍陣に直接する義勇救護人は、之を支配する中央委員より一切の需要品を辨すべし。

第八條 義勇救護人は何れの國に論なく、同一の記標即ち袖巾に赤十字を付すべし。

第九條 各邦の中央委員及び支社は萬國會を設けて集會し、互に其の經驗を報告し、其の目的の實行に便宜なる規約を協議するを得べし。

第十條 各邦委員報告の交換は當分ジュネーヴ委員の媒介によるべし。

斯くて各國特志救護社を組織すべき國際的規約は確立するに至りたれど、救護員及び救護所の局外中立に關するベルリン内閣提出の問題は、各國政府の全權委員の會合にあらざる此の會議によりて決定する能はざれば、他の二件と共に本會議の希望として聲明するに止り、ジュネーヴ特別委員五名は、此の會議の委任を受けて、各國特志救護社の中心たるべき國際委員となり、苦心盡力の結果、翌一八六四年八月ジュネーヴに列國政府全權委員の會議を開きて、所謂赤十字條約を締結し、傷病者並に救護員・救護所の嚴正なる局外中立の權利を確定せり。又一八六三年のジュネーヴ會議の議決せる赤十字規約第九條に基きて、萬國赤十字總會を開催することとなり、第一回はフランス赤十字社の主催によりて、一八六七年八月パリに於て開かれ、第二回は一八六九年ベルリンに開かれ、第三回は一八八四年ジュネーヴに開かる。會、我が橋本陸軍々醫總監は大山陸軍卿に従ひてヨーロッパに出張し、赤十字條約加盟及び赤十字社聯盟加入の手續を調査せる折なりしを以て、ジュネーヴ國際委員長の好意により、員外として總會に參列したり。其の後五年毎に一回、佛・伊・奧・露・英各國に

萬國總會開かれ、一九一二年にはアメリカ合衆國に催されたり。赤十字社はもと戦時に於ける傷病兵救護を目的とするも、戦時に敏活の働をなすには平時の其の準備を完成し置くの必要あるを以て、各國赤十字社は平時に於て、救護人員及び材料の準備に力むると共に、更に之を利用して種々なる慈善事業を行ふに至れり。我が日本赤十字社の前身は、明治十年西南役の際、博愛社の名を以て創立せられしが、明治十九年我が政府赤十字條約に加盟せるを以て、博愛社も其の翌二十年日本赤十字社と改稱すると共に、萬國赤十字社の聯盟に加入したり。爾來殆ど他の比類なき長足の進歩發達をなし、其の間日清戦争・北清事變及び日露戦争に救護事業を施行し、又日獨戦争及び歐洲大戰にも救護に従事して中外の賞讃を博し、今日は世界に於ける赤十字社の模範を以て稱せらるゝに至れり。(日本百科大辭典による)

第十六 國際禮節

〔主 眼〕

國際日本の一國民として禮節を重んぶべきことを知らしめ、其の方法を指導する。

〔取 扱〕

- (一) 國際禮節を盡す一方法として、外國語は多少でも之を知つて置くのがよいことを考へさせる。
- (二) 日本人は歐米人に比して、汽車の中電車の中バスの中などで、他人の様子をものめづらしげにじろく／＼と見る癖がある。之は國際禮節として見ても慎むべきものであることを知らしめたい。

〔解 説〕

- (一) 「東洋の君子國」第三「敬虔」の解説を参照されたい。

〔参考〕

(一)「汝の母」

英國の一飛行士官が敵の飛行機を射落した時のことである。彼は敵機の地上に落ちるのを見ると共に、それに乗組んでゐる敵兵のことを思ひ、敵の塹壕の前であるにも拘らず、敵機の跡を追うて着陸した。敵機は翼を折つて壊れ、乗組士官は地上に横たはつて倒れ、呼吸は既に絶えてゐた。敵ながら今まで空中に飛翔してゐたことを思ひ、物の哀れを覺えて、其の死骸を片付けてやらうとして、胸のポケットの邊に手を觸れると、其處に堅いものがある。之を捜し出して見ると一葉の寫眞で、それには「汝の母」と書いてある。即ち今戦死したドイツ士官は、空中戦にも常にポケットに「汝の母」の寫眞を藏してゐたのである。英國士官は之を見て一入哀れを催し、先づ敵の死骸を味方の塹壕に運び、再び機上の人となつて又一戦した。斯くて武運目出たく安全に味方の戦線の後に歸つた。

其の夜、英國士官は其の日射殺した敵と其の老母とのことを思ひ、それにつけても、自分の身の上、且は早く亡くなつた自分の母のことを考へて感慨に堪へず、敵士官の住所・姓名によつて、其の母へ一書を送つた。其の意味は大略次のやうであつた。

「私は英國の飛行士官です。今日私は敵機たるドイツの一飛行機を射落して一つの功名を立てましたが、其の敵兵が死ぬまで母御の寫眞を大切にポケットに藏してゐたのを發見し、其の母御たるあなたに此の手紙を差上げます。

私はあなたの御子息を殺しました。併し、御子息を憎んでのことでもなければ、又御子息の母御たるあなたのお悲みを知らないのでもないことは勿論です。たゞ戦争といふ残忍な仕事に於て、之は私の義務だつたのです。敵士官即ちあなたの御子息が、味方の陣地を空中から偵察して無事に歸られましたら、其の結果、味方は必ずやそれだけの攻撃を受けて、味方の兵何人かの生命は其の爲に失はれたでせう。此の不幸を防ぐ爲、私は敵機を射落しましたが、其の乗組士官の死骸に敬意を表し、それを取片付けようとする時、其の人の母御たるあなたの寫眞を發見して、無量の感に打たれたのです。

私は子供の頃母に死別れ、今でも母親のある人を羨しく思ふのですが、其の私が殺した敵士官にはあなたといふいとしの母親がをられ、死ぬまで其の母御の寫眞を抱いてゐられたのを見て、私はじつとしてはゐられない感じがします。御子息は既に此の世の人ではありません。あなたも此の知らせを得て、今頃はさぞ悲痛に沈んでゐられるでせう。御子息を殺した私があなたに手紙を差上げるのは残忍だとお思ひでせうが、併し私としては、あな

たに對して、丁度自分の母に對するやうな親しい感じを、悲みの中にも禁ずることが出来ません。私は御子息を殺しました。併し、今私があなたの寫眞を前に置いて、あなたに此の手紙を書く時には、亡き御子息があなたに向つて話してゐられるのか、又私が自分の亡き母に向つて手紙を書いてゐるのか、私には區別が付かず、筆先に涙がはら／＼と流れるばかりです。

私が御子息を殺したのは、戦争といふ残忍な悪魔のなしたことです。あなたも、又亡くなつたあなたの御子息も、此のことを思うて私の罪を許して下さいませう。そして又、御子息の亡くなつた代りに、私は一人の母を得たやうな思をしてゐることをお察し下さるでせう。今私の書く此の手紙は、御子息と私の二人の魂——殺された御子息と殺した私の眞心——が一緒になつて書くのだと思つて下さい。もう此の上は何も書けません。涙で目は曇り、筆執る手も顫へます。」

此の手紙は英軍の本營から中立國の手を経て、ドイツ國內の宛名の人に届いた。人の兒を失つた母が之を読んだ時の感じは、思ひ遣るさへ涙の種である。さて、此の婦人は數日の後長い長い手紙を書いて、あの英國士官へ送つた。其の大意は次のやうであつた。

「お手紙の着く前に、倅の戦死は知つてゐましたが、其の戦死の相手たるあなたの情深い

お手紙を見た時の私の思をお察し下さい。通常ならば、あなたを倅の仇としてお怨み申す所ですが、御述べに接しては其の仇が反つて倅の蘇生となつて、此の母に手紙を寄せてくれたやうに思はれます。あなたが倅の懐にあつた私の寫眞に對して、亡き母御に對する心持がすると言はれるやうに、あなたのお手紙は、私に取つては討死した倅の手紙としか思はれません。あなたは倅を殺したと言はれ、又事實それに違ひないことは勿論知つてゐますが、殺すも殺されるも共に各、の祖國の爲で、人として何等の怨も仇もある理由のないことはお互に明白のことです。其の怨もない者が互に殺し合はうとするのは、畢竟は戦争の爲ですが、之については私は何も申しません。たゞ仇といふべきあなたが私を母の如く思ひ、私にも亦あなたが死んだ倅の身代りのやうに思はれるのは、何たる不思議な因縁です。私には三人の男の子がありまして、戦死したのは其の末子ですが、兄二人もやはり戦場に出てゐて、いつ弟と同じ運命に陥るか解りません。併し、私は末子の戦死した爲に、あなたといふ新たな子を得ました。戦争が済んで平和の時が來、そして兄二人も無事に歸つて來ましたなら、私はあなたに此の家へ一度來て戴きたいと思ひます。二人の兄もあなたを弟と思つて迎へるでせう。其の時は、あなたは死んだ倅とあなたと二人分の子として、私の家庭にいつまでも滞在して戴きたいと思ひます。私は其の日の早く來るのを神

に祈つてゐます。

そして、最後には、あの寫眞に書いてある通り「汝の母」と認めてあつた。

(姉崎正治、光あれ)

第十七 國民精神の作興

〔主眼〕

國民精神作興に關する詔書の御趣旨を徹底せしめ、質實剛健の氣象を旺盛ならしめんとする。

〔取扱〕

- (一) 詔書の淨書又は暗誦をなさしめる。
- (二) 生徒として詔書を奉戴するについて其の實行案を考へしめ、其の實踐を指導する。
- (三) 現今の世態について意見を述べしめ、それを適當に批判する。

〔解説〕

(一) 「語釋」

○振作(シンサク)―振ひおこすこと。「作」は興起・振起の義。唐の張説の醜宴序に、「六樂振作、萬舞冉弱。」

○兢兢(キョウキヤウ)一戒め慎む貌。尚書皋陶謨に、「兢兢業業、一日萬幾。」
 ○紹述(セウジュツ)一うけついで行ふこと。前代の施設を後代にうけついでしたがひのべる意。宋史章惇傳に、「於是、專以紹述爲國是。」

○浮華放縱(フクワハウショウ)一上べだけはでやかで實質がなく、我がまゝにすること。後漢書光武紀の詔に、「人情得_レ足、苦_ニ于放縱、快_ニ須臾之欲、忘_ニ慎罰之義。」

○輕佻詭激(ケイテウキゲキ)一かるはづみで極端にはしること。尉繚子に、「民有_ニ輕佻、則_レ欲心生、爭奪之思起矣。」後漢書茂冉傳に、「好違_レ時絶_レ俗、爲_ニ詭激之行。」又同書周澤傳に、「當世疑_ニ其詭激。」

○前緒(ゼンシヨ)一前代からの事業、先帝の御事業。楚辭天問に、「纂_ニ就前緒、遂成_ニ考功。」又魏志蔣濟傳に、「方當_レ恢復前緒、光_ニ濟遺業。」

○恪遵(カクジュン)一つゝしんで遵ひ守ること。

(二)「現實的・破壊的思想」自然主義(本能満足主義)・共產主義・虛無主義などを指す。

(三)「關東地方の大震災」東京に於ける發震は、大正十二年九月一日午前十一時五十八分であり、被害は東京・神奈川・静岡・千葉・茨城・埼玉・栃木・長野・山梨などの一府八縣に亘り、全損害額は四十億圓と稱せられた。今、死傷者其他を擧げると次のやうである。

死者	九一、八〇二	傷者	一〇二、〇九八	行方不明	四二、二五七
燒失家屋	三八一、三二〇	全潰家屋	一四六、五一一	半潰半燒家屋	一八九、五三二

〔參考〕

(一)「詔書と勅書」

公式令(明治四十年二月一日勅令第六號)には明かに詔書と勅書とを區別して、左の如く規定してある。

第一條 皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス

詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第二條 文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣誥セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス

勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事務ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之

ニ副署ス其ノ國務大臣ノ職務ニ關スルモノニハ內閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス
 (二)「內閣總理大臣告諭」國民精神作興に關する詔書について內閣總理大臣(當時は伯爵山本權
 兵衛)の發せられた告諭(大正十二年十一月十一日官報號外)は左の如くである。
 曩ニ帝都ノ復興ニ關スル 聖詔ヲ拜セシニ今又精神振作ノ大詔ヲ下シテ國家興隆ノ道ヲ示シ
 タマヒ國民ヲシテ其ノ向フ所ヲ知ラシメタマフ 叙慮深遠誠ニ感激ノ至ニ堪ヘス
 謹ミテ案スルニ 明治天皇夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ積弊ヲ一新シテ庶政ノ釐革ヲ斷行シタ
 マヘリ是ニ於テ民心一時ニ作興シ質實剛健ノ氣風ヲ以テ文化ヲ開發シ國運ノ隆降タル前古其
 ノ比ヲ見ス後教育ニ關スル 勅語ヲ下シテ其ノ大綱ヲ論シ國體ノ尊フヘク淵源ノ重スヘキヲ
 知ラシメタマヘリ日清日露ノ兩戰役ニ偉績ヲ奏セシハ實ニ教育勅語ノ明效ナリ然ルニ國威ノ
 宣揚セラレタルト共ニ國民ノ意漸ク驕リ動モスレハ輕佻浮華ニ失セムトスルモノアリ 先帝
 更ニ大詔ヲ煥發セラレ勤儉ヲ勸メ荒怠ヲ誡メタマヘリ然レトモ積年ノ宿弊ハ容易ニ之ヲ改ム
 ルヲ得ス殊ニ歐洲大戰ノ齎セル經濟界ノ變調ニ促サレテ人心放縱ニ流レ節制ヲ失ヒ國情ト相
 容レサル外界思潮ト相待チテ思想詭激ニ趨カムトスルノ風アリ今ニシテ反省自覺以テ中正ニ
 歸スルニ非スムハ社會ノ頹敗ハ遂ニ之ヲ濟フニ由ナカラムトス今未曾有ノ天災ニ際シテ此ノ
 聖詔ヲ拜スルニ至リタル所以ヲ思ヒ恐懼益深シ

願フニ 聖旨ヲ奉體シテ之カ實行ヲ期シ文物ヲ災後ニ恢復シテ更ニ國運ノ振張ヲ圖ルニハ其
 ノ努力從來ニ幾倍スルモノナカルヘカラス是レ國民精神ノ振作更張特ニ急切ヲ告クル所以ナ
 リ之カ爲ニ先ツ教育ノ振興ヲ圖リ特ニ德育ヲ根柢トシテ重ヲ人格ノ養成ニ置キ弛緩セル風紀
 ノ振肅ニ勉メ浮華ヲ去リ輕佻ヲ斥ケ我邦道德ノ大本タル忠君愛國ノ思想ヲ基礎トシテ益々協
 力一致義勇奉公ノ精神ヲ旺ニシ官民齊シク奢侈ヲ戒メ冗費ヲ節シ生活ノ安固ヲ圖リ經濟上ノ
 實力ヲ養ヒ進ンテ力ヲ産業ノ進暢ニ盡シ以テ國家ノ興隆ヲ致ササルヘカラス
 今此ノ災厄ノ後ニ於テ人人ノ自覺ヲ促シ現下ノ弊風ヲ一掃シテ維新當初ノ元氣ニ復シ國民ノ
 精神ヲシテ愈々剛健ナラシメ相率キテ文物ノ恢復ト國力ノ振興トニ盡瘁シ以テ 聖慮ニ副ヒ
 奉ラムコトハ本大臣ノ切望シテ止マサル所ナリ
 (三)「文部省訓令」同詔書について文部大臣(當時は岡野敬次郎)は左の如き文部省訓令(大正
 十二年十一月十七日官報號外)を發せられた。
 本月十日一般國民ニ對シ 詔書ヲ煥發シ給ヒ以テ國民ノ精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クス
 ルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優渥洵ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シテ
 國本ヲ培養スルニ在リ職ニ教育ノ任ニ在ル者夙夜淬礪以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘ
 シ

第十八 精神の剛健

〔主眼〕

第三學年に於ける修業を纏める意味に於て、精神作興の詔書の中心思想と拜せらるゝ「精神の剛健」なる語を掲げ、浮華放縱或は輕佻詭激の惡むべく懼るべきものなるを知らしめ、生徒が常に「剛健なる精神」をモットーとして進むやうに指導せんとする。

〔取扱〕

- (一) 倫理上の思想としては、快樂主義、或は自然主義の非なることを了解させる。
- (二) 藝術生活と精神の剛健とが兩立し得ることを教へ、殊に學生時代に於て此の點に注意して、情弱に陥らぬやうに注意することの必要を知らしめる。
- (三) 危険思想については卷五に於て委しく説く所があるが、本課に於ても精神の剛健といふ方面から相當の程度に説明して、之に陥らしめないやうに注意したい。
- (四) 此の際座右の銘の如きものを各自に工夫せしめ、學生生活をなす間の鑑戒とするやうに指導することも望ましい。

導することも望ましい。

〔解説〕

(一) 「貿易の逆調」從來一般に、輸出超過を以て國民的繁榮の徴候と見、之と反對な輸入超過を以て、國民經濟が衰頹する所以のものとなし、目して貿易の逆調となした。併し、現今に於ては、種々之に附帶した條件をも考へてしなければ、簡單にさうは斷定しがたくなつて居る。例へば、貨物の形に於て、正貨と同じ意味のものが輸入される場合もあり、別に貿易以外の國際收支もある。本書にも此の邊の用意がしてあり、たゞ其の名によつてのみ驚くことのないやうにといふ心持をよく明かにして居る。

〔参考〕

(一) 「南洲の豆腐汁」

西郷南洲は若い時、弟の從道と老婆を一人使つて書生生活をして居たことがある。或る朝、南洲は用事があつて早く何處かへ出かけて行つた。從道は後に遅く起きて食事をしたが、豆腐汁が水つぼくて食べられない。「婆や、此の汁はまづいよ。鹽氣が少しもないよ。」婆やは

驚いた。見れば、お醤油を入れるのを忘れて居たのであつた。従道はそれと聞いて笑ひながら、「兄上は何を召し上つて出られた。」と聞くと、老婆は、「此のお汁を召し上りました。」
「黙つて食べて行かれたか。」「はい、黙つて召し上りました。」「うゝ、兄上は矢張り俺よりは偉い所があるなあ。」と言つて感嘆したさうである。偉人や賢人には憤怒の影がない。

(二)「南洲の握飯」

明治維新の後、功によつて大臣・参議となつた人々は、書生時代の儉素・質實の風を忘れて、住居や衣服や食物に贅を盡し、出仕の時などは、高時繪の大重箱に山海の珍味を盛り、互に驕奢を誇る有様であつた。然るに、新に徴されて参議・陸軍大将となつた西郷隆盛は、家賃僅に三圓の借家に住み、一個月の生計費は十五圓に過ぎず、薩摩緋の短い着物に白木綿の兵児帯を締め、木履を穿いて市中を散歩するのを楽しみとして居た。其の出仕の時の辨當は大きな握飯に梅干か又は焼味噌、それに澤庵漬を添へたもので、他の人々の珍味佳肴の間に、殊に異彩を放つて見えた。併し、彼は悠然として其の握飯を舌鼓を打ちながら食べて居たが、暫くするうちに、他の人々の高時繪の大重箱は一つ減り二つ減つて、遂に其の姿を消すやうになつたといふ。

(三)「帝都復興に關する詔書」

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ヲサラムコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ頼リ世界空前ノ大戦ニ處シ尙克ク小康ヲ保ツヲ得タリ

癸卯圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎饑天ニ沖リ京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關杜絶シ爲ニ流言飛語盛ニ傳ハリ人心洶々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルヲ想知セシム

朕深ク自ラ戒愼シテ已マサルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ人心動搖シテ抵止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂傷シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救済ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト欲ス

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルノ地位

ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス

在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ郵民ノ心愈々切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

各大臣副署

第一 女子の本分

〔主眼〕

第四學年に進んだ當初に於て、先づ女子の本分に對する徹底した理解を與へ、堅實な修養に志させようとする。

〔取扱〕

- (一) 子女の教養に對する女子の責任の重大なことを十分に理解させ、將來の國家の興廢如何は女子が此の責任を全うするか否かにかゝる點の多いことを感得させる。
- (二) 此の際良妻賢母主義に對する疑念を一掃したい。生徒の中には聞きかぢりに或る疑惑を持つて居る者があるかも知れぬ。
- (三) 女子の本分を全うする爲に今後の修養を如何にすべきかについて考察させる。

〔解説〕

(一)「男子は物を造り、女子は人を造る。」Man makes things, but woman man.

〔参 考〕

(一)「文化に對する女子の貢獻」

男子が其の優越の地位を保つて來た間に於て、兎も角僅に成し遂げて來たところのもの、例へば、宗教・法律・科學・藝術・發見及び發明などが、恰も天の川のやうに彼等の夜の暗を辛うじて輝かして居る。然るに、女子は之等の事柄に關してはとかく心を費さないで來た。若しも男子が之までの長い年月の間に於て、女子の成し遂げて來たものを發見して、彼女の自尊を是認しようとする意志を十分に持つならば、男子は兎に角、女子の事業の一つだけを發明することが出来るであらう。

自然が種族の本能を形作つた時は、女子は其の本能を戀愛にまで改造した。必要が住居といふものを構成させた時に、女子はそれを家庭といふものに改造した。かうして文化に對する彼女の偉大な貢獻は愛情といふことである。

そして女子の此の事業は實に男子の貢獻に十分に匹敵し得るものである。勿論、と言つても、其の男子の貢獻が無價値なものであると言ひなす譯ではない。(エレン、ケイ、戀愛と結婚)

(二)「尊い賜物」

母上よ、あなたのお心はよくよく解ります。あなたはどんなに私を愛して下さつたでせう。私の胸は清い涙で一杯です。あなたは此の法界に愛といふもののあることを私に知らせて下さつた最初の方でした。私がそれを至上の眞理と認め、その眞理に私の一生を捧げて奉仕しようと思つてゐる、その愛といふものは、實はあなたから初めてその觀念の種子を賜はつたのであります。あなたは私にありあまるほどの母らしい恵をかけて下さいましたが、その種子こそ、あなたの私に賜はつた一番尊い賜物でありました。私はあなたから賜はつた生のまゝの愛の粗鏝あらがねから純粹の黄金を鍊出しました。あゝ母よ。私が今あなたとお別れせねばならぬと決心するのも、實にその愛のためです。その愛の至上命令に従ふのです。あなたと今お別れするのが、却つて本當にあなたを愛する道であると信じるからです。永久にあなたとお別れしたくないからこそ、今お別れせねばならないのです。昨日くれぐれも申上げた通りです。不滅の都で再びお目にかゝり、そして其處の宮居に永久に共に棲みませう。どうぞ私をいさぎよく送つて下さい。(倉田百三、布施太子の入山)

(三)「敵の劍を奪つて戦へ」

米國が獨立戦争に成功して、あの自由の鐘がフィラデルフィアの空に響き渡つたのは、一七

七六年の七月四日であつた。米國の此の成功は、上にウォシントンのやうな立派なリーダーがあり、而も全國が一致して事に當つた爲であることはいふまでもないが、此の間に女子の力が少からずあつて居ることも忘れてはならないことである。其の一例を挙げると、或る村に一人の寡婦があつて、亡夫の忘れがたみの二人の男子を養育して居たが、戦は我が軍に不利であると聞いたので、兄には一振の劍を與へ、弟には持たせるやうな武器がないので、一本の錆びた庖丁を與へて戦地へ急がせた。弟は子供心に兄の持つて居るやうな劍が欲しかつたので、それを母に訴へると、母は聲を勵まして、「早く行け。敵の大將と引組んで、兄さんのよりすつとよい劍を奪つて戦へ。」と教へた。かうして勇躍して出て行く二人の我が子の姿を母は頼もしげに見送つたといふ。

(四)「孟母」

孟母とは鄒の孟子の母なり。孟子いとけなかりしより、父なくて母に育てられけり。其の住める家、墓所に近かりければ、孟子はをさな遊びに、亡き人を送りて泣き悲しむまねをしけり。母はかねて孟子を學者たらしめん心なりければ、憂きことに思ひ、是子を育つべき所にあらずとて、立去りて市のほとりに住みぬ。孟子又商人の賣り買ふわざのみまねびければ、母なほ安からず思ひて、更に又學院の傍に遷れり。孟子それより學生の習禮を見ならひて、

禮器をつらね、威儀進退をまねびけり。母よろこびて、之ぞ子を置くべき所とて遂にこゝに家居を定めけり。或る時、孟子東隣に猪の庖丁したりけるを見て、「あれは何のためにかする。」と問ふ。母ふと戯れて、「汝にめさん爲にぞ。」と答へけるが、悔いて思へらく、古の女子には胎教とて生れぬ前より教ふる道のありけるを、今われ此の子のまさに智慧づきなんとするに及びて、跡なき事をいひ聞かせたるは、まさしく詐を教ふるにこそとて、ひそかに猪の肉を買ひて孟子に與へたりとぞ。(中村惕齋)

(五)「家庭の任務」

家庭とはどんな所か。子女を育てる爲に其の父と母とが同棲して居る場所である。人間の子供は動物のそれと違つて非常に弱い。他の動物は生れると直ぐ自力で歩み自分で餌さを採ることが出来るものもあり、暫く母親の哺育を受けて居るが、間もなく獨立して自ら食することの出来るものもある。獨り人間の子供はさうはいかぬ。彼が獨立するまでには相當に手間が取れる。

昔にあつても十五六年はかゝつたが、今日の文明時代では二十年以上もかゝる。

子供が獨立するまで親は世話をして遣らねばならぬ。二三人も子供があれば、其の期間は相當に永いから、人間の夫婦は永い同棲を必要とし、そこに家庭といふものが生れたのである。

家庭の任務は生活上の互助といふこともあるが、極論すれば之は二次的のものであらう。男女各、経済的に獨立し得る場合に、妻はいらないといふ男子もあれば、夫はいらないといふ女子もあるので、此の意味が判然として来る。大都會には次第に此の種の人が増して來つゝある。

(六)「ユーゴの母」

ユーゴの母は子を教へることが嚴正で、その命令がよく子供に行はれた。ユーゴが七八歳の頃、その後園に多くの果物がなつてゐたが、母は子供を誡めて、一つでも母の許を得なければ採ることはならぬと命じたので、ユーゴは或日「母様、あの果物がよく熟して落ちてゐても取つてはいけませんか。」と聞いた。母は直ちに「勿論。」と答へた。ユーゴは重ねて、「そんなら落ちて腐つてしまつても取つてはいけませんか。」と問ふと、母は又同じやうに答へた。それ故、果物の落ちて腐敗したのが澤山あつたが誰も拾ふ者はなかつた。

又隣家へ或天文學者が引越して來て、隣に男の兒が澤山ゐるのを見て、庭にはいつて來て騒がれては迷惑だからとて隔ての垣を作らうとした。するとユーゴの母は、「その儀ならば御心配には及びません。お隣の庭へ行つてはならぬと申しつけますから。」と言つた。その時天文學者は、「さうはいふものの頑はない子供のことだからおぼつかないものだ。」と、かう思つ

てゐた。然るに爾後何箇月たつても、この天文學者の庭内には小さい靴の跡は一つも附かなかつた。(下田歌子)

(七)「女性の力」

操は嚴冬雪ふるなかに、ほゝゑむ寒梅にほひやたくふ。

ほまれは千尋暗なる谷に、潜める幽蘭かほりに似るか。

いさをは蒼溟波捲く淵に、輝く白玉ひかりといづれ。

あゝ君見えざる無上のいさを、あゝ君聞えぬ至高のほまれ。

あゝ君知れざる究竟の操、大なる國民君より起る。

涙になさけに操に愛に、あゝ君やさしき女性の力。(土井晩翠)

第二 人生の理想

〔主眼〕

人生の理想・目的は何であるかについて、生徒相當の自覺を與へ、人格の向上を志して止まない青年たるべく、適當の指導を與へようとする。

〔取扱〕

- (一) 教師は本課を取扱ふ前に、本課の細論或は結論とも見るべき本卷第七「人格の實現」を一讀し置かれない。
- (二) 享樂主義及び禁欲主義については、第四及び第五に於て委しく述べる旨を生徒にも示し置き、こゝでは誤れる人生の目的の例として出したのであることを知らしめて置く。
- (三) 「人生とは何か」の問題は極めて難解な哲學問題であるが、女學校の生徒に示すには、此の説明が最も當を得て居ると思ふ。之を生徒の腦裡に十分に打込んで置きたいものである。
- (四) 極樂・地獄・天國については、生徒の間にもいろ／＼と説を出す者があるかも知れないが、

宗教の問題として之を取扱ふことは後に廻して(卷五に出て居る)、こゝでは飽くまで道德問題として取扱ふべきであると思ふ。

〔解説〕

- (一) 「精神文化」精神文化の内容は本卷第七「人格の實現」の課に細説してある。即ち學問的價值(眞)・道德的價值(善)・藝術的價值(美)・宗教的價值(聖)の四つであつて、之等の價值が發揮さればされる程、其の社會は精神文化の充實した社會となる。人生の理想は此の精神文化を向上させることにあり、又それが直ちに人生其のものである。即ち人類共同して精神文化を向上させて行くのが人生であるといふのである。

- (二) 「極樂や天國を現人生に實現」最近には宗教と學問とを調和せしめようとして、來世の存在を説かず、極樂や天國を現世に實現させなければならぬといふ説が、だん／＼と有力になりつゝあるやうである。友松圓諦氏の眞理運動なども其の一つであらう。

〔参考〕

- (一) 「個人主義より人格主義へ」

個人主義は個人なるものを以て、單なる概念でなく更に確實なる實在となし、之に絶對的價値を認め、其の生存と發展とを目的とする立場である。之が心理學的根據は自意識であつて、個性尊重を其の眼目となし、好んで自己を主張し、自己以外の權威を輕んじ、己の屬する諸種の團體の己に加ふる制限を厭ひ、飽くまで己を固持し、己を擴張しようとするのであるけれども、此の立場は一概に其の主張の全體を排斥すべきでない。何となれば、此の主義は、若し其の個人といふ觀念を純化すると人格主義となるからである。純化とは特殊性の排斥、普汎性の抽出である。人格主義とは人格を以て眞實なるものにして、社會的存立するものとなし、殊に其の知的、道德的並に宗教的活動を重視する立場である。

個人主義の排斥すべきは、それはともすると利己主義に墮し、己が利益の獲得に是急であつて、眼中他人なく、自他の合して組み立つる社會の價値に、思ひ到らぬところにあるのである。所謂危険思想なるものの中には、此の意味に於ける個人主義を極度に押し進めて、少しも個人以外の權威を認めず、一人による一人の支配を主張して、個人の要求、而も其の不合理なものまでも強ひて之を充たさうとして、敢て現状否定の態度に出るものがある。此の故に、若し個人主義の病弊を免れようとするれば、何處までも其の個人といふ觀念を純化して、それをして社會なり國家なりの意義と價値とを承認し尊重するものたらしめねばならぬ。社

會なり國家なりは何れも個人から組立てられるものなる限り、此の事は必ずしも不可能ではない。況して個人の本質たる人格は、社會なり國家なりの良き勢力を取入れて、始めて自らを存立せしめ、自らを發展せしむるに於てをやである。要するに、個人主義は進展して人格主義となつて、始めて安んじて我等の實行主義となすことが出来るのである。

之まで人格なるものは二様に解釋せられてゐるやうに思ふ。其の一は意識の統一といふことである。言ひ換へれば、獨立にして且統一ある精神である。更に言へば、思想・感情及び欲求の統一である。是あるが爲に我等は條理ある思想を構へ、秩序立つた行爲に出でて、能く價値ある經驗を遂げ、人としての體面を保つことが出来るのである。其の二は價値判斷の對象である。重ねて言へば道德的評價の對象である。例へば或は高尚な人格といひ、或は下劣な人格といひ、或は大きい人格、或は小さい人格といふやうに、高下大小の評語を以て價値づけられる價値の主體である。此の意味に於ける人格は、前者と餘程其の趣を異にするのである。前の意味に於ける人格は、苟くも精神に障礙なき限り、何人も之が持主たるのであるが、後の意味に於ける人格の中、殊に其の高尚なもの、偉大なものに至つては、何人も之を所有する譯に行かぬ。道德に、宗教に、哲學に、藝術に、能く其の修養を努め、能く之が鑑賞を怠らず、以て人格の内容を充實する者でなければ、之を有することが出来ぬので

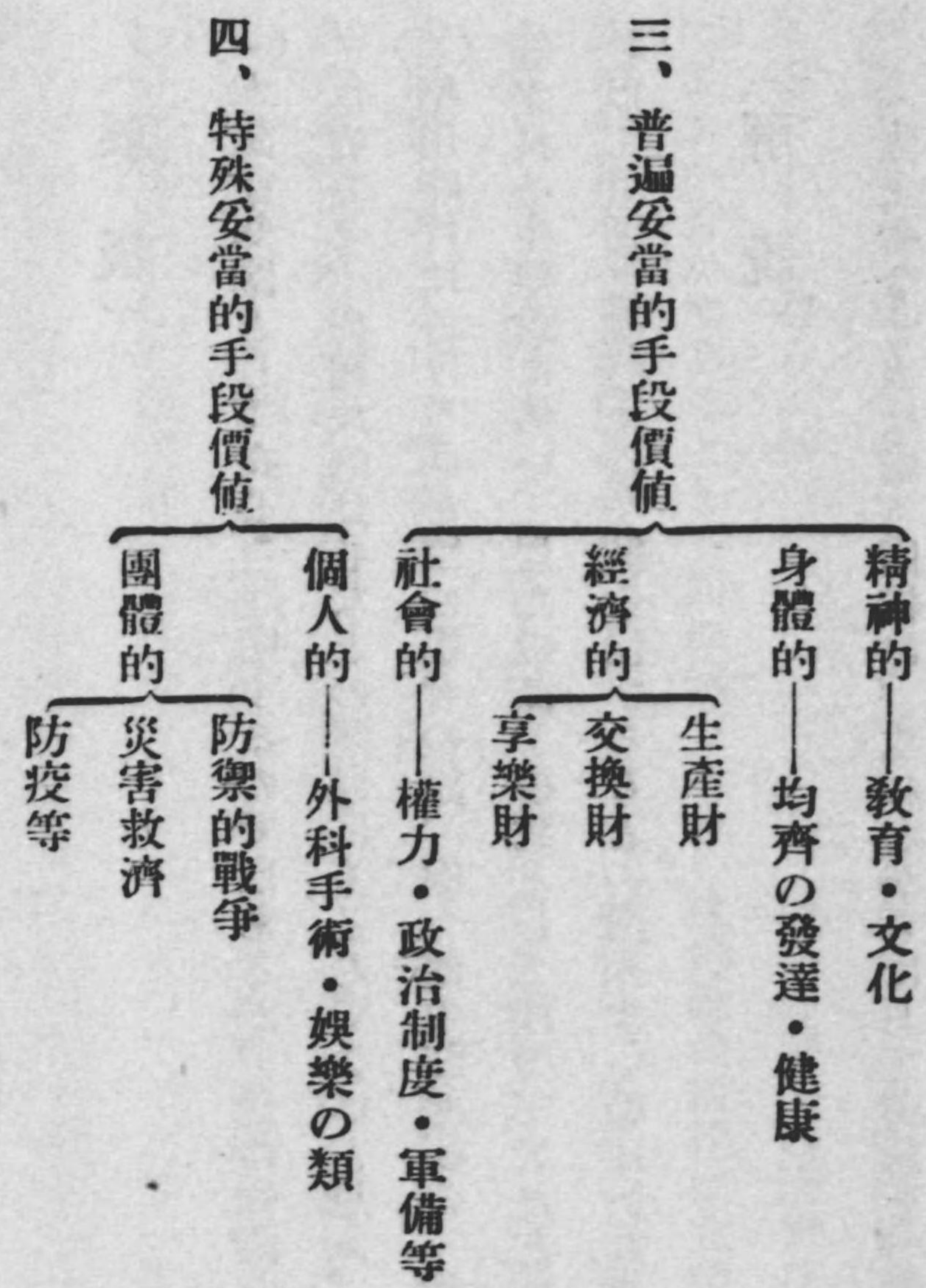
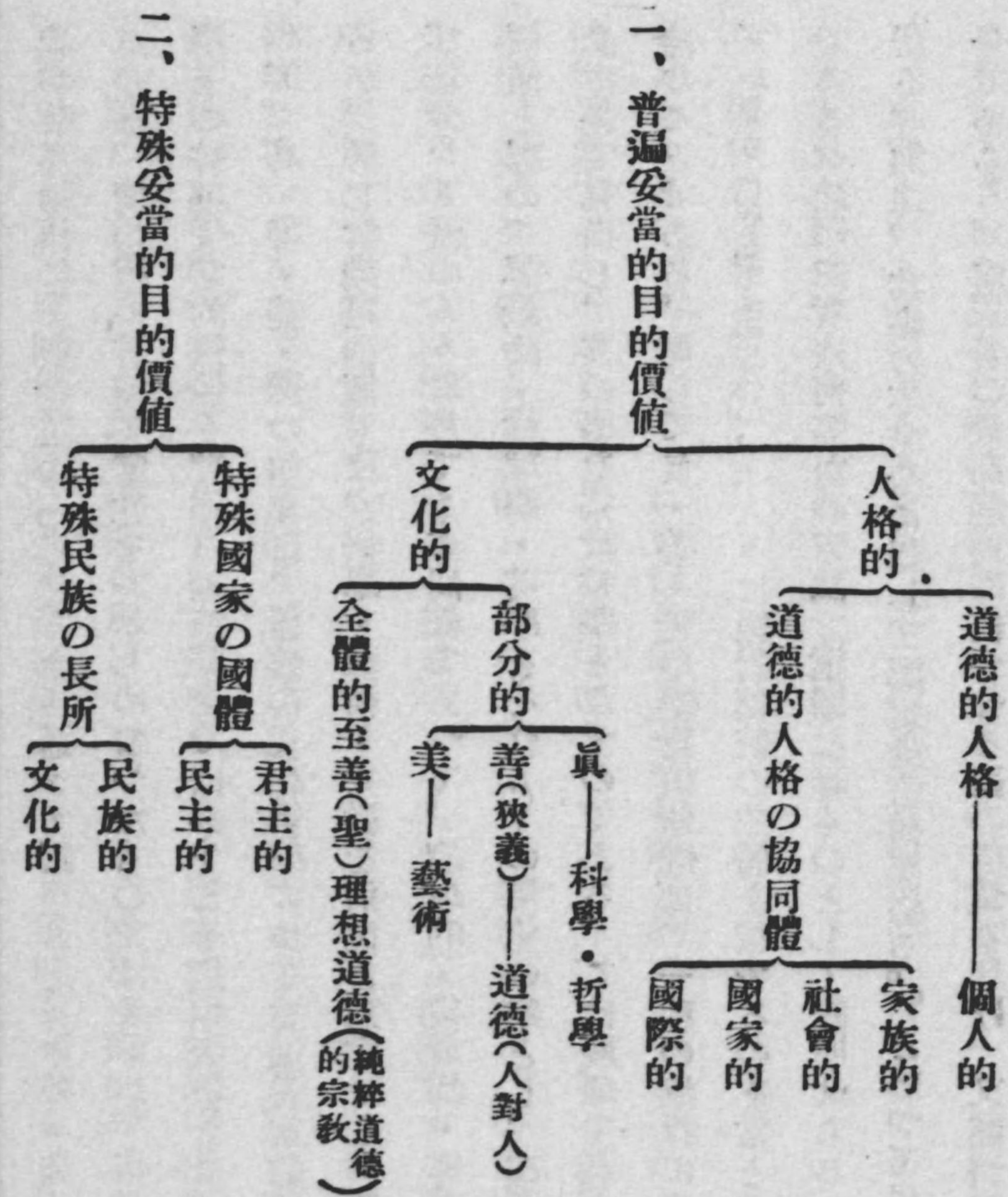
ある。孟子の所謂「充實之謂美、充實而有光輝、之謂大、大而化之、之謂聖、聖而不_レ可_レ知_レ之、之謂神。」（孟子卷十四、盡心下）と言ふが如き境涯は、獨り向上不退轉の努力を以てして、始めて之を期待することが出来るのである。第一の見方は心理學的なものであつて、事實といふ立場から人を見、第二の見方は倫理的なものであつて、價值といふ立場から人を見た結果である。（深作安文、思想と人格）

(二)「價值の分類と體系」

私見によると、價值は第一に自己目的乃至究極的目的であるか否かといふ標準、第二に普遍的に妥當するか否かといふ二つの標準によつて之を分類することが出来る。第一の標準によれば、價值は目的々と手段的とに分れ、第二の標準によれば、普遍妥當のと特殊妥當のとに分れる。此の二つの標準は見地の相違によるもので、互に衝突する關係ではない。例へば目的々價值は普遍的に妥當する價值であり得るし、手段的價值も亦普遍的妥當的價值たる事を妨げないのである。第一の目的々・手段的の分類は、リップスの無制約的・制約的、ソウレイの本質的・手段的にほゞ相當するものであるが、意味が比較的明晰であり、且アリストテレス説にも合するから此の概念を用ひるのである。次に普遍的妥當の標準はカントの力説した所であるが、同時にそれは凡そ道德たるものに必須缺くべからざる標準である。例へば、

我が教育勅語に、斯の道は「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と見えて居るのは、斯の道の普遍妥當性をお示しになつたものではないか。但し茲に注意すべきは、哲學上の普遍妥當的價值を普通の道德觀念では必ずしも道德價值とは認めないことである。例へば、眞・善・美・聖の如きは、新舊の文化哲學に於て普遍妥當的理想價值と看做するのであるが、併し常識道德觀では、科學・藝術・宗教を道德と對立せしめて考へて居る。カント及び新カント派の人々に於ても亦同様であつて、論理的・倫理的・審美的の三者を普遍妥當的價值と認め、認識論・倫理學・美學をそれ々の價值の學とし、三者の究極的統合を神の概念に於て見出し、其の學を宗教哲學となすのである。これは論理主義文化哲學者の價值論に明瞭なことである。而して眞・善・美の絶対價值説は、一種の流行にすらなつて居る。ラアトブルッフ (Radbruch) が、「人々は絶対價值の三體を信するのを常とする。それは眞・善・美である。此の三者は何等かの方法で遺漏なきものとして證明せらるゝことなしに信ぜられて居る。加之、其等の不完全に對して認定的證據がある。」といつて居るのは、之を示すに十分であらう。尙三者の最高絶對に統合せる聖の價值を擧げ、又經濟的の財、政治的の權力をも文化價值に數へる者もある。斯くして六種の理想價值説が成立する。さて私見によれば、最廣義の道德的善は、之等の諸價值を包攝・綜合した體系でなければならぬ。今博高の見地

に立ち、前述の二標準に基づいて道德的善の全體に關する體系組織を考へて見ると、凡そ次の如くなるかと思ふ。



(荻原擴、倫理概論)

第三 良心

〔主 眼〕

倫理學上の良心の問題を簡単に説明して、中正な知識を得しめようとする。

〔取 扱〕

- (一) 本課は知識として良心を説明するのではあるが、此の知識を基礎として各自の良心について反省させ、尙國民的良心などの問題にも及んでよいと思ふ。
- (二) 徳川時代に於ける我が國の學者の説、例へば中江藤樹の「致良知」などについて述べ、之等が良心生得説に傾いて居たのは、學説として誤つて居たといふ點を明かにしたい。但し之を以て、道德實踐上の功績を没することの出来ないのはいふまでもない。

〔解 説〕

- (一) 「無上命令」人は誰も同様に、生れながらにして善惡を判断する能力を具へて居る。其の

判断力が人に爲すべきことと爲すべからざることとを明瞭に示すので、それに従ふ行爲は常に善であり、逆らふ行爲は常に惡である。行爲の善惡の決定は凡べて此の判断力の教へる所に従ふか否かにあるとし、前に述べた良心生得説の根據に立つ道德標準説を直覺説といふ。其の判断力の本體は之を理性と名づける。理性は、善惡の判断については他に何等の條件を必要としない絶對性と、何事も明瞭正確に知り得るといふ明確性と、如何なる時にも人にも皆同様であるといふ普遍性とを具へて居る。即ち理性の命令は無上命令である。故に、人は此の理性の命するまゝに行動すれば、決して惡に陥ることはない筈である。然るに、人には此の理性の外に欲望があつて、常に理性の命する所に逆らはうとして居る。故に、人がらしい行爲をするには、常に理性の命する所によつて、之等の欲望を抑へなければならぬといふのである。

(二) 「無から有を生じない。」哲學上の一つの原理として認められて居るもので、カントは之を因果の範疇として説明し、「凡べての變化には原因がなければならぬ。原因なき所には結果のある譯はない。」といふ意味を述べて居る。

(三) 「社會精神」こゝでは個人の有する良心の總計としての社會的良心といふ意味に用ひたのである。例へば、一人の義人の行爲を見ては社會の凡べての人が之を讚美し、惡人の行爲を

見ては又社會の凡べての人が之を排斥するやうなもので、之等が即ち社會精神であつて、此の精神の正しい所に人となつた者は、随つて正しき良心を得、然らざる者は良心の發達が不十分であることになるのである。

(四)「普遍性」凡べてに遍通する性質、即ち何人にもそれが同様にあるといふ性質である。良心は人類幾百千世の經驗によつて現在に至つたものであるから、世界中の人が殆ど同じ良心を持つに至つて居るといふのである。

(五)「絶對性」絶對に間違はないといふ性質。良心の感ずる所は、道德として決して誤れる所はないといふのである。

〔参 考〕

(一)「良心について」

良心は道德意識と異語同義にて、自他の行爲及び品性に對して正邪善惡の判断を下し、正善はなすべし、邪惡はなすべからずと命令し、更に進んでは積極的に正善を行はしめ、邪惡を行はしめざる動力ともなる意識作用なり。心理學的に分析すれば、理想の認識といふ如き知的要素又は知的作用、悔恨の情に於て殊に顯著に知らるゝ如き情的要素又は情的作用、善を

行ひ惡を行はずといふ如き意的要素又は意的作用の三つに分解し得、其の起源よりいへば、經驗的に個人が教育環境より習得せるもの、其の特質は道德的評價判断作用を行ふことと、夫れに伴ふ權威或は當爲の意識とに存す。良心は欺くべからずとか、之を神の聲なりとか、精神の閃光とかいふは主として此の良心の權威の方面をいひ現せるものなり。倫理學史上論争の種子となれるは、其の發生問題と妥當性の問題なり。(一)良心發生の問題。二つの正反對説對峙せり。(甲)生具説—良心を單純不可分割の特異能力と見、是が(イ)神によつてか、(ロ)人間生れながら自然にかへられてありとす。中世の良知良能説、近世のバトラ一の良心説之に屬す。(乙)經驗説—良心は決して單一不可分割ならず、諸種の心的要素の複合體。夫れは後天的經驗の所産。(イ)經驗を其の人一代の經驗に歸するベンサムの如きと、(ロ)經驗を種類的經驗と解し、進化論の原理に立脚して良心の起源を説明するダーウキン・スペンサーの如きとあり。以上の生具説も經驗説も説明せんとする當體は個人の良心で、其の説明の原理は心理發生法を出でず。是に對して(丙)先驗説あり。カント及びカント學徒の説く所。發生よりいへば經驗に待てども、良心の權威妥當性は先驗的なる道德法(理性の自律)に存す。個人の心理的良心は教育環境或は遺傳の所産なるが、之をして普遍妥當的たらしむる超個人的先驗良心とも名づくべきものあり。カントの定言的命命・自律的意志・絶對義務の感と

稱するものは、即ち此の先驗的良心。此の説明は發生問題に於て經驗説を承認し、妥當性の問題に於て先驗説をとるもの。(二)良心妥當性の問題。良心の權威は絶對的なるか、其の命令は謬る所なきかの問題。(甲)生具説—良心其の者に誤謬はあり得べからず。其の權威は絶對的にして其の判断は常に正を得。其の判断の謬れる如く見ゆるは、實は良心と同時に個人の意識に並び存する他の個人的作用によつて、良心の働阻害されくらまざるゝ爲なり。即ち私心・欲念が良心てふ心の鏡を曇らす爲に、謬り生ずと説明さる。(乙)經驗説—良心の判断には正しきこともあれど、謬ることもあり。夫は漸次に向上發達せしむべきもの。教育の力、制度の改善などは個人良心發達の要件。(丙)先驗説—超個人的客觀的即ち先驗的良心の絶對的倫理價值其の者の意識なれば、絶對無謬・絶對權威を有す。併し、自然的經驗的の個人良心には誤謬あり、其の命令には後に反省して訂正・改正を要する場合がある。個人の良心は先驗的良心を一個のイデーとして其の實現に努力すべきもの、此の點經驗説と同様に良心の開發向上を要求す。併し、良心の妥當性の根據は絶對權威者たる先驗的良心に存す。以上何れの説に立脚すとも、吾人の現實實行に際しては、其の時々の良心の命を絶對的として服従、行爲する外に道德的たるを得る途なきなり。(岩波哲學辭典による)

(二)「カントの無上命令」

普遍的なる道德法則は、實踐理性が先驗的・無條件的・形式的・斷言的に意志を規定するところである。従つて快苦や利害や禍福といふやうな經驗的なものに基づいて、道德法則は歸納せられるものではない。道德法則はさやうな經驗に先だち、又條件付けられず、又さやうなものを内容とせず、斷言的に命令せられるものである。故に之は無上命令である。無上命令以外のものは或條件の下に效力のあるもので、有條件的なものである。従つて普遍性・絶對性を有しない。無上命令の特色は全然かゝるものと趣を異にするのである。何故にカントが斯く命令といふ形式を取つたかといへば、人には理性以外に感情があつて、そこに調和を破るが故に、理性が感情の上に立つて、之を克服命令するの必要があると考へたからである。無上命令には次の三則がある。

一、汝の意志の格率が常に同時に普遍立法の原理として妥當し得るやうに行動せよ。之は己が意志するところは、何人も同様に意志することが妥當であるやうにあらしめて行爲せよといふのである。カントは厭世・自殺、返済不能なる借財の契約、才幹ある人の遊惰、幸福な人の不人情などの實例を擧げて、之等がすべて右の法則に違反するものであることを説明して居る。

二、人は自他の人格を同時に目的として取扱ひ、決して手段として取扱はざるやう行爲せよ。

之は自他人格の絶対尊嚴なものであることを説くものである。理性的存在として人格は、それ自身が目的であり、それ自身に絶対の價値を有するもので、何物を以ても代へ得べからざる性質のものであるから、人は自他共に其の人格を尊重すべきであるとするのである。人格以外のものは決してそれ自身に價値を有するものではなく。他の何等かの事柄に對して用をなす意味に於て價値がある。故に代價を以て品位を定め得るものである。斯く考へると、人格以外のものの價値は手段的・相對的であるに對し、人格價値は目的々・絶対的なものである。

三、目的の王國を立てよ。

之は人格結合の團體生活に合理的基礎を與へるものである。要するに、カントは第一則に於て吾人の則るべき理性的普遍的法則を述べ、第二則に於て人格の絶対價値を説いて相互に目的として取扱ふべきことを述べ、第三則に於ては前二則を結合して、社會生活の法則を述べたのである。(池岡直孝、倫理學概論)

第四 幸福の價値

〔主 眼〕

單なる快樂・幸福の享受が人生の理想と合致せざる所以を知らしめ、精神的な眞の幸福を理想とすべきを悟らしめる。

〔取 扱〕

(一) 本課にいふ快樂と幸福とは同意義の語を重ね用ひたに過ぎぬ。快樂は身體的なものであり、幸福は精神的なものであるといふ區別は當を得ても居ないし、其のやうな意味で用ひたのではない。單なる快樂・幸福ではなくて、人生の理想と合致する(例へば、人を救つた時に感ずる)幸福といふ時には、「眞の幸福」、或は「價値ある幸福」といふ語を用ひてよからうと思ふ。

(二) 功利主義は所謂「擴げられた快樂主義」で、我等の理想とする所には遠いが、併し我等は高きへ登るには階段を一步步と進むことが必要であるやうに、功利的善さへもまだ十分に

行はれて居ない社會は、先づ之を功利的に導いて、之が實現された時、更に一段高く進む方法を取るがよい。功利主義は此の意味に於て價値を有するといふ態度で説明してよからうと思ふ。

(三)眞の幸福、即ち人格的な幸福については、本教科書に述べる所がなかつたが、之を希求するのは人の當然の權利であることを附加したい。「人を救ふ時、其の救ふのは之に對する謝禮・名譽などを豫想しないまでも、やはり救はなければ自分の満足が得られない。自分の満足のために人を救ふのなら、それは利己主義である。利己主義は卑むべきである。」といふやうな議論は誤つて居る。慾ばつたことをして自ら満足を感じるのは、單なる利己であるが、人を救うて感ずる満足は自他の同歡であつて、其の價値は全く異なる。斯かる満足を得て幸福を感じるのは、之こそ眞の幸福、人格的幸福である旨を知らしめたい。

(四)女學校に於て倫理的知識を與へるに際しての最大の問題は、實に此の快樂と幸福の價値を如何に考へさせるかといふことであると思ふ。こゝで、若し單なる快樂幸福が人生に無價値なものであるといふ信念を十分に與へることが出来なかつたならば、生徒は後來必ずや實利主義者となり利己主義者となり了るであらう。教師は此の事に留意して、慎重に此の課を取扱はなければならぬと思ふ。

〔解説〕

(一)「自然主義」自然主義には種々の意味があるが、こゝでは物欲的な本能満足主義の意に解する。

(二)「ジョン、スチュワート、ミル」John Stuart Mill, (1806—1873) イギリスの哲學者・經濟學者である。其の著した「經濟學原論」は殊に著名である。尙倫理學者としては功利主義の代表者たり、論理學に於ては歸納法を完成した。

(三)「最大多數の最大幸福」"The greatest happiness of the greatest number." 英國に於ける功利主義の創始者ともいふべきベンサム (Bentham) がいひ出した言葉で、功利主義のモットーとも稱すべきものである。

〔參考〕

(一)「功利説の是非」

功利説即ち公衆的快樂説は道德の神髓を捉へず、社會の進歩と合せず、常識と契合せずなどの幾多の非難の點あるは、其の説の維持し難きを示すものなるが、此の説の強みとする所、

此の説に於て取るべき所あるは忘却すべからず。即ち自己的快樂説とは異なりて公衆の幸福を以て吾人の目的とするによりて、吾人に共通の目的を與へんと試むる所、又幸福に對する欲求を排斥すべからずとなし、是によりて吾人の行爲の目的の事柄となるものを與ふる所は、公衆的快樂説に於て取るべき所なり。然れども、此の説は吾人の共通の目的とすべき幸福なるものを、唯快樂の集積したるものと解して、是より以外に吾人に取りて終極に欲すべきものなし、吾人に取りて善きものなしと唱ふる點に於て、到底吾人の道德的心識を満足せしむるを得ず。殊に功利を説いて吾人の動機・心根・爲人にそれ自身の價値を認めず、唯自他の快樂を生ずる所に於てのみ價値ありとするの點は、此の説の大難點ならずんばあらず。

(大西祝、倫理學)

第五 禁欲生活

〔主眼〕

禁欲説と制欲説の大要を會得せしめ、之を日常生活に如何に反映せしむべきかを考察させる。

〔取扱〕

- (一) 禁欲も制欲も共に我等が人生の理想を實現する爲の方便であつて、決して理想其のものではない所以を十分に會得せしめたい。
- (二) 禁欲説の正反對の説である恣欲説について、此の際相當の理解を與へ置くことも望ましい。
- (三) 宗教に於ける禁欲生活を批評せしめ、之等は凡べて道に達する方便としては認められるが、禁欲其のものを人生の理想とするのは誤つて居る所以を明瞭に悟らせたい。
- (四) 現代の社會は快樂主義的に傾いて居るか、或は其の反對に禁欲主義的に傾いて居るかについて考察させ、禁欲は兎も角、今少し制欲的生活をなす必要なかを思はせる。但し、之は都會と地方の別によつて其の程度を異にしなければならぬことはいふまでもないし、又それ

が人生の目的を達する方便としてであることは、よく考へさせて置かなければならぬ。

〔参考〕

(一)「恣欲説」

恣欲説の代表者はドイツのニーチエ Nietzsche, (1844—1900) である。彼は社會の理想は速に弱者を滅して、強者の世界を造るにありと主張し、最後に残るべき強者を超人と名づけ、我等は人類が凡べて超人となるやうな時代を理想とし、其の理想の實現に努力しなければならぬとした。此の理想を實現するには、我等は躊躇する所なく弱者を倒さなければならぬ。博愛とか同情とかいつて弱者を保護して居る間は我等は超人となることは出来ぬ。弱者を倒し盡して最後に超人が残存するに至つた時、我等は始めて人間としての理想的生活を營むことが出来るやうになる。博愛とか同情とかは、却つて此の理想の實現を妨げるものであるから、それは奴隷道德である。我が欲望の起るがまゝに之を満足せしめ、欲望を充す能はざる弱者を驅逐するのが眞の道德であつて、之が即ち君主道德である。」と説いた。

彼の説には進化論の主張が少からず取入れられて居る。「人はもと猿と同様なものであつたが、生存競争優勝劣敗の結果、遂に今日の人類が出現したのである。故に、今日の人類は更

に生存競争を激烈にして弱者を滅し盡し、超人の世界を創造しなければならぬ。若しそれが出来なければ、人間は猿にも劣る譯になるのである。此の意味に於て、戦争は實に至上なる道德である。弱者を滅す有力なる一つの方法は戦争である。戦争は人間社會を神聖にする。平和とは弱者が他の助を得んが爲に叫ぶ遠音に過ぎない。進化的な人は決して斯かる遠音に耳を傾けてはならない。」とまで言つて居る。

禁欲説は倫理學説としては多くの誤謬があるが、實際生活上の指針としては相當に意義のあるものである。然るに、恣欲説は學説として成立しないのみならず、實際生活上にも何等裨益する所なく、たゞ所論が無鐵砲で面白いといふに過ぎない。今其の缺點の二三を擧げる。

- 一、恣欲説實行の結果としては、世界には最後にたゞ一人の超人が残ることになる。
- 二、恣欲説では人間の生活と生物の生存とを同一視して居る。
- 三、恣欲説によれば單に腕力の強い者が勝つといふことになり易く、精神の力が認められぬ。
- 四、弱者を倒すことは人道上的大問題である。弱者を殺して得意となるが如き世界は人間の世界ではない。
- 五、戦争では幾多の優者が戦死する。戦場に出るやうなものは寧ろ優者ばかりである。

第六 自我の實現

〔主眼〕

自我實現説の主張を授けて之を批評し、之までの各標準説と比較して遂に優れた説である所以を納得させる。

〔取扱〕

- (一) 之までの各標準説はいづれも明かに公共善を説いて居なかつたが、自我實現説に於て之を明確にしたのは、道德説として非常なる進歩であることを知らしめる。
- (二) 功利説に於ける最大多数が相互に無関係な多数であるのに對して、自我實現説に於ける多数は有機的な繋がりを持つた全體として一なる多数であることを了解させる。

〔解説〕

- (一) 「本書に記述せざりし他の倫理學説」神祕説（人生の目的は神の考へたる目的にして、人

はたゞ神の命令に服従する外なきものとする説）、進化論的快樂説（人は進化すればする程快樂多くなり、進化の極致に達すれば、遂に苦痛皆無の天國を實現し得べしとする説）、直覺説（正邪善惡を直覺的に判断し得る理性の命令に従へとする説）など。

(二) 「公共善」治善ともいふ。個人と社會とを同一のものとして考へ、個人の善は直ちに社會の善であり、社會の善は又直ちに個人の善であるとする。

〔參考〕

- (一) 「藝術と人格的生命」

藝術の享樂にとつて特殊の意義を有する感官は眼と耳とである。此の二つが普通他の諸感官に對して高等感官と呼ばれて居るのは、單に其の感覺が精妙で、世界の解釋に特殊の意義を有するからばかりではなく、又眼と耳との享樂が特に高等なものとして考へられて居るからである。さうして、此の二感官の享樂が特に高等なのは、それが單に官能の享樂たるに止まらないからである。視聽の對象は多少の程度に於て常に我等の感情を誘發する。感情によつて我等はこれに生命を與へる。さうしてこれを美的享樂の對象とする。

藝術の眞正なる内容は常に此の人格的生命である。我等は藝術品の享樂によつて、單に表皮

の一部分を刺戟さるゝに止まらず、多かれ少かれ本質の根柢を攫まれることを感ずる。此處にそれを單なる官能の享樂以上に高め、根本的にこれと區別する所以があるのである。同時に我等は、美及び藝術によつて自己以上に高められる。我等が美なるもの及び藝術品の中に移入するのは日常現實の自己ではなくて、更に純粹な、廣濶な、更に高い自己である。一切の美は少くとも觀照の瞬間に於て、我等を一層善き、一層十分な、従つて一層道德的な人間にする。

あらゆる藝術品は、苟くもそれが藝術品の名に價して居る限り、此の使命を充さなければならぬ。あらゆる藝術家は、其の作品を通じて此の使命を果す限りに於て藝術家である。あらゆる藝術手段は、藝術品の人間的内容を出来るだけ純粹に、完全に形成することを標的とする。あらゆる藝術的形式の意義は此處に存在する。さうして、あらゆる藝術品の價値は、此の使命を充す程度に従つて定まるのである。(リップス、倫理學の根本問題)

第七 人格の實現

〔主眼〕

人格實現説の主張と其の價値とを知らしめ、人生最高の目的を自覺せしめる。

〔取扱〕

- (一) 本課は前課の自我實現説に聯關し、又本書第二「人生の理想」を參酌して、人生の最高目的について慎重に考察せしめ、確固たる信條を得しめることに十分の力を注ぎたい。
- (二) 本課を取扱つた後に於ても、尙人生の理想は幸福の獲得にあると主張する生徒があるかも知れない。之等に對しては強ひてそれを否定するに及ばず、其の幸福が精神的意義を有するものであれば、それは決して社會といふ條件を離れることの出来ないもので、既に社會を條件とする幸福であれば、それは遂に此の人格實現説と一致するものである。何となれば、人生の眞の幸福は人格の實現によらなければ得られるものではないからである。此の所以を慎重に説き聽かせたい。但し、若し尙快樂説を主張するやうな者があつたならば、それは個人

的に其の生徒を取扱ひ、徹底的に謬見を正すやうにしなければならぬ。

〔解説〕

(一)「最も真正なる藝術家も、最も眞理を愛する學者も」以下の一節は、前課の参考として挙げた。ドイツの哲學者リップス Theodor Lipps (1851—1914) が、其の著「倫理學の根本問題」中に述べたものである。

〔參考〕

(一)「人格實現說」

グリーン Thomas Hill Green, (1836—1882) は、宇宙には時間空間を超越せる唯一の精神的原理が存在し、一切の萬物は盡く此の宇宙精神の顯現であるといふ哲學的見地から出發して、自我實現說を唱へた。曰く、人生の究竟目的は自我の實現である。自我の實現とは理想的自我の實現であつて、人格價値の理想を究竟の標準とするものである。即ち人間各自が天賦の能力を完全に充實する所以であつて、之が道德的主善である。此の自我の實現は社會を通じて始めて行はれるものであつて、社會を離れては其の方途のないものである。されば、人生

究竟の目的は、社會的生活の下に理想的自我を實現し、以て人格を完成するにあるのである。要するに、グリーンは人格の完成を以て人生の目的とし、道德的活動の原據を人間以外に求めず、個人の善は社會的善即ち治善であるとなし、此の治善を至高善として個人と社會との調和を圖るべきものとしたのである。

人生究竟の目的は社會の進歩發達を圖るにあるが、此の目的は個人が各自の人格を向上せしめることによつて、始めて實現し得られるものであり、又個人の人格の向上は社會の進歩發達に努力することによつて、實現されるものである。人格を重んじなければ、健全なる社會を成すことが出來ず、健全なる社會でなければ、人格を重んじ之を實現させることが出來ない。社會の進歩發達と人格の實現とが相互的であることは、車の兩輪に於ける如き關係のものである。而して此の人格實現は人々が其の分に應じて日常の本務を實行するにあるのである。日常の本務に於て人格を實現しないものは、非常の時期と場合とに於ても實現し能はざるものである。故に、我等は自己の特質を發揮することに努むると共に、之を適所に應用して自己の屬する社會の進歩を促し、以て自己の人格を實現しなければならぬ。

(蜂川龍夫、小さい倫理學)

(二)「文化主義の倫理觀」

ヴィンデルバンド Wilhelm Windelband, (1848—1915) によると、道德規範の中最も重要なものは義務又は本務の意識である。此の意識こそは道德を道德たらしむる根本意識である。道德的命令が普遍的絶對的である所以は、義務の規範意識が先驗的に人間に具存するからである。併し、義務意識は形式的のものであつて、其の内容に如何なるものが盛られるか、換言すれば道德の最高目的は何であるかが重要な問題である。之に關して從來廣く行はれた主張は、一般幸福とか社會幸福とかいふことであつた。而して一般幸福とか社會幸福とかいふ時に、それは多數の個人の幸福を意味し、而も幸福とは多く快樂といふ意味に解せられた。かやうな個人の幸福が道德の最高目的であるとはどうしても考へられない。然らば、何が最高目的即ち普遍妥當の價值であるか。それは廣い意味での社會文化において他にはない。社會文化とは學問・藝術・宗教・道德などの創造・發展を意味する。文化は吾人にとつての普遍妥當の價值であつて、之が道德の最高目的である。而して之以外の價值は畢竟之に従屬するものである。道德の最高目的は文化の創造發展に存する。斯くの如く、文化主義の標準論は、文化價值に標準を置くものであることが明かである。(池田直孝、倫理學概論)

(三)「善」

善とは元來價值を有する事物の性質を指す。而して價值を有する事物は皆吾人の欲望を満足

せしむる所のものなり。我が國語の「よし」といふも、快樂を生ずるもの、美感を與ふるもの、道德に適へるものなど、凡べて吾人の欲望を満足せしむる事物の性質を指せり。上述の如く、善を以て吾人の欲望を満足せしむるものといふ時には、未だ以て道德的性質を帶ぶとはいふべからず。嚴密なる意義に於ける道德的善は、唯人格を有する者の行爲に存す。吾人は往々人格を有せざる事物に對して善なる語を用ふることあれども、それは道德的善の意義にあらず。例へば、善き時計、善き馬などいふ時は、之等のものが吾人の欲望を満足するに適せることを意味するものにして、其れ自身に道德的善なる性質を有するといふにあらず。換言すれば、之等のものは吾人が欲望を充す手段とする限りに於て善といはるべきものにして、其れ自身に於ては道德的善惡の區別なく、隨つて道德、且責任を有せざるなり。然るに、吾人人類は自己の意見を有し、自己決定を爲すものなり、即ち吾人は自己の意志によつて其の欲望に満足を與へんと努力するものなり。かく吾人は選擇決斷の性能を有するが故に、其の行爲に對して責任を負はざるべからず。されば、道德的善といはるべきは獨り吾人人類の行爲にのみ存すといふを得べし。

更に考ふれば、吾人人格を有するものが自己の意志を以て其の欲望に満足を與ふる行爲は、悉く道德的善なりといふを得べきか。若し吾人の有する欲望の目的を以て凡べて善なるもの

とせば、之を満足せしむる所の行爲は悉く善なりといふを得べし。されど、これは所謂心理的善と稱すべきものにして道德的善とはいふべからず。道德的に考ふれば、個々の目的を凡べて善なりと許す能はず。随つてたとひ吾人の行爲にして或目的に適ひたりとも、之を凡べて善なりといふ能はず。然らば道德上の善惡は如何にして決定せらるべきか。そは吾人の理想(主善)によつて決定せらる。此の理想は人間其のものとして最高目的にして、何等の制限を受くることなく絶對的價値を有す。而してかゝる理想は吾人が必ず追求するものにあらずして、當に追求すべきものなり。此の理想こそ即ち善惡の標準にして、之に適ひたる個々の目的及び行爲は善とせられ、之に反するものは惡とせらる。

以上の議論を概括すれば、道德的善は人間の理想に一致したる行爲の性質なりといふを得べし。善惡の標準即ち理想は學者によつて同じからず。随つて道德的善に關しても、其の見る所必ずしも一樣ならず。例へば、直覺論者は良心又は理想の直覺命令を以て標準となし、之に従ふ行爲は善にして苦痛を生ずる行爲は惡となしたり。又自我實現論者は自我實現を以て標準となし、之によつて行爲の善惡を判別したり。此の故に、一學派に於て善と認むる行爲も、他學派にては善と認めざることもあり、兩派等しく善と認むることにては、其の理由に至りては各、相異なれり。例へば、守約の如きも、快樂論者にありては、其れが快樂を生ずる

が故に善なりといひ、自我實現論者にありては、約束を守る行爲は自我を實現するが故に善なりといふが如し。されば、各派其の認むる善惡の標準に適するものを以て善となし、之に背くものを以て惡となす點に於ては皆相同じ。(哲學辭書)

(四)「眞の自己を知れ」

善を學問的に説明すれば色々の説明は出来るが、實地上眞の善とは唯一つあるのみである。即ち眞の自己を知るといふに盡きて居る。我々の眞の自己は宇宙の本體である。眞の自己を知れば皆に人類一般の善と合するばかりでなく、宇宙の本體と融合し、神意と冥合するのである。宗教も道德も實に此處に盡きて居る。而して眞の自己を知り神と合する法は、唯主客合一の力を自得するにあるのみである。而して此の力を得るのは、我々の此の偽我を殺し盡して、一たび此の世の欲より死して後蘇るのである。(マホメットが言つた様に、天國は劍の影にある。)此の如くにして、始めて眞に主客合一の境に到ることが出来る。是が宗教・道德・美術の極意である。基督教では之を再生といひ、佛教では之を見性といふ。昔ローマ法皇ベネディクト十一世が、ジョットーに、「畫家として腕を示すべき作を示せよ。」と言つたら、ジョットーは唯一圓形を描いて與へたといふ話がある。我々は道德上に於て此のジョットーの一圓形を得ねばならぬ。(西田幾多郎、善の研究)

第 八 本 務

〔主 眼〕

本務を倫理的に考へた時に起る重要な問題について考察させ、本務の遂行が人生の理想に達する唯一の道であることを悟らしめる。

〔取 扱〕

- (一) 本課を取扱ふ際には、特に左の二點に十分の力を注ぐやうにしたい。
- イ、本務の輕重については量よりも質を重んずべきこと。
- ロ、本務と權利との關係。
- (二) 生徒に多くの本務を挙げしめて、或は之を分類せしめ、或は之と權利との關係を考察せしめる。
- (三) 生徒は現在の學校生活に於て、如何に其の本務を遂行しつゝあるかについて反省せしめる。
- (四) 將來に於ける成功・不成功は凡べて人としての本務をよく遂行するか否かに係ることを知る。

らしめ、尙女子としては如何なる本務を如何に遂行すべきかを今一度考察させる。

〔解 説〕

- (一) 「權利」法律上にいふ權利については、從來やゝもすれば誤解をなす者が多く、それは單に個人のみを利益を内容とするかの如く思はれがちであつたが、正しい考へ方ではない。寧ろそれは社會生活の利益に關するものである。故に、最近に至つては、社會本位の法律觀念が次第に理解されて來たが、中には權利否認の論さへ現はれるまでになつたのは、注意すべきことである。

〔參 考〕

- (一) 「本務の分類」

本務を分ちて完全・不完全、若しくは確實・不確實の二となすものあり。されど、かゝる分類は當を得たるものに非ず。吾人は本務の履行に當りて、其の結果を盡く知り得ざるが故に、確實・不確實の境をしかく判然と定むるを得ず。例へば、慈善事業の如きは、普通の考にては頗る不確實のものなれども、吾人は己が位置に應じて其の社會に負ふ所のものに對し、必

す或種類の慈善をなさざるべからず。又借りたるものを返さざるべからずと云ふが如きは、一面頗る確實の如きも、之を返す期日若しくは場所などに關しては頗る不確實なりと言はざるべからず。故に、茲には本務の終局的原理は、本務それ自身を目的とすと云ふ道德意識の力に由りて行はるゝものなれども、尙吾人には其の社會的關係より全く獨立する能はず。従つて、本務の本質と其の圍とを認めんには、其の社會的關係を不用として拒否する事能はざる事實よりして、本務の種類を個人的・社會的の二つに分たんとす。個人的本務とは自己に對する本務にして、自己保存及び自己發展を目的とし、一は防衛的にして他は進歩的なり。而して又自己保存の本務は分ちて自己修養並に自己抑制の二となすを得べし。之に反して社會的本務とは他人に對する本務にして、正に對する尊敬即ち正義と、人格に對する尊敬即ち仁愛との二つより成るものなり。而して個人的本務については、其の責務の主體は各個人の上に在りと主張するものなれども、社會的本務に在りては、責務の主體を社會に在りとなすに非ず。社會は單に抽象的非人格的のものにて、たゞ或社會的機能を行ふ人々の集合的團體に名づけたる名稱たるにすぎざれば、之に責務を負はしめんとするは不可能の事なればなり。故に、本務の主體と云ふ點より言へば、兩種の本務は何れも個人的なりと言はざるべからず。されば、其の兩者の間に於ける區別は、本務の主體に關する點に在るに非ずして、寧ろ本務

の客體たるべきもの間に存す。即ち個人的本務に於ては、本務の主體はやがて客體にして、兩者は全く同一物なれども、社會的本務に於ては本務を具有する人格が主體にして、其の客體は本務の對象たるべき他人なり。即ち主客の兩體相異なるなり。(哲學大辭書)

(二)「權利思想」

我が國には、一般に人の知る通り、明治維新の前後から歐米の思想が續々として輸入された。さうして、其の輸入された思想の中で最も人心に投じたのは權利思想であつた。即ちそれ以前我が國に於ては、權利の權の字を知る者も稀であり、法律の法の字を解する者もないからであつた。權利といふ語は、我が國人に取つては全く耳新しい言葉であり、思ひも及ばなかつた思想であつて、多年武士階級の壓制に苦んで居つた民衆は此の思想に接して、恰も喉の渴き切つた者が水を得たやうであつた。自由民權、壓制からの解放、權利・義務の尊重として、偉大な力を持つやうになつた。従つて一般の思想は權利・義務といふ方面だけに向つてしまつて、法律以外の生活法則は殆ど影を潜めるやうな状態になつた。さうして、かやうに強く民衆を動かした状態は、現今に至るまでも其の惰力を保つて來た。言葉を換へて言へば、此の思想は現今に於ても猶強く人心を支配する力を持つて居る。其の上我が國の社會状態に於ては、法律に關する教育を受けた者が首腦の地位に立つて居るといふ事情もあつて、

凡ての事を此の思想によつて説明し、此の思想によつて解決しようとする傾向のあることを免れぬ。従つて個人生活についても、多くの人は権利・義務だけを標準として生活するのが正當であると信じて居る有様である。即ち自分の義務は飽くまでも之を重んじて遂行する。同時に、自分の権利は法律の許す範囲に於て強硬に之を主張する。此の権利・義務を標準として生活をすれば、それで人間の本分を全うすることが出来るものであると信じて居る。尤も我が國從來の法律學に於ては、丁度此の思想と合致するやうな見解が行はれて居つた。即ち我が國體を説くについても、憲法だけを土臺として説いた。又我々の自治行爲についても、我々の行動は一舉手一投足でも凡て皆法の支配に屬し、法的活動に屬するものとして理解して居つた。例へば、我々の行動は一舉手一投足でも凡て皆法の支配に屬し、法的活動に屬するものとして理解して居つた。例へば、我々の日常生活について見ても、神佛を禮拜するとか、供物を捧げるとかいふやうなことも、之を信仰の自由、即ち憲法上與へられた自由權の行使、及び私法上有する所有權の行使と解し、夫婦・親子・家族・朋友などの間に談話を交換するやうなことも、是又言論の自由、即ち自由權の行使と考へ、子が親を養ひ、親が子を教育するが如きことも、親族法上規定する扶養義務の履行行爲と解するが如く、我々の日常生活について見ても、凡て法的支配に屬するものと解して、法律以外に社會生活を爲

すについての法則の存在することを認めなかつた。否、現今に於ても我が國に於ける法學者の中には依然として斯かる見解を持つて居る者がある。併しながら、是は甚だしい誤解であるといはなければならぬ。(高窪喜八郎、社會生活の法則)

第九 徳

〔主 眼〕

徳とは何ぞやの問題を解説し、其の認識を深めると共に、修徳について此の後特に注意すべき事項を考察せしめる。

〔取 扱〕

- (一) 修徳の方法について、少しく高尚な程度に考察發表せしめる。
 (二) 教育勅語の徳目は、日常直ちに發表・説明し得るまでに確實に知悉せしめるやうにしたい。

〔解 説〕

- (一) 「親義別序信」五倫といふ。「父子有_レ親、君臣有_レ義、夫婦有_レ別、長幼有_レ序、朋友有_レ信。」(孟子、滕文公上)
 (二) 「仁義禮智信」五常といふ。「五常者何、謂_二仁義禮智信_一也。」(白虎通)

- 「仁義禮智信、五常之道、王者所_レ當_二修飾_一也。」(董仲舒)
 (三) 「智仁勇」三達徳といふ。「智仁勇三者、天下之達徳也。」(中庸) 安井息軒は、「此の三徳は君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友の交、即ち五達道を行ふ所以のものである。」と言つて居る。

〔参 考〕

(一) 「習慣の原理」

凡べて人の行爲は、脳髓の作用が神経によつて、身體の各部分に傳へられて起るのであるが、始めて新しい行爲を起す時には、其の神経の流れて行く道が新しく作られなければならぬので、其の實行に困難を感じるのである。然るに、同じことが續けば續く程、神経は容易に流れるやうになり、随つて段々と困難が除かれて行く。既に困難なしに行はれると、心にはそれに對する一種の嗜好が出來て、遂にはそれをしなければ不快で堪へられぬやうになるのである。

(二) 「習慣養成上の注意」

習慣には善良なものと不良なものがある。早起・整頓・清潔などは善良な習慣であり、怠惰・間食・喫煙などは不良な習慣である。善良な習慣は心の光澤であり、不良な習慣は心の錆

である。光澤を出す爲には之を磨かなければならぬやうに、善良な習慣を作るのには修養を必要とするが、錆は其のまゝ放つて置くと必ず出るやうに、不良な習慣は少し注意を怠るとすぐに起つて来るものである。だから、我等は善良な習慣を養成する爲に努力する一方には不良な習慣の作られぬやうに極力注意しなければならぬ。殊に飲酒・喫煙の習慣の如きは、道徳上にも衛生上にも少からぬ害毒を流すものであるが、一度此の悪習に捉はれると、其の害毒は感じながらも止められぬものであるから、我等は今から一生の間決して盃を手にせず、煙草を口にせぬといふ覺悟をしなければならぬ。未成年者禁酒・禁煙の兩法律は、國家が我が國の少年を此の悪風に染ませまいとして特に定めたものであるから、我等は苟くも之に反するやうな行をしてはならぬ。

善良な習慣を養ふのには相當な努力を要することは前に述べた通りであるが、其の困難に打勝つて良習慣を積んで行くのは、實に愉快なものである。精神の修養といふと、むづかしいことのやうにも思はれるが、此の考で良習慣を養ふことは、決して困難でなく、克己心さへあつたなら、誰にも容易に出来るものである。たゞ餘りに愆深く一時に多くの習慣を養はうとすると、二兎を逐ふ獵師が一兎をも得ぬのと同様な結果にならぬとも限らぬ。あやふやな習慣を多く養ふよりは、確かな習慣を少く養ふ方がよい。量の多いのを望むよりは、質のよ

いのを望む方がよい。凡ててことは或る一つに完全に成功すると、他のことも之に従つて善くなるものであるから、先づ一つの良習慣を徹底的に養ふやうにするがよい。

やつと出来かけた良習慣が僅かの不注意から破れるのは、實に惜しむべきことである。我等はこゝに持久の精神を發揮しなければならぬ。そして、其のことに對して愚かな理窟をつけぬやうに、くれぐれも注意しなければならぬ。例へば、早起の習慣を養はうとして相當に成功した頃に、「昨夜二十分晩く寝たから、今朝は二十分晩く起きてもよい。」といふやうな理窟をつけると、今までの苦心は水の泡と消えてしまふ。理窟を抜きにして永續きすること、之が習慣の養成に一日も忘れてはならぬ大切な注意である。

第十 婦 徳

〔主 眼〕

婦徳とは如何なるものなるかを知らしめ、從來よりも更に徹底的に婦徳の修養について工夫せしめ實行せしめようとする。

〔取 扱〕

- (一)「女大學」は此の際一通り其の内容を知らしめ、其の大體を批判せしめたい。
- (二)男女同權についての正しい理解を與へ、徒に男子の態度を眞似て以て同權となすが如きことを十分に警めたい。
- (三)教科書に列擧した女徳の修養について、如何なる工夫が必要であるかを考察させる。尙之等につき、自己の現在の修養程度如何を反省せしめることが必要であると思ふ。

〔參 考〕

(一)「女大學」

一、夫れ女子は成長して他人の家へ行き舅姑に仕ふるものなれば、男子よりも親の教忽にすべからず。父母寵愛して恣に育てぬれば、夫の家に行きて必ず氣隨にて夫に疎まれ、又は舅の教正しければ堪へ難く思ひ、舅を恨み謗り仲悪く成りて、終に追出され、恥を曝す。女子の父母、我が教なき事を言はずして、舅夫の悪しき事のみ思ふは誤なり。是みな女子の親の教なき故なり。

一、女子は容よりも心の勝れたるを善しとすべし。心ばへよしなき女子は、心騒がしく眼恐しく、見出して人を怒り、言葉あらゝかに物言ひさがなく、口きゝて人に先立ち人を恨み嫉み、我が身に誇り人を誹り笑ひ、我人に勝り貌なるは、みな女子の道に違へるなり。女子は唯和に順ひて貞、心に情ふかく、靜かなるをよしとす。

一、女子は稚き時より男女の別を正しくして、假初にも戯れたる事を見聞かしむべからず。古の禮に、男女は席を同じくせず、衣裳をも同じ所に置かず、同じ所にて浴せず、物を請取り渡す事も手より手へ直ちにせず、夜行く時は必ず燭を燈して行くべし。此は他人はいふに及ばず、夫婦兄弟にても別を正しくすべしとなり。今時の民家は此の様の法を知らずして、行規を猥にして名を穢し、親兄弟に辱を與へ、一生身を徒にする者あり。

口惜しき事にあらずや。女子は父母の命と媒約とに非ざれば交らず親まずと、小學にも見えたり。假令命を失ふとも、心を金石の如くに堅くして義を守るべし。

一、女子は夫の家を我が家とする故に、唐土にては嫁ぐを歸るといふ。我が家に歸るといふ事なり。縱令夫の家貧賤なりとも夫を怨むべからず。天より我に與へ給へる家の貧しきは、我が仕合の悪しき故なりと思ひ、一度嫁してはその家を出でざるを女子の道とする事、古聖人の教なり。若し女子の道に背き、去らるゝ時は一生の恥なり。されば女子に七去とて悪しき事七あり。一には舅姑に順はざる女子は去るべし。二には子なき女子は去るべし。是妻を娶るは子孫相續の爲なればなり。然れども女子の心正しく、行儀よくして妬心なくば、去らずとも同姓の子を養ふべし。或は妾に子あらば妻に子なくとも去るに及ばず。三には淫亂なれば去る。四には恪氣深ければ去る。五には癩病などの悪しき病あらば去る。六には多言にて慎みなく、物言ひ過すは、親類とも仲悪しくなり、家亂るものなれば去るべし。七には物を盗む心あるは去る。此の七去は皆聖人の教なり。女子は一度嫁して其の家を出されては、假令再び富貴なる夫に嫁すとも、女子の道に違ひて大なる恥なり。

一、女子は我が家に在りては我が父母に専ら孝を行ふ理なり。されども夫の家に行きては、

専ら舅姑を我が親よりも重んじて、厚く愛し敬ひ孝行を盡すべし。親の方を重んじ舅姑の方を軽んずること勿れ。舅姑の方の朝夕の見舞を闕くべからず。舅姑の方の勤むべき業を怠るべからず。若し舅姑の仰あらば慎み行ひて背くべからず。萬の事舅姑に問うて其の教に任すべし。舅姑若し我を憎み誹り給ふとも怒り恨むる事勿れ。孝を盡して誠を以て仕ふれば、後は必ず仲好くなるものなり。

一、女子は別に主君なし、夫を主人と思ひ敬ひ慎みて事ふべし。輕しめ侮るべからず。總じて女子の道は人に従ふにあり。夫に對する顔色詞づかひ、慇懃に謙り、和順なるべし。不忍にして不順なるべからず。奢りて無禮なるべからず。是女子第一の勤なり。夫の教訓あらば其の仰を叛くべからず。疑はしきことは夫に問ひて其の下知に隨ふべし。夫問ふ事あらば正しく答ふべし。其の返答疎なるは無禮なり。夫もし腹立ち怒る時は恐れて順ふべし。怒り諍ひて其の心に逆ふべからず。女子は夫を以て天とす。返す返すも夫に逆ひて天の罰を受くべからず。

一、小舅・小姑は夫の兄弟なれば敬ふべし。夫の親類に誹られ憎まるれば、舅姑の心に背きて我が身の爲にも宜しからず。睦じくすれば舅姑の心にもかなふ。又姑を親み睦じくすべし。殊更夫の兄嫂は厚く敬ふべし。わが昆姉と同じくすべし。

一、嫉妬の心ゆめく發すべからず。夫姪亂ならば諫むべし。怒り怨むべからず。嫉妬甚しければ、其の氣色言葉も恐しく凄しくして、却つて夫に疎まれ見限らるゝものなり。もし夫不義過あらば、我が色を和げ、聲を和にして諫むべし。諫を聴かずして怒らば、先づ暫く止めて後に、夫の心和ぎたる時復諫むべし。必ず氣色を荒くし、聲をいらげて夫に逆ひ背く事なかれ。

一、言葉を慎みて多くすべからず。假にも人を譏り偽をいふべからず。人の謗を聞く事あらば、心に藏めて人に傳へ語るべからず。偽をいひ傳ふるより、親類とも間悪しくなり、家の内治まらず。

一、女子は常に心遣してその身を堅く慎み護るべし。朝は早く起き、夜は遅く寝ね、晝は寝ねずして家の内の事に心を用ひ、織縫績緝怠るべからず。又茶酒など多く飲むべからず。歌舞伎・小唄・淨瑠璃などの淫れたる事を見聴くべからず。宮寺など凡べて人の多く集る所へ、四十歳より内は餘りに行くべからず。

一、巫覡などの事に迷ひて、神佛を汚し近づき猥に祈るべからず。只人間の勤をよくする時は禱らずとも神佛は守り給ふべし。

一、人の妻となりては、其の家を能く保つべし。妻の行悪しく放埒なれば家を破る。萬事

儉にして費を爲すべからず。衣服飲食なども、身の分限にしたがひ用ひて奢る事勿れ。

一、若き時は夫の親類・友達・下部などの若き男には、打解けて物語り近づくべからず、男女の隔を固くすべし。如何なる用ありとも、若き男に文など通はすべからず。

一、身の装も衣裳の染色・模様なども、目に立たぬやうにすべし。身と衣服との穢れずして潔げなるはよし。優れて清らをつくし、人の目にたつほどなるは悪し。只我が身に應じたるを用ふべし。

一、我が里の親の方に私し、夫の方の親を次にすべからず。正月・節句なども先づ夫の方を勤めて、次に我が親の方を勤むべし。夫の許さざるには何處へも行くべからず。私に人に贈物すべからず。

一、女子は我が親の家をば繼がず、舅姑の跡を繼ぐ故に、我が親よりも舅姑を大切に思ひ孝行を爲すべし。嫁して後は我が親の家に行く事も稀なるべし。まして他の家へは、大方は使を遣して音問をなすべし。又我が親里のよき事を誇りて讃め語るべからず。

一、下部數多召使ふとも、萬の事自ら辛勞を忍びて勤むること、女子の作法なり。舅姑の爲に衣を縫ひ食を調へ、夫に仕へて衣を疊み席を掃き、子を育て汚を洗ひ、常に家の内に居て猥に外へ出づべからず。

一、下女を使ふに心を用ふべし。言甲斐なき下臈は習悪しく智恵なく、心好しく、物言ふことさがない。夫の事、舅姑・小姑の事など我が心に合はぬ事あれば、猥に讒り聞かせて、それを却つて主の爲と思へり。女子もし智恵なくして是を信じては、必ず恨出來し易し。元來夫の家はみな他人なれば、恨み叛き恩愛を捨つる事易し。構へて下女の詞を信じて、大切なる舅姑の親を薄くすべからず。若し下女勝れて多言にして悪しき者ならば、早く追出すべし。斯様の者は、必ず親類の中を言ひ妨けて家を亂す基となるものなり。恐るべし。又卑しき者を使ふには氣に合はざること多し。それを怒り罵りて止まされば、せわしく腹立つこと多くして家の内靜ならず。悪しき事あらば、折々言教へて誤を直すべし。少しの過は堪へて怒るべからず。心の内には憐みて、外には行規を固く教へて怠らぬやうに使ふべし。與へ恵むべき事あらば財を惜むべからず。但し我が氣に入りたりとて用にも立たぬ者に猥りに與ふべからず。

一、凡そ女子の心様の悪しき病は、和ぎ順はざると、怒り恨むと、人を謗ると、物を妬むと、智恵淺きとなり。此の五つの病は、十人に七八は必ずあり。是女子の男子に及ばざる所なり。自ら顧み誠めて、改め去るべし。中にも智恵の淺き故に五つの病もおこる。女子は陰性なり。陰は夜にてくらし。故に女子は男子に比ぶるに、愚にて目の前なる然

るべき事をも知らず。又人の謗るべき事をも辨へず、我が夫我が子の災となるべき事をも知らず、科もなき人を怨み怒り呪咀ひ、或は人を妬み憎みて、我が身獨り立たんと思へど、人に憎まれ疎まれて、皆我が身の仇となる事を知らず。最もはかなく淺まし。子を育つれども愛に溺れ習はせ、悪しく愚なる故に、何事も我が身を謙りて夫に従ふべし。古の法に、女子を産めば三日床の下に臥さしむといへり。是も男子は天に譬へ、女子は地に象る故に、萬の事につきて、夫を先立て我が身を後にし、我がなせる事よき事ありとて誇る心なく、亦悪しき事有りて人に言はるとても諍はずして早く過を改め、重ねて人に言はれざる様に我が身を慎み、また人に侮られても腹立ち憤ることなく、よく堪へて物を恐れ慎むべし。斯くの如く心得なば夫婦の中自ら和ぎ、行末永く連添ひて家の内穩かなるべし。

右の條々稚き時より能く教ふべし。又書付けて折々讀ましめ忘るゝことなからしめよ。今の世の人、女子に衣服道具など多く與へて婚姻せしむるよりも、此の條々を能く教ふること一生身を保つ寶なるべし。古語に人能く百萬錢を出して女子を嫁せしむる事を知り、十萬錢を出して子を教ふる事を知らずといへり。寔なる哉。女子の親たる人、此の理を知らずんばあるべからず。

第十一 國家觀

〔主眼〕

國家の成立と其の目的とについて知らしめ、世界主義・無政府主義などの不合理なる所以を悟らしめる。

〔取扱〕

- (一) 國家の成立と其の目的から見た我が日本帝國の國家としての價值を知らしめること。即ち我が國家の成立が最も自然であり、而も其の目的が神代の昔より確立して居た事實を説き、理想的國家の實ある所以を知らしめる。
- (二) 同時に串外の態度とならぬ程度で、他の國家の成立、及び其の國家の目的について知らしめ、我が國家の價值を熟知せしめる方法を取つてもよからうと思ふ。

〔參考〕

(一)「國家の成立」

成立の上から國家に定義すれば、「國家は社會的結合團體の最も組織的・合理的に進められたものである。」となすことが適當である。然らば、人類社會の發生からこれを明かにせねばならぬこととなる。

普通社會の成立を其の順序から大別して二とする。自然的社會と人爲的社會これである。

進化論者のいふ所に依れば、猿類の如きものから原人が生じ、それから幾多の原種族が出來たのである。彼等は各、特別な言語を有し、今日の多くの人種の始めを爲したものである。其の場合、一つの人種は一の群 (Horden) をなして居た。その群は一時的・任意的なる結合で、別に夫婦の關係も定まらず、恰も鶏の仲間の如きものであつたであらうといはれる。これが亂婚時代である。それが、夫婦の關係を結ぶやうになつて家族生活の時代となり、親子關係や兄弟關係を生じたのである。進んで民族 (Cens or clan) となり、部族 (Tribe or Phratry) の如き大なる團體的結合をなすに至つたのであらうといはれる。これ迄が自然的社會と呼ばれるものである。所が此の自然的社會では、部族と部族との結合が強固でない。争闘が起る。生活が不安定である。他の猛獸も襲來する。これに抵抗することも困難である。それを防ぐために種々なる法則の下に團結を固くするやうになつたのが、人爲的社會と呼ば

れるものである。其の最初のものが部落であつた。それが更に數部落合して大なる統一をなせる國家となり、茲に他の民族を征服し、外敵を驅逐して安心して生活するやうになつたのである。これを人爲的社會或は有意的社會と呼ぶのである。

かくの如くして生れたる國家は、實は極めて標式的な又理想的な國家であつて、これを自然的國家と呼ばれる。この場合、その國家は一民族又は數民族の自覺に依つて自然に出現せるもので、其の國家生活は恰も家族生活を大にしたやうな形式を取るものである。日本の國民がこの好例とせられる。

これに對して人爲的國家といはれるものがある。それは併合・結合・聯合といつたものに依つて、或は一人の覇者が腕力を以て民衆を屈從せしめて出現せしめたものである。恰も支那の覇者の治下にある國や、歐米の雜然たる民族が人爲的に區劃せられた土地に國家を建設するやうな、或は亞米利加大陸に自由の民が國家を創設するやうな場合、皆これである。この場合、其の結合は利害を以て離合すると云ふやうなことや、其の國民は各、權利を主張すると云ふやうなことが起り勝ちである。これに反して、家族的種族的關係を基礎として自然的に増大せる社會は、勢ひ人情に依つて融合一致する性質を持つようになるのは當然である。

(伊藤千眞三)

第十二 我が國民性

〔主眼〕

我が國民性の短所・長所を知らしめ、偉大なる國民となる爲には、之等の短所を捨てて長所を發揮するやうに努めることが最も大切である所以を知らしめる。

〔取扱〕

- (一) 日本國民性の短所・長所につき、教科書に擧げた以外のことについて考察させる。
- (二) 其の地方々々の人々の固有性について考察させ、或は之について小論文を書かしめるなどのことが望ましい。
- (三) それと共に、生徒各自の性質についても慎重な考察をさせたいものである。

〔解説〕

- (一) 「天孫民族」天孫民族がいつれの地から此の國土に入り來つたかについては、南洋説・馬

來說・大陸説などいろ／＼あるが、先住の地にあきたらず、勇敢にも海を越えて、遂に我が國に渡來したと見るのが最も穩當であると思はれる。之については近來は言語の上から證明して居る學者もあるやうである。

(二)「儒教は我が國民の道德生活に」儒教傳來以前の日本國民の道德生活は純潔・崇高であつたが、之を表はすべき文字も、適當な言葉もない爲に、たゞ「あかきこゝろ」として考へられるに止まり、徳目といふべき思想がなかつたのに、儒教が輸入されて始めて忠孝悌信などの區別がつき、秩序が立つやうになつたのである。又日本の道德は言葉などで言ひ表はさず、以心傳心的に擴げられたものであるが、儒教は同時に文字を傳へたので、其の力によつて之を諸方に傳へ、それだけ國民の道德實行力を増したことは争はれない。論語を讀まなかつた時代の國民と、讀み始めた國民とを比べると、どうしても後者の方が道德の實行力に於て優れるやうになつたことと思はれる。尙此の事は第十三に今少しく委しく説いてある。

〔參考〕

(一)「我が國民の同化力」

我が國民の同化力が強いことは、其の歴史が明かに示して居る所である。我が國は島國で四

面を大海に圍まれて居る爲に、世界の文化と長い間縁が切れて居た形で、ギリシヤ・ローマの西洋文明に觸れる機會はなかつたが、支那文明は最初大陸の一角なる朝鮮半島を経て我が國に輸入され、印度文明の精髓たる佛教も輸入され、次いで支那文明は直接支那から入つて來たが、我が國民は之等を單に模倣したのみでなく、我が國民性を標準として其の長を採り其の短を捨て、以て自分等の性情を陶冶した。之等の東洋文明には固有の特質があつたには違ないが、之を日本の特質あるものとする事が出來たのは、我が國民がそれを探つて、自分のものとする同化力が強かつたからである。我が國に其固有の文明を教へた支那や印度が、頗る振はない状態となつて居るに引きかへ、日本は東洋諸國の間に嶄然として頭角を抽んで、世界の一大強國とまで發展したのは、他のものを吸収し消化し、長を採り短を補ふ同化力が強かつたからである。

西洋文明は十五世紀に東洋航路が開かれてから、耶蘇教と共に我が國に入つて來たが、我が國民は之をも其の同化力を以て巧に取り入れて、茲に東西文明の精髓が融合され、新に世界的新文明を形造らうとする氣運を示すまでになつたのである。

近代の西洋文明は物質に偏して精神方面をおろそかにする傾向があるが、古來の東洋文明は精神に偏して物質に疎い憾があつた。西洋は知識に於て長じ、東洋は道德に於て優つて居る。

然るに、眞の文明は知識と道徳との圓滿なる合一でなければならぬ。我が國が早くから西隣の亞細亞大陸から東洋文明を受け、近くは東隣の亞米利加大陸から西洋文明を傳へられたことを考へると、新しき世界的文明の建設は、我が國民に與へられた一大使命であるまいかと思はれる。

(二)「我が國民の潔癖」

外國人は日本人を潔癖だといふ。東洋では確に日本人が最も清潔を好むに相違ない。支那でも印度でも其の他どの國でも、家の中も道路も不潔である。然るに、日本では一般に細い道でも小さい家でも掃除が行き届いてゐる。朝夕に室内を清め、風のある日などは雑巾がけを二三度もするといふ風である。

日本人は履物を脱いで家に入る。外國人は外を歩いた靴のまま家に入る。履物のまゝ室内に入るのでは、どんなに履物を拭いても清潔だとは言へない。之は日本の潔癖をよく證明してゐる事實である。

日本人はよく湯に入る國民である。身體を洗ふことが好きである。日本には何處に行つても湯屋が非常に多く、西洋諸國はとても及ばない。西洋の湯は一人一回で湯を取換へるが、日本の湯は共同で、しかも湯を取換へない。不潔であるとも言へるが、併し湯槽の中で身體を

洗ふのではなく、別に掛け湯もあるから、格別不潔だとは思はれない。西洋人は石鹼を澤山使つて洗ふが、日本人は概して強く摩擦する。婦人は洗ふといふよりも磨くといひたいほどである。西洋の普通の家庭では一週一回の入浴であるが、日本の普通の家庭では一週二三回も入り、好きな人は毎日入浴する。

日本の料理屋や旅館では割箸を用ひる。使つてしまへば一々捨てるのであるから、清潔此の上もない。西洋のナイフやフォークは洗つて長い間使ふのであるから、割箸に比べては清潔とは言へまい。(世界國民性讀本)

(二)「自衛的國民」

西洋人が日本人を誤解して居ることで、此の頃まだ折々耳にするのは、日本人を以て軍國主義・侵略主義の國民であるとする説である。これは日本人が日清戦争・北清事件・日露戦争などであらはした武勇を見、我が軍隊の強いのを見て、日本人を以て好戦國民であると考へたことに起因する。日本人が昔から武勇の國民であつたことは疑がない。細戈千足の國の名があり、武士道の精神が旺であつたことも事實である。今日の日本が昔の武士時代を離れてから、まだ日が浅いことも事實である。併し、日本國民は昔から決して侵略的の武人ではない。たゞ自衛上必要の場合に、奮然起つて其の武勇を奮ふだけである。敵の攻撃を受けない

前に先づこちらから斬りかけることはない。猥りに太刀に手を掛けることは武士として最も慎んだことである。刀は護身の具であつて、殺傷をする爲の刃物ではなかつた。昔武士の家で新刀を調製した時には、豆腐の渣の味噌汁を祝つた。これはキラズ(斬らず)汁の意味である。無禮者があつてこちらに恥辱を與へたら容赦しないが、無暗に刀を抜くのは武士として此の上もない恥辱であつた。芝居などでもいきなり斬りつける奴には碌な者はない。眞の武士は容易に刀を抜かぬ。己むを得ぬ場合に於て始めて刀を抜いて渡り合ふので、これが武士道の精神であつた。日本の武術の中に柔術といふのがある。嘉納治五郎氏はこれを柔道と名づけ、精神修養をも兼ね含めて子弟に教へ、門下生實に七千人に及んで居るさうで、近頃は外國人でもこれを學ぶ者が少くなく、同氏の門人で、アメリカに行き、イギリスに行き、ハンガリーに聘せられた人々もあるといふ。此の武術は「柔能く剛を制す。」を主義とし、元來が自衛的性質のものである。こちらから手出しをして相手をいちめるのではなく、向ふがしやにむになつてかゝつて来る力を、こちらは虚心平氣で利用するのである。昔の塚原ト傳の無手勝流といつたのも、其の精神は同じであつたらうと思ふ。無用の處に力を弄ばぬのが武士道の本義である。血氣の勇、暴虎馮河の勇は眞の勇士の取らぬ所である。昔からの歴史を見ても、神功皇后の三韓征伐も、新羅が我が命令に服せず、我が國の平和を妨げようとしたか

ら、己むを得ず御親征なされたのである。元寇の役に武勇を奮つたのも、明治初年に征韓論の起つたのも、近年の日清・日露の兩戰役の始まつたのも、いづれも侮辱に對しての敵愾心が興奮した結果である。幕末時代の尊王攘夷も西洋人の侵掠を恐れたからの反動であつて、其の餘勢として議論や行爲の過激に互つたこともあるが、あながち人種の別などから反對したのではなかつた。以上の事實によつても、日本人が苟くも他の侵掠を試みようとする國民でないことは極めて明かであり、又他の侮辱に甘んじ屈服する國民でないことも知られるのである。(芳賀矢一、國民性十論)

第十三 我が國民精神の由來

〔主眼〕

上古より徳川時代に至るまでの簡単な國民道德史を授け、我が國道德の特色について知らしめる。

〔取扱〕

- (一) 日本國民固有の道德思想については、古事記・日本書紀などの傳へる所により、相當に委しく説話して、我等の祖先が道德の實踐に於て、特に優れて居た點を知らしめたい。
- (二) 各時代の道德思想及び道德の實踐については、生徒既知の日本歴史の知識と聯絡せしめ、「鎌倉時代は如何」、「足利時代は如何」などの問題の下に、生徒をして記述せしめたい。

〔解説〕

- (一) 「儒教」禮記、儒行篇の釋文に、「儒之言優也。和也。言能安人、能服人也。」とある。

一、儒教の經典は儒教の經典としては、四書・五經などがある。四書とは大學・中庸・論語・孟子をいひ、五經とは易經・禮記・春秋・書經・詩經をいふ。四書中の大學・中庸は本來禮記中の文であつたのを、程子は經に功有りとし、自ら章句を爲り、論語・孟子と合せて別行せしめたものである。たゞ論語は孔子の思想を表はせるものとして、最も中心的なるものとなすべきであるが、四書・五經の外にも孝經などの經典と見らるべきものがある。

二、儒教の道德箇條は儒教は如何なる徳目を有するか、時代に由つて一ならず。今其の概略を左に掲ぐ。

イ、仁——孔子は専ら仁を説き、衆徳皆此の裡に在りとした。「人而不仁、如禮何。人而不仁、如樂何。」(論語、八佾)「苟志於仁矣、無惡也」(論語、里仁)「顔淵問仁、子曰、克己復禮、爲仁。一日克己復禮、天下歸仁焉。爲仁由己、而由人乎哉。」(論語、顏淵)

ロ、忠恕——朱子は盡己之謂忠、推己之謂恕、といひ。程子は、「恕者、所以行乎忠也。」といつて居る。「曾子曰、夫子之道、忠恕而已矣。」(論語、里仁)「忠恕違道不遠。施諸己而不願、亦勿施於人。」(中庸)

ハ、仁義—孟子は仁義を並稱し、「王何必曰利、亦有仁義而已矣。」（孟子、梁惠王上）と言へるが如く、常に兩者を對稱した。

ニ、仁義禮智信—孟子は仁義禮智を並稱した。「惻隱之心、仁之端也。羞惡之心、義之端也。辭讓之心、禮之端也。」（孟子、公孫丑上）漢の董仲舒は之に信を加へて、「仁義禮智信五常之道、王者所當修飾也。」といひ、此の五徳を五常とした。併し、書經、舜典にいふ五典をも五常といふ場合がある。蔡傳に、「五典、五常之教。父義、母慈、兄友、弟恭、子孝。」とある。

ホ、孝—儒教に於ては最も孝を重んじ、孝經にも孔子は、「夫孝、徳之本也。教之所由生也。」といひ又、「人之行。莫大於孝。」ともいつて居る。孟子は舜帝の孝を稱へて、「大孝終身慕父母。五十而慕者、予於大舜見之矣。」（孟子、萬章上）ともいつて居る。

ヘ、中庸—程子は「不偏之謂中、不易之謂庸。中者、天下之正道。庸者、天下之定理。此篇乃孔門傳授心法。」といつて居る。中庸に「子曰、中庸其至矣乎。民鮮能久矣。」と。

ト、忠信—誠を盡して欺かさる意である。「子曰、君子不重、則不威、學則不固。主

忠信。無レ女ニ不レ如レ己者。」（論語、學而）而も孔子は此の忠信の徳を生得の美質となして居たやうである。「子曰、十室之邑、必有忠信如丘者焉。不レ如丘之好學也。」（論語、雍也）

チ、誠—中庸には誠を説く所が多い。「誠者、天之道也。誠之者、人之道也。」（中庸）

リ、三徳—知仁勇を以て三徳としたのは孔子以後に於て見るべき所、子思は之を三達道となし、後世道德の標準である。「知仁勇三者、天下之達徳也。」（中庸）

ヌ、其の他、恭・敬・莊・和・剛毅・簡・儉・寛・敏など、何れも儒教の徳目として注意すべきものが多い。

(二)「佛教の傳來」佛滅後數百年にして、佛教は印度でやゝ衰頽したが、別に中央亞細亞に入り、更に東漢の時支那に擴まり、轉じて韓土に入つた。そして百濟を経て遂に我が國に傳播するに至つたのである。初め繼體天皇の御代に、支那南梁の人司馬達などが來朝して大和國に居て佛教の弘布を圖つたが、當時は顧みる者がなかつた。

然るに、欽明天皇に至つて、百濟の聖明王は使を遣して、釋迦佛金銅像・旛蓋・經論を獻じ、別に表文を上つて、盛に其の功徳を頌讚した。天皇はこゝに於て、其の禮拜の可否を群臣に謀り給うた。此の時、大臣蘇我稻目は大いに崇拜すべしと説いたが、大連物部尾與・中臣鎌

子は、國神がある上に、更に蕃神を迎へるのは不可なる由を力説した。天皇はそこで佛像などを稻目に賜ひ、試に禮拜せしめ給うたので、稻目は大いに悦んで之を拜受し、己が家を寺となして、之に安置した。之が我が國に佛教の入つた最初である。

以上は正史上に現はれて居る事實であるが、其の以前にも我が西邊にはいくらか渡來して居たらうと思はれる。此の佛教傳來による日本の文化の躍進は、大體推古天皇の御代を中心としてであつたらう。當時佛教の弘通者たる聖德太子が攝政として萬機を統べ、朝禮を定め冠位を制し、憲法を制し、支那との國交を開いて内治外交上に空前の進歩を促された時代であると同時に、美術史上に於ても、非常に意義ある時代であつた。此の時代には、佛教の興隆に伴ひ、朝鮮半島から寺工・佛工・畫工・瓦工などの技術家が相續いて渡來したから、我が國の美術・工藝は頓に發達した。之は奈良朝以後の學問・藝術の淵源をなして居る。なほ佛教については、卷五、第十三「佛教」の本文、並に本書同課の解説・参考を参照されたい。

〔參考〕

(一)「我が國民道德の起源」

我が國民道德の起源は上世の風俗に存する。上世の風俗は我が國性を根柢として發展したも

のであることは今日から察することが出来る。それでこそ我が國體を保持し發展し、國基を永遠に堅固ならしめることを得たのである。吾人の祖先は神代の昔から既に國民生活を發展せしめつゝあつた。さうして我が國の最も根本的な特性と見るべきものは、萬世一系の皇統を中心として國家の肇造せられ、天壤無窮の神勅のまに／＼、寶祚と共に國運の永久に隆昌する所に存する。皇室は國民の本宗であつて、全國は一大家族の如く、國家組織の中に扞格矛盾を生ずべき根本的障礙といふやうなものは何も存しない。従つて此の國性に基く道德は祖先敬慕の精神を中核として、忠と孝とは一致し、忠君と愛國とは一致するやうになつて居る。各徳は皆一系の組織を成して居つて、其の間に何等の矛盾もなく、純一にして之を知ることが易く、知つて行ふことが易いといふのが、我が國民道德の特質である。國民性の上世に現れた所を見ると、生々繁榮を尙び、光明を愛し、清潔を旨とし仁愛の情に富み、平和を好み、名譽を重んじ、武勇に秀でて居つた。さうして幾多の異民族・異文明を包容同化し、常に皇室を中心として、外に向つて組織的に擴大發展することを理想として居つた。それで我が國は上世より國家の自主・統一又は存續の上からいつても、甚だ優秀な性格を具へて居ることは、最も明かな事實である。決して愛國的自負でも偏見でもない。もとより上世に於ては、種々の未開幼稚なこともあつた。今日の國民道德の淵源とも見るべき思想風俗も、直

ちに理想的のものであつたといふことの出来ないものもある。たと神代の昔に皇室が中心となり、優秀な國民的素質を有する吾人の祖先を一體として、國家の肇造せられたといふことは、日月の天に懸るが如く炳明な事實である。要は我が國性の美を自覺し、之を精煉し發展せしめることにあつたのである。(眞理章三郎、國民道德序論)

第十四 明治維新後の國民精神

〔主眼〕

明治維新前後より今日に至る我が國民精神を大觀して、明治天皇が教育に關する勅語を發布し給ひし由來を知らしめ、此の後に於て國民の特に戒心して、聖慮に應へ奉るべき點を考察せしめる。

〔取扱〕

- (一) 教育に關する勅語發布後國民精神の統一によつて、日清・日露の兩戰役に大捷を得た事實に特に留意せしめたい。
- (二) 社會或は國家の改造に際して極端なる保守主義及び急進主義の排斥すべきこと、斯かる際は常に漸進主義によるべきことを會得させる。
- (三) 今日我が國に於ける國民精神の統一が如何なる程度にあるかを考察させ、急進的社會主義などの非とすべきことを知らしめたい。

〔解説〕

- (一) 「歐化主義者と國粹主義者」當時の歐化主義者としては、先づ福澤諭吉・森有禮などを擧ぐべく、國粹主義者として西村茂樹・元田永孚などがあつた。
- (二) 「幼學綱要」明治天皇が初等教育に於ける修身書として、儒臣に命じて編纂せしめられたものである。原書は七卷より成り、總目二十を擧げ、日本・支那に材料を採つた二百二十九の例話が擧げられて居る。

〔参考〕

- (一) 「明治維新後の顯著なる道德的事蹟」
- 明治元年 五箇條の御誓文を宣布せらる。
- 同 二年 佩刀禁止。斷髮令出づ。
- 同 三年 國旗を制定す。
- 同 四年 藩を廢して縣を置く。
- 同 五年 太陰曆を太陽曆に改む。

- 明治六年 二月十一日を紀元節と定む。徵兵令發布さる。
- 同 七年 佐賀の亂及び征臺の役。
- 同 八年 朝鮮江華島事件。
- 同 九年 熊本神風連の亂及び萩の亂。
- 同 十年 西南の役。
- 同 十一年 大久保利通暗殺さる。
- 同 十二年 板垣退助等國會開設を請願す。
- 同 十五年 軍人に勅諭下賜せらる。
- 同 十八年 天津條約成立。始めて内閣を組織す。
- 同 二十年 師團を設置す。保安條例發布。
- 同 二十一年 樞密院設置せらる。
- 同 二十二年 大日本帝國憲法發布せらる。
- 同 二十三年 教育に關する勅語下賜せらる。第一回帝國議會開かる。
- 同 二十四年 露國皇太子大津に於て遭難。
- 同 二十六年 製艦費補足の詔勅下る。

- 大正二年 桂内閣に對する反感による燒打事件。
- 同 三年 シーメンス事件。昭憲皇太后崩御。歐洲大戰起る。對獨宣戰。青島陥落す。
- 同 四年 御即位の大典。
- 同 七年 休戰談判開始。
- 同 八年 パリに於ける講和會議。西園寺公望を特派す。
- 同 九年 シベリヤ出兵。尼港虐殺事件。
- 同 十年 皇太子殿下御渡英。華府軍縮會議。皇太子攝政。
- 同 十二年 關東地方大震火災。精神作興詔書下賜せらる。
- 同 十五年 大正天皇崩御。
- 同 三年 普通選舉の實施。御即位の大典。
- 同 五年 ロンドン海軍條約調印。
- 同 六年 滿洲事變。
- 同 七年 上海事變。滿洲國獨立。滿洲國承認。
- 同 八年 國際聯盟脫退詔書下賜せらる。皇太子殿下御誕生。
- 同 九年 滿洲國帝政實施。

- 同 二十七年 明治二十七八年戰役始まる。
- 同 二十八年 日清講和條約成る。三國干涉。臺灣征伐。
- 同 三十年 英照皇太后崩御。金貨本位制の制定。
- 同 三十二年 ヘーグに於ける萬國平和會議に參列す。
- 同 三十三年 北清事變。
- 同 三十五年 日英同盟締結さる。
- 同 三十七年 日露國交斷絶。
- 同 三十八年 日本海大海戰。講和條約成立。講和反對の騷擾。
- 同 三十九年 韓國統監府及び關東都督府設置。
- 同 四十年 樺太廳の設置。
- 同 四十一年 戊申詔書換發。
- 同 四十二年 伊藤博文韓人に暗殺さる。
- 同 四十三年 日韓併合成り、韓國を朝鮮と稱す。
- 同 四十四年 幸徳秋水等の大逆事件。濟生會成立。
- 同 四十五年 明治天皇崩御。乃木希典殉死。

同 十一年 ロンドン會議脱退。

(二)「幼學綱要序」之は當時の世態と人心の歸趨とを示し、識者の對策を述べたものとも見られるから、左に掲げる。

明治十二年夏秋之間、臣永孚侍ニ經筵。皇上親諭曰、「教學之要、在レ明ニ本末。本末明、則民志定。民志定、而天下安。爲レ之、莫レ先ニ於幼學。汝與ニ文學之臣、宜レ編ニ一書、以便幼學也。」臣誠恐、奉レ勅、謹審ニ聖意之所、在、蓋我祖宗、繼レ天建レ極、教レ人化レ民、莫レ一不レ出ニ於至誠。是以民皆純一正直、父子之親篤、而君臣之義明矣。自ニ六經傳レ我、仁義道德之說、益、明愈、廣。雖ニ世運隆替、學科迭興、而至ニ教レ之之要、則莫レ復加ニ焉。夫本ニ於道德、而達ニ於智識、始ニ於彝倫、而及ニ於事業、教學之要也。故道レ之以ニ仁義、教レ之以ニ忠孝、使ニ天下之民志、一ニ定於茲、則其智之所進、其才之所成、發ニ於言辭、顯ニ於行實、施爲ニ事業、者、莫レ不レ出ニ於仁義忠孝也。苟志向未レ定、而專智識才藝之務、則殞ニ德性、傷ニ教化、其害不レ可レ勝レ言。達ニ觀宇内、其稱ニ華夏、稱ニ文明、者、猶不レ免ニ叛亂。是無レ他。先ニ智力、而後ニ仁義也。苟後ニ仁義、而智力是競、則甲乙相軋、上下交爭、不レ奪不レ饜。其如是、則天下之亂、何以止哉。夫三尺之童、知レ死ニ於忠孝者、我邦固有之俗也。豈非レ以ニ列聖之所崇、在、此、而習慣之久也耶。風移俗易、民唯務ニ於智識才藝、棄レ本趨レ末、遂將レ至レ不レ知ニ仁

義忠孝之爲ニ何物。則其弊害果何所ニ底止ニ哉。今幼穉之兒、智慧未レ定、慣染猶淺。於ニ是時、先教レ之以ニ仁義忠孝之道、浸漬涵蓄、習與レ性成、道德由レ是以淳、彝倫由レ是以正、而風俗之美、聲教之懿、將レ有ニ度ニ越上世、而冠ニ絕宇内者上矣。聖意懇到如此、誰敢不ニ感激。輒與ニ文學諸員ニ相議、謹擇古今言行之關ニ於彝倫道德、而近ニ切於幼童者、編纂訂正、以上焉。辱賜ニ教覽、令ニ鈔ニ梓以布レ世。嗚呼、皇上憂レ世愛レ民之意深。故垂レ教道レ人之方至。但臣等學淺識陋、不レ足以副ニ聖意之萬一。所以深恐悚也。然觀者由ニ是書、以知ニ本末先後之不レ可レ紊、講習匪レ懈、俛焉竭レ職、則於乙所下以奉ニ聖旨、報國恩之道、庶幾乎不レ差矣。若夫發揚薰陶、以成ニ德性、則又有ニ望乎教導之人云。 明治十四年辛巳六月、一等侍講正五位臣 元田永孚謹撰。

第十五 教育に關する勅語の精神

〔主眼〕

教育に關する勅語の教が超時代的であり、更に超國家的である所以を知らしめ、之に對する奉戴の念を一層深からしめんとする。

〔取扱〕

- (一) 天壤無窮の神勅は卷一に於て示した所であるが、再びこゝに示して、其の精神を一層深く考察させる。
- (二) 教育に關する勅語の教が超國家的・普遍的である點については、特に深く銘記させるやうに取扱ひたい。

〔解説〕

- (一) 「天壤無窮の神勅」天壤無窮とは天地の如く窮り無し、との意である。

天照大御神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍の三種の寶物を賜ひ、また中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、すべて五部神を以て配へ侍らしむ。因りて皇孫に勅して曰く、豊葦原の千五百秋の瑞穗國は、これ吾が子孫の王とますべき地なり。爾皇孫就て治らせ。ささく。寶祚の隆えまさんこと、天壤と與に窮なかるべし。(日本書紀—原漢文)

(二) 「教育勅語の特徴」左に日本百科大辭典の文を鈔録する。

明治維新以來渙發せられたる勅語は一にして足らざるも、陸海軍に賜はりたる勅諭と教育勅語とは互に相俟ちて、我が國今日の風教の基礎をなせり。前者に依りて軍人教育の方針は一定し、後者に依りて國民教育のそれは一定したり。前者は武の方面を支配し、後者は文の方面を支配し、兩者並び行はれ、相扶けて今日あるを致せり。果して然らば兩者は尙車の雙輪、鳥の兩翼の如く、眞に日本民族の寶典にして、將來永く我が文武兩教育の大方針として奉すべきものなり。教育勅語につきて特に注意すべきは、其の宗教に關して無關係なることなり。我が國は己に憲法上信教の自由を保障し、一切宗教に對して極めて公平なる態度を取りつゝあり。而して教育勅語は如何なる宗教にも少しも關係なきなり。人動もすれば教育勅語を以て儒教に基づくものとす。然れどもこれ淺見のみ。我が國體との間には根本的差異ありて存

す。いかんぞ我が國民教育の方針を儒教に求むるを得んや。儒教は公然禪讓放伐を認容するも、我は斷じて之を許さず。支那の家族主義と我のそれとは等しからず。随つて儒教は忠孝一致を教ふるも、實際には然らざるに、我に在りては全然兩者の一致を見る。義勇奉公は我の大なる國民道德なるも、儒教は明白に之を説かず。彼我に於て會、徳目の一致する所あるは、儒教輸入前、我の既存の事實が儒教入り來つて、始めて其の名稱を得たるが爲のみ。我に於ける儒教は既に日本化せる儒教なり。教育勅語を以て純粹なる儒教に基づくとす如きは、蓋し教育勅語の眞精神を誤解せるに坐せるのみ。

第十六 國民精神の特質

〔主眼〕

我が國民道德の特質としての長所と短所とを擧げ、國民が此の點について注意すべき事項を考察せしめる。

〔取扱〕

(一) 第四項の「祖先敬慕」は、國民道德の特質としてよりも、別に一課を設けて説述すべきものであるが、課の數の制限の上からこゝに略説するのみに止めた。其の積りで補足して取扱はれたい。

(二) 第二項の「功利的色彩」については、それがまでの我が國民道德の特質として誇るべきものであつたことは誰も認める所であるが、それは現在に於ても其の通りであるが、又將來に於ては如何に變化すべき傾向にあるか、其の點に關しては十分に検討せしめ、反省せしめたい。

〔參考〕

(一)「祖先敬慕」

社會が保守的で、子孫が専ら祖先傳來の知識や習慣によつて生活して居る時には、祖先敬慕の精神もおのづから厚くなり易いが、祖先傳來の知識に多くの誤謬のあることが指摘されたり、新発見・新發明が續々として起つて、學問も生活の方法も前代と面目を異にするやうになり、社會が進歩的になると、過去よりは將來に重きを置くやうになつて、祖先を輕視する者が生じ易い。近世の科學の發達、物質文明の急速の進歩は、祖先敬慕の風には頗る不利益な傾向を生じたといふべきである。殊に進化説が行はれるやうになつてからは、其の影響を受けて、人類は祖先に遡るほど野蠻未開な劣等なものである。子孫になるほど文明開化の生活を營み、高等なものであるといふやうな單純な思想から、祖先を無視する者がある。「遠く人類の祖先に遡ると、今日のアムール河同様のものであつて、何も崇拜すべき理由はない。」といふ者もある。「人類の祖先は猿族である。過去に思を遡らせるだけ輕侮の情を起さずには居られぬ。過去は見上げるべきものではない。却つて見下すべきものである。子孫は進化の理法に従つて發達すべきものであるから、心身共に遙に現代人に優る筈である。吾人が理想と

して仰ぎ慕ふべきものは、過去にはなくて將來に存する。吾人は祖先崇拜よりも子孫崇拜をなすべきである。」といふ者もある。

併し、之等の思想は甚だ道理のないことと言はなければならぬ。たとひ進化の理法によつて子孫が祖先に優るといつても、之を以て祖先を輕侮すべき理由とするは出來ぬ。吾人の現在の自我が幼時より優つて居つても、之が爲に幼時の自我を輕侮すべきではない。又自尊心を失つて居らぬ人格者なら、誰でも幼時の自我を輕侮せぬだらう。現在の自我の中に幼時の自我は實在する。幼時の自我と現在の自我とは一體のものである。幼時の自我が發展して現在の自我となつて居るのである。(耳理章三郎、國民道徳序論)

(二)「我が國民の特質」

我が民族の特殊性として、上代より脈絡貫通今日に至れるものを挙げれば、大體次の八條目である。即ち(一)神を敬ひ祖先を崇ぶ。(二)君に忠に國を愛す。(三)進取主義にして武勇を尙ぶ。(四)現世主義にして實際を重んず。(五)樂觀的にして自然を愛す。(六)清淨・潔白を好む。(七)寛仁・溫和を尙ぶ。(八)包容同化力に富むの八條目である。然し之等の條項は個々孤立のものではなくして、其の内容に於て密接不離の國民精神である。今其の概要を左に説明する。

一、神を敬ひ祖先を崇ぶ

我が民族に於ける神なる觀念について見るに、我が民族は古來天地萬有を掌る多くの神祇の存在を信じ、且其の崇敬措かざる所の民族の祖先は、死後神祇となつて、此の神力を得るものであるとの信念から、神祇を敬ひ祖先を崇ぶの心愈々強く、遂に祖先は神祇と同一神體であると信じ、進んでは天地萬有の根元を我が祖先の神力と考へ、天御中主神・高皇產靈神を始め、伊弉諾尊・伊弉册尊を以て、萬有所生の神と信するに至つたのである。斯くて我が國に於ては、皇祖皇宗を始とし、我が民族の中に於て國家に大なる勳功のあつた忠勇義烈の士、及び民族の祖先を以て神と崇めたのである。而して之等の神は常に幽冥界にあつて現世を照鑒し、善はこれを賞し、惡はこれを罰し、特に其の氏の祖神・産土神は常に其の身邊を冥護するものと信じたのである。故に、其の神威を仰ぎ、神徳を慕ふの心が自然に生じて、敬神崇祖の信念となり、祭祀の禮典を盡して、これに奉仕するに至るも、これ人間の至情の發露といはねばならぬ。

本居宣長は神人一體を説いて、「さて、人の中の神は、先づかけまくも長き天皇は、御世々々皆神にましますこと申すもさらなり。其の遠つ神と申して、凡人とは遙に遠く尊くかしこく申すが故なり。かくて次々にも神なる人、古も今もあることなり。天下にうけはりてこそあらね、一國一里一家の内につきて、ほど／＼に神あるぞかし。さて神代の神だちも、多くは

其の代の人にして、其の代の人皆神なりし故に、神代とはいへるなり。〔古事記傳〕と説き、又新井君美は、「上古の時、神といひしは人なり。日本紀に神聖・神人などの字、讀んでカミといひし即ちこれなり。我が邦の俗、凡そ稱してカミといふは、尊尙の義なり。されば君主の如き、官長の如き、皆これをカミといひ、近く身にとりても、頭髮の如きをカミといひ、遠く物に於ても上なるところをさしてカミといふ。まして斯人の神聖なる、これを尊び稱してカミといひ、また大神とも大御神ともいひけるなり。〔東雅〕と言つたのも、これ神人一體の信念から來つた神の觀念であつて、我が民族に於て祖先を神として崇拜すること、これ古今一貫の信念である。それ我が國の神社の祭祀について一考すれば自ら明かである。

二、君に忠に國を愛す

我が國家の組織は、全然家族體制の發達したものであつて、これを一貫する精神は祖先尊崇の信念である。而して神代より民族の大宗家を以て君主と仰ぎ、其の支族を以て臣民とするが故に、君臣の分、儼として定まり、萬世一系の國體は確立してゐるのである。故に、皇室は我が民族の根本中心として、國民の間に最上至高の地位を占めるものであるから、皇室と臣民との關係は單に君臣の義があるのみでなく、更に父子の親しみあるものと謂ふべく、國民相互の關係は猶同胞の如しといふべきである。

されば、雄略天皇の遺詔に、「義は乃ち君臣なり、情は父子を兼ね。庶くば臣連の智力内外の歡心に藉りて、普天の下をして永く安樂を保たしめんと欲ひき。」（日本書紀—原漢文）とあるが、我が善美な君臣の關係を道破せられたものといふべく、又元正天皇の詔に、「至公にして私なきは、國士の常風なり。忠を以て君に事ふるは、臣の恒の道なり。」（續日本書紀—原漢文）とあるは、誠忠の我が臣道たる所以を明示せられたものであつて、萬葉集に、「ものゝおみのをのこはおほきみのまけのまに／＼きくとふものぞ。」とあるは、實に此の臣子の誠忠を詠じたものである。前述の如く、我が國家組織に於ては、民族の大宗家は世々君主となりて統治の大權を總攬し、支族は臣民となつて宗家を輔翼して、共に國家を組織せるものであるから、此の國家觀念の一致よりして、國を愛するの赤誠は即ち君に對する誠忠となつて、忠君と愛國との觀念一致し、以て我が民族特殊の性情となつたのである。

三、進取主義にして武勇を尙ぶ

我が民族は古來進取的氣風に富み、尙武の氣象抑ふべからざるものがある。上古より、細矛千足國と稱したのによつても、これを知ることが出来る。又古史の事例について考へても、天神の伊弉諾尊・伊弉册尊に此の國を修理し固め成すことを命じ給ふに當り、授けるに天璣矛を以てせられ、二尊これを以て海を採つて淤能基呂島を得て、こゝに修理固成の端を開き

給うた如き、又天孫降臨の際、高皇產靈神、出雲に遣はすべき使節を選び給うて、經津主命其の選に當つた時、武甕槌命進んで、「豈たゞ經津主神のみ獨り丈夫にして、吾は丈夫にあらざらんや。」といつて、自ら使節の任に當らうとした如きことによつても、當時に於ける進取尙武の士氣を察知すべく、又天祖の天孫に授け給うた神器の中には、叢雲の劍があつて、武の神聖を示された如き、又出雲の國土奉還の時、大國主命が經津主命・武甕槌命に告げて、「吾此の矛をもて、卒に功なせることあり。天孫若し此の矛をもて治め給はば、必ずさきくましまさん。」と、手に杖せる廣矛を獻じた如き、後に至つて神武天皇の御事は申すも更なり、垂仁天皇は弓矢・横刀を諸の神社に納め給へるなど、これ武を尙ぶの精神に出でたること、論を俟たざる所である。上代に於て國家の大事といへば、祭と武とである。而して此の國家の大事は、天皇の親らし給ふ大權に屬してゐる。故に、敬神は以て民族の精神を訓へ、武を以てこれを統制し給ふ道となつてゐる。これ神を祭るに兵器を以てし、軍陣に忌鏡を据ゑ、忌矢を射るなどの禮の起つた所以である。崇神天皇の十年に四道將軍を派遣し給うた時の詔に、「若し勅を受けざる者あらば、兵を擧げてこれを伐て。」と宣うた。これ武を以て不順を整へ給うたのである。又成務天皇は國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き給うた時、矛楯を賜うて其の證とせられたのも、これ亦同じ御心であらう。斯くの如く、神代に於ては進取的に

して、常に武を尙び、國民皆兵であつたから、平時は部曲にあつてそれ／＼専門の職を以て公家に仕へ、事變に際しては、皆兵となつて王事に勤勞したのである。こゝを以て、平生武事の修練に努めた史實が枚擧に追ないくらゐである。要するに、武の神髓は高潔なる精神を以て武術を修練し、常に進取の士氣を作興し、以て身心の鍛錬をなすのにあつた。こゝを以て、内より心意を規したるものは敬神の風であつて、外よりこれを律したるものは尙武の習である。故に、我が敬神と尙武とは國民の道德的品性を陶冶して、忠實熱誠なる上代國民の性格を涵養した二大勢力といふべきである。

四、現世主義にして實際を重んず

我が民族は靈魂の不滅を信するけれども、未來世界の觀念に至つては甚だ貧弱であつて、黄泉はたゞ穢はしく厭ふべき世界と想像したもののやうで、伊弉諾尊・伊弉册尊の「葦原の中つ國の生れいづる青人草を一日に千頭殺さん。」と宣へるに對し、然らば、「千五百の産屋を立てん。」と宣ひ、而して黄泉より遁れ還り給うては、「吾はいなしこめ、しこめき穢き國に到りてありけり。」(古事記)とて、御身の身漉をなし給うた。先に述べた敬神尊神の信念の上よりいふも、祖先の靈魂は其の死後依然として子孫の家に廟食し、子孫の身邊を護り、國と家との安寧幸福を願ふものと信ぜられたのは、民族一貫の思想といはねばならぬ。彼の祝詞の文に

屢「生く」、「足る」、「榮」、「太」、「高」などの文字のあるのは、これは現世の安寧幸福を希望するの念慮より出でたものであつて、祈年祭の祝詞に、「皇御孫命の御世を手長の御世と堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂の御世に幸へ奉る。」とあるが如く、現世に於て安寧幸福に生活し、更に將來に於ても益々幸福な生活に入り得るやうにと祈つたのである。我が民族は此の現世主義の思想からして實踐躬行の眞趣を解し、常に目的に向つて奮闘したのである。それ故に、我が國は、「神ながら言擧げせぬ國」にして、冥想・思索を避けたのである。従つて、古來我が思想界固有の産物として、哲學・宗教・文學・詩歌・藝術などに於て、未だに世界に紹介するに足るべき程のものがないけれども、其の歴史は常に勝利の歴史であつて、我が國運の天壤と與に窮りなく生々發展する所以のもの、こゝにありといはねばならぬ。

五、樂觀的にして自然を愛す

現世主義の我が國民は、山紫水明の自然界に觸れて、これを愛する性情を馴致し、善美な國家組織の下に幸福安穩な生活をなし、生を此の榮土に享けたことを無上の幸福となし、一意現世に於ける生活の趣味を喜んだものである。これ我が民族の樂觀的にして自然を愛する性情を養うた所以である。こゝを以て我が國民の日常生活の上に於ても、また文學・詩歌の上に於ても、樂觀的に事象を觀察して徒らに悲觀的に流れざる所に、我が國民の審美的情緒の

流露するのを見ることが出来るのである。

六、清淨・潔白を好む

山水の勝に富み、風光明媚なる我が國土は、清淨・潔白を好む我が民族の性情をして益々明瞭ならしめたのである。故に、上古に於ては心意の善惡をいひあらはすのに、赤・黒・清・濁などの名を以てしたものである。當時の思想に於ては物質上の清濁とを同一視し、精神の濁惡は勿論、身體の汚穢も亦罪としてこれを忌んだのである。かの禊祓は、其の穢に觸れた時は禊してこれを去り、罪を犯した者には祓を負はせてこれを清めるものであつて、身心を通じて罪を穢とし、穢を罪とする觀念よりして、萬事清淨・潔白を尙んだものである。

七、寛仁・溫和を尙ぶ

我が國上古に於ては、幸魂・奇魂・和魂・荒魂といふ言葉がある。此の幸魂又は和魂といふのは、寛仁・溫和の徳を稱するものである。奇魂又は荒魂といふのは義勇・武烈の徳を謂つたものである。我が國風、武勇を尙ぶと共に、寛仁・溫和を以て徳とすることは、我が民族特殊の性情である。即ち我が國人は柔と剛とを兼ね尙び、文と武とを併せ修め、己を守るには嚴にして勇、人を待つには寛にして仁なるを尙んだのである。北畠親房は三種神器中、八坂瓊曲玉の精神を解して、「玉は柔和善順を徳とす。慈悲の本源なり。」(神皇正統記)といひ、

また井澤蟠龍は、「八坂瓊曲玉は柔順を表し給ふ。此の器の如く、溫潤の仁徳を以て天が下の政事をきこしめすべし。曲妙とはまどかにかゝるをいふ。道は一定の直にあらず。事物にしたがひて時宜をとる。則ち時に中するの道なり。」といつてゐる。古來三種の神器は道德的威靈の存するものとして、國民の精神に偉大な感化を與へたるものであつて、寛仁・溫和の性情の如き、確かに此の神器の靈的感化を蒙れることの大であつたことを知るべきである。故に、歴代の天皇は何れも皆、此の寛仁・溫和を旨として民を治め給うたのは勿論、國民も亦此の徳を體しようとなつたことは、古來諸家の家訓に於て、何れも寛仁・溫和の徳を擧げたのを見て、これを察すべきである。

八、包容同化力に富む

神武天皇の詔に、「當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授け給ふの徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひ給ふの心を弘む。然して後に六合を兼ねて、以て都を開く、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや。」(日本書紀—原漢文)と宣せられてあるが、この六合を兼ね八紘を掩ひて宇と爲んとし給ふことは、即ち國家の大理想にして、以て皇謨の宏大無邊なことを察すべきである。

また祈年祭の祝詞に、「辭別きて、伊勢に坐す天照大御神の大前に白さく、皇神の見霧るかし

ます四方の國は、天の壁き立つ極み、國の退き立つ限り、青雲の靄く極み、白雲の墜坐向伏す限り、青海原は棹舵干さず、舟の艫の至り留まる極み、大海原に舟滿ち續けて、陸より往く道は、荷の緒縛ひ堅めて、磐根木根履みさくみて、馬の爪の至り留まる限り、長道間なく立續けて、狭き國は廣く、峽しき國は平けく、遠き國は八十綱打懸けて引寄することの如く、皇大御神の寄さし奉らば、荷前は皇大御神の大前に横山の如く打積み置きて、残をば平らけく聞しめさむ。云々」とある。これ我が國民の抱負の遠大にして、進取思想の雄大なことを表明するものといふべきである。

我が國家の理想は實に世界を包容し、これを同化しようとするものである。従つて苟くも採つて以て我に資すべきものは、城廓を撤してこれを歓迎するものである。先づ人種の上についてこれを見るも、上代に於て熊襲・土蜘蛛・蝦夷などの先住民族を同化し、又韓土と交通し、隋・唐と往來するに至つても、開化の先進國より歸化した人々を同化し盡して、不調和の痕跡を残さず更に思想の上についてこれを見るも、支那の文化思想及び印度の文化思想を容れ、其の精髓を採つて我が國の文化思想の進歩發達に資し、今現に歐米の文化思想を容れて、これを同化しつゝあるが如き、これ度量の廣大にして思想に根柢ある國民でなければ、決して偽し能はざるところのものである。(伊藤千眞三)

第十七 我が國民の使命

〔主 眼〕

我が國民の世界文化に對する使命を知らしめ、責任の重大なることを自覺せしめる。

〔取 扱〕

- (一) 此の大使命を遂行するについて、我等の活動すべき實際的方面如何を考察せしめる。
- (二) 此の大使命を遂行するについて、現在の日本國民の有する決心の程度如何を考察せしめる。
- (三) 斯かる國家的問題に對して、從來の女子が餘りに無關心に過ぎた點を指摘し、注意を喚起して置きたい。

〔參 考〕

- (一) 「日本民族の大使命」

從來の日本文明の發達して來た跡を顧れば、常に外國文明を採つて之を日本化して來た。即

ち印度に起つた佛教を採入れ、之を益、發展せしめて、今尙之を保存して居る。支那から儒教を輸入して、之も亦其の思想を採つて自分のものとし、加ふるに國字を工夫して國文學を起した。基督教は遙かに後に輸入されたが、漸次日本化しようとして居る。而して現代は科學を輸入して之を利用する時期が到來しつゝある。見れば皆外國文明の模倣のやうであるが、純粹の模倣ではない。模倣しては自分のものを作つて居るのである。或は少くとも之を體得した。佛教も儒教も其の發祥地に滅びて、日本にのみ残つたのである。更に考へるに、過去に於ける日本では、優良な素質を有する者が戰術と宗教の方面に集つた爲に、他の文化的事業に於て貧弱であつた感がある。然るに今や偉才はあらゆる方面に向つて居るから、若しも我等及び我等の子孫が先輩によつて示された模範に倣つて、努力を續けて行つたならば、必ずや近い將來に東西の兩文明は日本民族によつて、渾然たる一體に融合せしめられ、古今未曾有の大文明が東京を中心として起るであらう。其の理由の主なるものは、

一、西洋文明は前に述べたやうに分析的であるから、之を學習することが容易である。之に反して日本の文明は綜合的であるから、歐米人が日本の文明を理解することは、日本が西洋文明を體得するやうに容易に行かない。而して日本民族は此の比較的學習に困難の方面を先づ發展せしめ、更に西洋文明を輸入して居るから、兩種の文明を融合するに

最も好都合な立場にある。我等の祖先と現代の日本民族は國語の學習に極めて多くの負擔を荷ひ、其の上に外國語を學習する爲に二重の重荷に苦しんで來たが、其の努力は今や漸く酬いられようとして居るのである。

二、二つの高い文明を融合したものは、其の一つのものを發達せしめたものよりも一層高い文明である。此の意味に於て東西兩文明の長所を採つて融合したものは、古今未曾有の最高文明である。

三、先進國は天産物が豊富である上に自然科学の知識を極力應用して居るから、所謂文明の弊を早くから受けて居る。而して今や其の弊に堪へられない情勢を呈して居る。文明の弊の中で最も重大なのは、歡樂を追求し物質過重主義になることと、種々の原因によつて出生率の減少することである。

四、日本の位置は東西兩文明の接觸點として最も重要な地位を占めて居り、其の氣候は文明の發達に適して居ることである。

太平洋時代は既に到來した。而して茲に大文明の起るべき機會に遭逢した譯である。日本民族の使命は實に重大である。而して日本民族は此の重大使命を遂行するに十分な身心の力と、適當な氣候とに恵まれて居るのである。(田中寬一、日本民族の將來)

(二)「我が國の使命」

今や人類は國家に向つて大なる疑惑を抱いて居る。併し、それは無政府主義や共產主義では解決することが出来ぬ。結局道德的國家によるの外はないといふ場合に於て、我が國が偶然にも此の人類の要求して居る所を充たすべき道德的國家の本質を以て、自國の國性として居るといふことを思ふ時に於て、我が日本が人類文化の上に盡さなければならぬ責任の重大な事、其の使命の輝かしいことを思はずには居られぬ。現在我が國民の活動すべき舞臺が世界の文化史上に開けて來た。世界の文化史が日本を要求する時が今こそ來た。と考へなければならぬ。個人が社會の文化の上に貢獻することの大小によつて、個人の價値が定まるやうに、國家・民族も人類の文化の上に貢獻することの大小によつて、其の價値が定まるものである。今まで我が日本の世界文化史上に於ける位置は、歐米諸國・印度・支那のそれに較べて甚だ低劣であつたことは明に之を認めなければならぬ。昔は印度の文化を吸収し、支那の文化を吸収し、今は歐米の文化を吸収しつゝある。日本の文化を世界に與へたことは絶対にないとはいへぬが、大いに與へたことはない。此のやうに世界文化史上の位置の甚だ低劣な日本ではあるが、併し之は必ずしも悲觀するには足らぬ。三千年來此の東海の孤島に僻在して道德的國家の本質を長養する機會を得、そして今や人類は之を要求しつゝあることを考へ

ると、我が國の文化史上の位置の重大で輝かしいことを痛切に考へずには居られぬのである。然るに、今日外國人の宣傳に誤まれて、自ら日本人を以て好戰國民・野蠻民族であるかのやうに考へて居る人達があるのは、誠に痛嘆すべきである。歴史を繙いて見て、日本のやうに他國を征服した歴史に乏しい國が何處にあるか。外國と戦争をした度數の日本ほど少い國が何處にあるか。そして、徳川時代のやうに二百八十年の間、一兵をも動かさなかつた國が何處にあるか。日本ほど平和を愛好する國が何處にあるか。無論戦ふ以上は身命を賭して元氣よく戦ふのは當然である。戦に臨んでぐづぐづして居る國民が平和を愛好する國民で、戦ふ以上は徹底的に戦ふ國民が好戰國民であるといふ論理はない。日本ほど他國民を征服したことのない國民は何處にもない。歐米諸國の植民地政策などを考へて見ると、實に日本人ほど平和を愛好する國民はないことが分る。唯明治以後世界の仲間入をした時には、世界は皆追剝強盜勝手次第といふ軍國主義であつたから、相當に軍備をせぬと國が立つて行かぬので、仕方なしに歐米諸國の軍國主義に倣つて自衛の策を講じたのに過ぎぬ。さうせぬと國は亡ばされてしまふから仕方がない。而も歐米諸國は征服した外國人を常に奴隸として虐待して居つたのに、日本だけはそんな事をしなかつた。此のやうに考へると、人類の文化に最も貢獻し得る所の歴史と素質とを持つて居る國家は、實に我が日本である。此の確固たる信念の上

に立つて、此の國家の國性の基礎の上に立つて、人類の文化史上に貢献する、是が我が日本國民の使命でなければならぬ。此の道德的國家をいよく發展させて、國際的には互に相争ひ相闘ふことを止めて、人類世界に永久の平和を將來させ、國內的には社會の中に一人として其の志を得ぬ者のないやうにし、國民は皆等しく其の社會の缺陷から救はれて、一緒になつて行けるやうな社會を現出することに努力しなければならぬ。即ち我が日本を完成して、將來世界人類に廣く一大光明を與へることが、我が國の使命でなければならぬ。東西兩洋文明の調和も我が國の使命であるが、さういふ具體的の問題として見る前に、此の目の前にある目標を見ても、先づ日本を完成し、そして人類文化に貢献するのは、つまり道德的國家の建設に外ならぬ。無論軍備を否認するのではない。日本を軍國主義の外國の脅威から脱しさせる爲には、軍備も持たなければならぬ。そして、國防の爲の戦なら、國民の血の最後の一滴を盡すまでも戦はなければならぬ。世界人類の文化の進展の爲に、我等日本國民が負つて居る所の重大な光榮のある使命の爲に戦ふ必要があるなら、遺憾ながら已むを得ず國民の血の最後の一滴を盡すまでも戦はなければならぬ。併し、我等は先づ國家に對して命を棄ててもといふ一貫した正しい信念の下に、我が國家の爲に盡すと同時に、人類文化の上に貢献する、是が我が日本國民の使命でなければならぬ。(田澤義輔、世界と日本)

第十八 人格生活

〔主眼〕

第四學年に於て學び得た所を纏め、又其の道德實踐を指導する鑑戒として、「人格生活」を擧げ、人は如何なる職業に従事し、又如何なる境遇に在るに係らず、此の生活の中に、自ら修養し、自ら向上し、併せて社會人としての責務を完うすべきものであることを悟らせる。

〔取扱〕

- (一) 本課は第二「人生の理想」及び第七「人格の實現」と連絡して取扱ふべきものである。
- (二) 本課には人格の内容としての價值については述べなかつたが、此の點は適當に補つて教授されたい。
- (三) 本課を取扱つた後、生徒は之を以て毎日の行動を反省する所があるまでにしたいと思ふ。

〔解説〕

(一)「優雅な道德の實行者」道德の實踐者として品位あり、餘裕あつて、一點非難すべき隙のない人を意味する。

〔參 考〕

(一)「人格の修養」

凡そ人は事に處し物に接するに方つて、喜怒哀樂愛惡慾の七情が動くものであるが、それも或は怒に過ぎたり、或は愛に溺れたり、或は慾を深くしたりしては、兎角七情の動きが平衡を缺き易い。上に掲げた中庸の教旨に適つた所を行ひ得る人、七情の動き方に平衡を保ち得る人が、即ち立派な人格を備へた人であると言ひ得るであらう。故に人格を修養するには、それらの點に深く心を用ひ、瞬時も怠らぬことが肝要である。兎角人は事に接觸した時には發動力の出るものであるが、その際七情の動き方が平衡を得て、發動力が宜しきに適ふならば、明かに人格が完成せられたと言ひ得るのである。如何に利を以て誘はれても動かす、道理に従うて勇往邁進する所謂威武も屈する能はず、富貴も淫する能はざる程の人となつて、始めて立派な人格が養はれたといふことが出来るのである。

さて人格の修養などといへば、何か事新らしげに甚だ仰山に聞えるけれども、靜かに考へて

觀れば、何もそれ程のことではない。これを修養するからと言つても、靜坐默想して、彼の禪家が座禪を組むに等しいやうな方法を取るのには恐らく間違であらうと思ふ。日常心をこゝに用ひ、修養の心掛を怠らぬやうにしてゐれば、時々、事毎に自然的の修養が出来て往くものである。但し、「萬物靜かに觀すれば皆自得。」といふ古語もあるから、常に活動的生涯にゐる人は、時に靜坐して自己本然に歸り、沈思默想することも必要でないといへぬかも知れぬ。故に私は或る場合に於て靜座默想が必要であると考へるが、人格の修養をするからというて、故らに座禪のことをする必要はないと思ふ。左様な態とらしい振舞をせずとも、人生日々の生存に於てその守るべき道理に對し、何處までもそれを踏み誤らぬやうに心掛くるならば、それが最も簡易平明なる人格の修養法である。既に前にも述べた如く、官吏・政治家・軍人・學者・實業家、乃至老幼男女というやうに、各、その性情・資質を異にしてゐる。従つてその修養の方法も、人に應じ時に際して、それ／＼工夫を積まなければならぬと考へる。(濼澤榮一)

(二)「社會的人格主義」

人は誰でも相當の時期に達すれば、善惡を見別け正邪を辨別する力を備へて來る。之を名づけて道德的意識といふべきである。此の意識は人が社會に屬して、己以外に己の意志と等し

い意志があり、己の人格と等しい人格のあることを認識するところに生ずるのである。此の故に各人の道徳的意識は、之を個人の中に存在する社會精神といふことが出来る。人には此の意識があつて、己の要求を制限し、他人のそれを承認し、自他の關係を親密にして、其の結果社會の組織を固くするのである。此の意識があつて人は始めて他人と合して、集團生活を爲すことが出来るのである。然るところ、此の意識は専ら社會の勢力を受け容れて發展するものであれば、兩者は互に因となり果となるものである。即ち個人の道徳的意識は、社會的に働いて社會の力となり、輿論となり、傳承となるのであるが、之等の事項は翻つて個人の道徳的意識を訓練し培養するのである。個人の道徳的意識は其の生活の內的指導原理であつて、社會の力、輿論・傳承などは其の外的指導原理である。前者が發展すれば後者も亦隨つて發展し、後者にして發展すれば、前者も亦自ら發展するのである。以て、社會なるものが如何に有力に個人に作用するかを知るべきである。

かやうに考へて來れば、人が其の人格を完成することは、やがて社會を完成することであつて、社會を完成することは、又やがて人格を完成することである。人格完成と社會完成とは、同じ事實を異なつた立場から見ると過ぎない。各個人は主觀的には人的個體であつて單獨に存在するけれども、客觀的にも他の人格的個體と相合して社會を組み立て、相共に社會精

神によつて統制せられ、集團生活を遂げるのである。随つて人の個人的側面と社會的側面とは、何れも同じ個人を異なつた視點から見た結果に過ぎぬのである。宛も人格完成と社會完成とが、事の實際に於ては相一致するが如きである。又人は社會の力、輿論・傳承などに支配せられながら、一方に於て己が對社會的本務を遂行し、他方に於て己を完成するのである。然るに、社會は之等諸種の事項によつて、一方に之に屬する個人の人格内容を充實させ、他方に自らを完成するのである。即ち同じ條件によつて個人は自らを完成し、社會も亦自らを完成するのである。この點から見ても、人格完成と社會完成とは、其の實を一にすることを知るべきである。固より個人には主我心があつて、或は他人の要求を無視し、或は反社會的行爲に出ることのあるは事實である。ホツプスが人類の自然状態は「萬人敵視」であるといつたのは、必ずしも當らずとせぬのである。けれども、社會の力、輿論・傳承は此の主我心を抑へ、此の反社會的行爲に抗して、能く個人をして社會に適應せしめ、遂には社會の爲には小なる我を亡して、永久に大なる我に生きる底の行爲にさへ出でしめるのである。

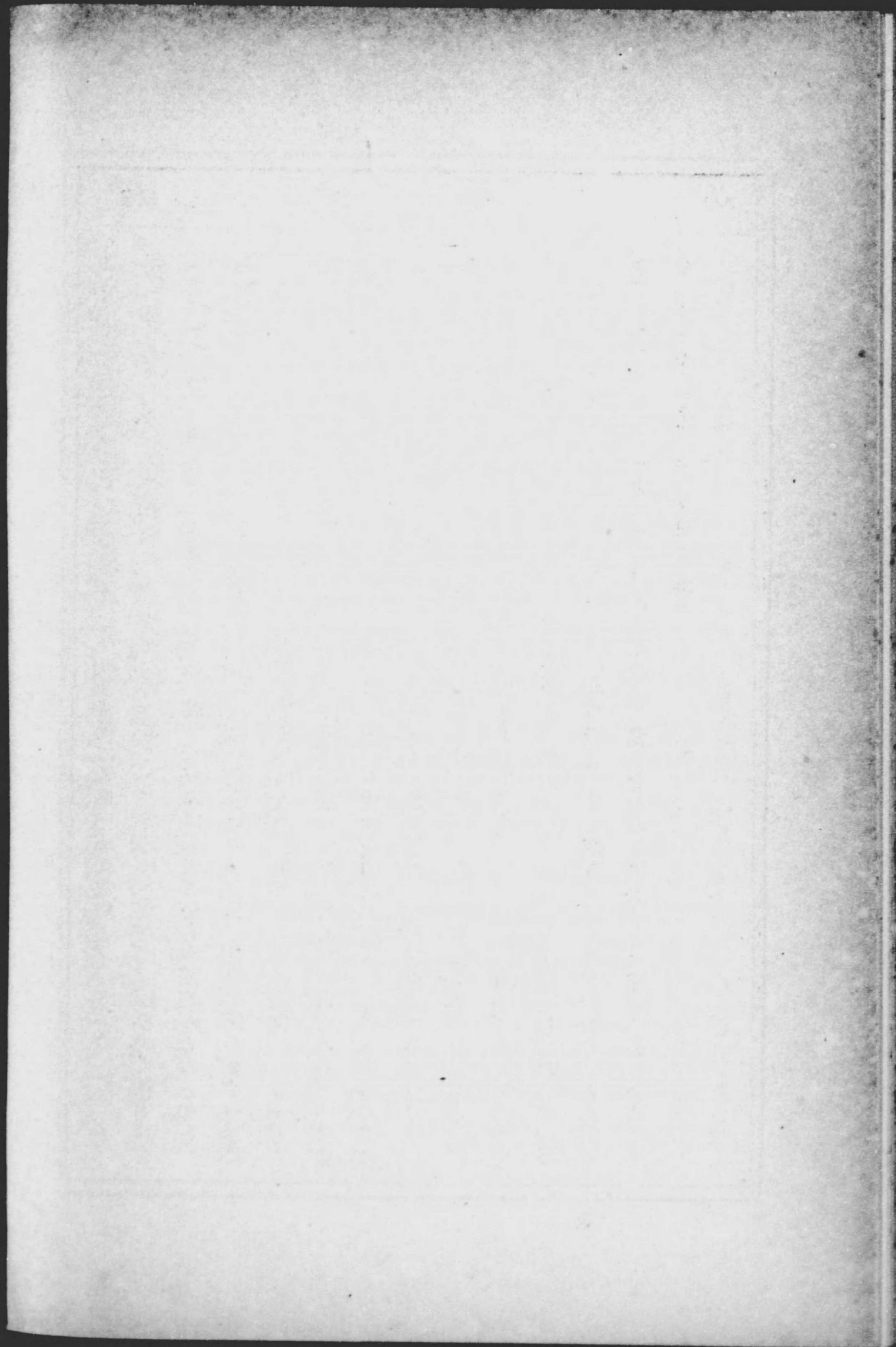
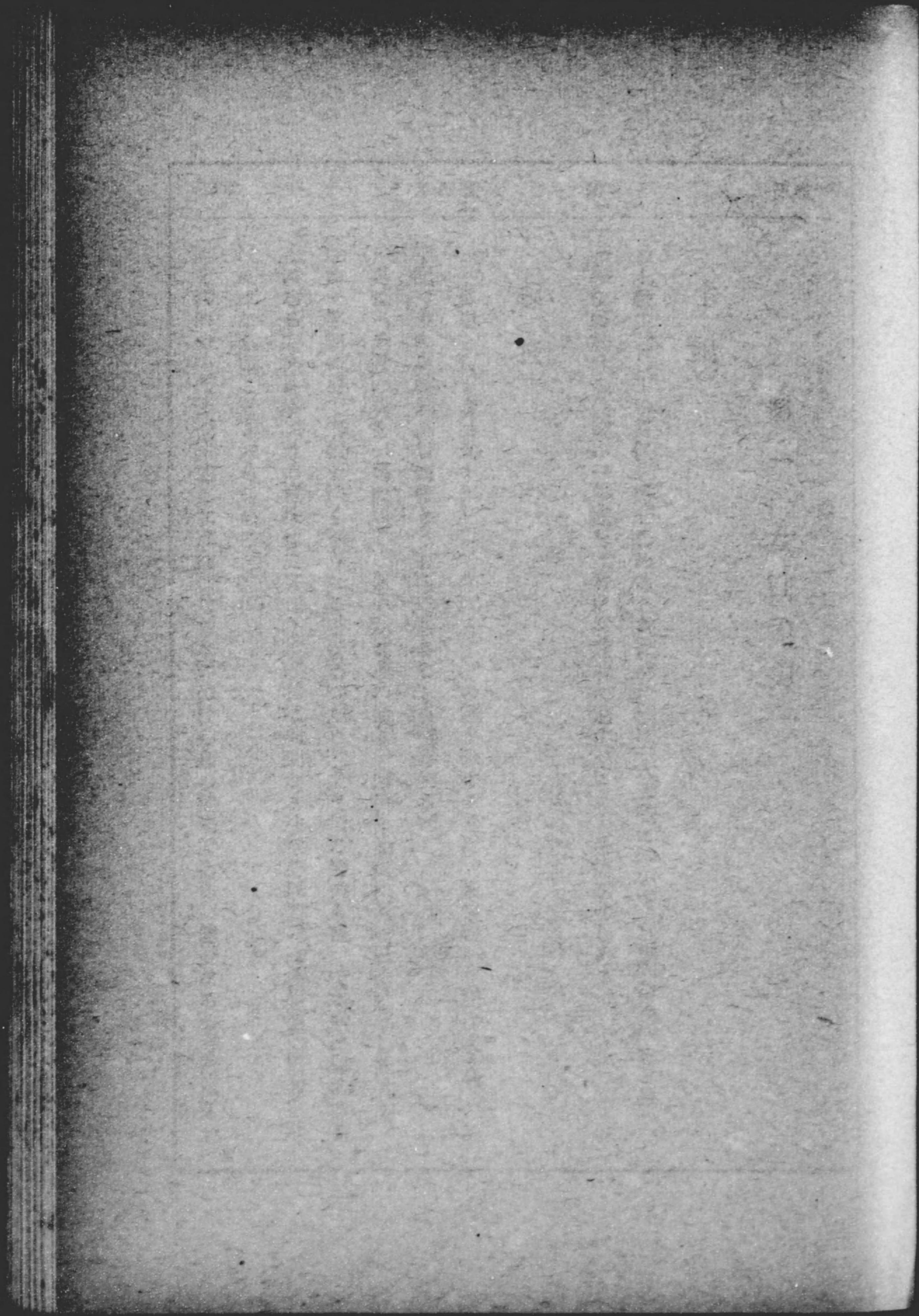
されば、個人の行爲が眞に善であれば、それは同時に社會の善である。個人の道徳的活動が、眞に己の人格を完成する所以のものであれば、それは同時に社會を完成する所以のものである。否、人は個人の善が同様に社會の善たる底の行爲を爲すのでなければ、決して己が人格

を完成することは出来ない。社會はかやうな個人を其の構成要素とするのでなければ、決して又自らを完成することは出来ない。公共善に一致する個人善を外にして、世に個人善なく、社會完成と一致する人格完成を外にして、世に人格完成はないのである。茲に至つてカントが、「汝の意志の格率が同時に普汎的立法の原理たるやうに行動せよ。」といったことは、道徳律として極めて適當であつて、たとひ後聖が現れても何等加ふる所がないかと思はれる。蓋し、之は道徳の神髓を捉へた者でなければ到底發し得ぬ言である。

かやうに考へて來れば、人は社會の一員として其の位置・境遇に應ずる本務を十分に遂行することの、極めて重要な道徳的意義を有することが解るのである。而して己の善とすることこそが社會の善となることの、其の確實を加ふるに従つて、言ひ換へれば、己の善が普汎性を増すに従つて、其の生活の道徳的價値も亦増して來るのである。即ち人の生活の道徳的價値は、其の以て善となすものの普汎性を檢して、略、之を窺ひ知ることが出来る。彼の一舉手一投足が天下の則となる底の行爲と、淺ましい主我心から發して淺ましい行爲に出で、終に己を葬る穴を自ら穿つやうな場合とを比較すると、容易に此の理を知ることが出来る。私は繰返していふ。人は己の善とする所が、同時に社會の善となる行爲を爲すのでなければ、決して己が人格を完成することは出来ない。公共善と一致する個人善を外にして、世に個人善

なく、社會完成と一致する人格完成を外にして世に人格完成はないと。

若し上來述べ來つた所に主義といふ名稱を與へることが許されるならば、社會的人格主義といふべきである。社會的人格主義は、人格を以て、個人に取つて最も本質的のものとなし、自發的創作性を以てその根本的屬性となし、此の人格を中心として社會生活を爲すべきことを高唱するのである。更に言へば、事實としての個人は、事實としての社會に一致するものであることを信じて、個人生活をして、相即的に社會生活たらしめる主張である。人は自我創作の人格的生活によつて、始めて能く其の屬する社會の生命に培ふことが出来るのである。随つて人は明に人格的に目覺めて、己が座すべき席に着き、己が爲すべき事を爲せば、それは個人的には自我を創作する所以であつて、社會的には社會を創作する所以である。言ひ換へれば、己が執るところの業務に己が眞の使命を見出して、それに向つて全人格の力を傾ければそれは自我を創作すると同時に社會を創作するのである。人は斯くして始めて、自己獨自の存在を定立することが出来る。社會を背景とする個人の存在は、社會のあらん限り確實である。人の子に悠久性を與ふるものは、獨り此の意味に於ける人格中心の生き方であると信ずる。(深作安文、思想と人格)



第一 女性の力

〔主眼〕

最上級生としての責任を感じしめると共に、女性の三大天職についての確固たる信念を與へ、女學校に於ける最後の一年間を、特に有意義に過すべきことを痛感せしめる。

〔取扱〕

- (一)「百里を行く者は九十里を以て半ばとす。」の諺が示すやうに、最後の一年間は之までの四年間、或はそれ以上の價值あるものであることを悟らせる。
- (二)更に「千仞の功を一簣に缺く。」といふ言葉の通り、四箇年如何に眞面目に勉學した人も、此の一年間に於て緊張を缺くやうなことがあつたら、之までの努力も凡べて水泡に歸する事となるであらう。此の意味に於て、今年は特に周到なる注意を以て、修養生活に精進しなければならぬことを知らしめる。
- (三)それについて先づ注意しなければならないのは心身の健全である。健全なる心身を以て一

日一日を迎へ、其の一日々々を最も有効に送るやうに努めなければならぬ。さて此の健全なる心身を如何にして維持すべきであるか。其の方法・心掛などについて考察せしめる。

(四) 女子の三大天職については、之まで断片的には幾度か説いてあつたが、総合的に示すことは之が始めてで、而も此のことを説くのは之が最後であらうと思ふ。教授者は其の積りで之に對する信念の徹底に努力されたい。

(五) 日常の行動を信念を以てするやう、信念の確立といふことには特に力を注がれたい。

〔解説〕

(一) 「從來よりも遙に緊張した態度を以て」いつの學年に於ても修省精進は一刻も懈つてはならないが、別して本學年は最終學年であるから、今までの締めくくりをつける上からも、又今までのした努力に對し仕上げをかけ、磨きを完成する上からも、必ず此のことを忘れてならぬといふのである。生徒の年齢などの關係上、急に悪く大人振つたりするものもあるが、それは深く心すべきことをいつたのである。

(二) 「夫から感謝される妻。」斯くの如き妻は、既に男女同權といふやうな理論から超越した尊ぶべき人格者である。女子は斯かる妻たらんことを理想とすべきである。

(三) 「ルーブル博物館」 Louvre ルイ十四世が建築した宮殿であるが、現在では美術及び科學の博物館に充てられ、内容外觀共世界一を誇つて居る。

〔參考〕

(一) 「青年期」

滿十五年から二十五年までをいふ。此の時期は精神並に身體に著大の變化を生じ、身長及體重の増加の外に、咽喉の擴大、聲帯の延長、聲音の變化、頭狀變化などを來し、生殖機能の完成期に入る。精神上に於ては、自己意識明かに現はれ、個性の發達著しく、各種の希望・夢想・熱情・欲求など活潑に働き、或は過度の内省となり、或は無謀の大望心となる虞を生じ、自然界及び實生活よりする恐怖・驚き・服従・疑問のために、宗教的經驗に入り、生理的並に感覺的原因から、性的經驗特に異性に對する愛に覺め、社交生活を進めると共に、社會的及び倫理的の興味を生じ、かくて宗教的、性的、又は政治的の熱情行爲に至ることが少くない。而して直觀と概念、形式と實質、理想と現實、抽象と具象などの相反せる精神的事實が未だ調和統一されないために、懷疑となり、自暴自棄となり、或は自殺となることがある。又自己意識の明瞭となるにつれて、これまで形式的、又は習慣的に従つて居つた道德

的意識も、主觀的批判より發動し、良心の作用が盛になつて来る。尙此の時期に強く現はれる漂泊本能は、種々な希望・夢想に力づけられて、家出・漂泊・無謀な旅行を企てしめることが稀でない。かくて青年期は、眞・善・美ともに其の力を増大するものであるが、又偽・惡・醜にも其の力を増大せしめることが少くない。要するに、人生の危機といふことが出来る。(哲學大辭典)

(二)「禁酒と女子の力」

日本人が一箇年間に飲む酒は十一億圓にも達する。而も其の量は年一年に増すばかりであつて、今のまゝ放任したら、之から三十年の後には少くとも現在の二倍に達しよう。若し此の三十年間の我等の努力に依つて、禁酒の實行が出来るやうになつたら、我が國はそれだけで一年間の國費を支へることが出来る譯である。併し、それは禁酒の効果の一小部分に過ぎない。之によつて得られる精神的の効果は如何ばかりであらう。忌むべき争鬭も、犯罪も、驚くべき率を以て減少しよう。日本の精神文明は破竹の勢を以て向上しよう。そして此の三十年間に禁酒を實行する責任の大半は、我等女子の肩にかゝつて居ると思ふ。既に飲酒の習癖のついて居る者は、或る程度までしか救はれまい。我等の力はそれよりも、若い幼い人達に飲酒の習癖を、絶対に與へないといふ方に注がなければならぬ。現在二十歳以下の人達が、

此の後も絶対に酒を飲まなかつたら、今から三十年後には、全く酒を驅逐することが出来るではなからうか。

(三)「女子第一」

「安全第一」、「親切第一」、「女子第一」、「教育第一」といふ。安全が第一の徳であるべきだのに世人はそれに氣付かない。親切も其の通り、女子も其の通り、教育も亦其の通り。

男子は物を造り、女子は人を造る。男子の任務は目前に在り、女子の任務は將來に在る。女子の任務が育児教育に在ることは何人も疑はないところ。「教育第一」が眞理であれば、「女子第一」も當然眞理でなければならない。

女子は男子より道徳的である。歐米諸國の統計では、女子の犯罪者の數は男子のその四分の一乃至五分の一位だといふ。試に我が國の實例を調べれば、男子は女子の十倍乃至二十倍多くの罪人を出して居る。

女子は罪を犯さない。女子は善人である。女子は神に近い。佛に近い。それゆゑ女子の社會的任務は社會平和と淨化とに在る。家庭を平和にし、之を淨化する織手は、又社會を平和にし、之を淨化することが出来る。それが實現されないのは女子の努力が足りないからである。

(四)「女子の職分」

男子の力は活動的進取的防禦的である。彼は活動家であり、創造家であり、發見者であり、防禦者である。彼の智慧は思索と發明とに適し、彼の力は冒險に適し、又正しい戦争や征服が必要である場合には、戦争や征服にも適當して居る。併しながら、女子の力は支配には適するが戦闘には適しない。彼女の智慧は發明や創作には適しないが、秩序や配合や決定には適する。彼女は事物の性質や要求や其の正しい位置を見別ける。彼女の職分は讚美することである。彼女は戦闘にこそ加はらないが、勝負の冠は間違なくこれを授與する。(中略)

眞正な妻の在るところ、其の周圍には必ず家庭がある。星の光は必ず彼女の頭上にだけ輝く。彼女の足許の光は、夜の冷たい草の葉に宿る螢の光のやうに覺束ないものであることもある。それゆゑ彼女の居る所には家庭は必ず附いて廻る。苟くも高尚な女子の居るところには、家庭は彼女の周圍に廣がり、「香柏を以て作られた朱塗の天井」にもまして、其の溫和な光を家庭の無い人々の上に投げるであらう。(ラスキン、栗原古城譯)

(五)「異性の誘惑」

美味な菓子や果物が食卓に置いてあると、つい食べてしまふ。美しい品物が百貨店に列べてあると、思はず買はせられてしまふ。熱心に勉強して居ても、友達が鬼ごつこでもして笑ひ興じて居ると、いつしか釣り込まれてしまふ。我等の周圍にはかうした誘惑が常につけ狙つ

て居る。心に少しの油断でもありと直ちに引入られる。そこが人間の弱點で、警戒をしなければならぬ所である。誘惑は必ず我等を喜ばせるのを最初の手段とする。そしてそろりそろりと引入れるのを第二の手段とする。こゝに氣付くことが誘惑から逃れる道である。

若い男女にとつて最も陥り易いのは異性の誘惑である。殊に女子はやさしく弱く物に感動し易い所から、其の弱點につけ入つて、巧みに仕組んだ不良の計略にかゝり、甘言のわなに陥るものである。諺に、「人を見たら泥棒と思へ。」と教へたのは、誰をも泥棒扱ひにせよといふのではなく、油断の恐るべきを警めたのに過ぎないであらう。

(六)「平和の希望者」

女子は平和の希望者である。時の古今、洋の東西を問はず、女子は熱心に平和を希望した。之は彼女達の自然の職分、即ち母性と關係のあることで、妊娠十箇月、産褥二十日、育兒一箇年、教養二十年の苦勞をして、むさく〜と己の子を砲丸的とすることは、到底女子の忍ぶことの出来ぬ所である。

女子は又平和の崇拜者である。彼女達は平和を説き、愛を説くものを、何人にも先立つて崇拜する。神の愛を説いたものは男子であつた。けれども、先づ其の神を崇信して地上に平和あれと祈つたものは女子であつた。佛陀の最初の信者、基督の最初の信者、マホメットの最

初の信者は女子であるか、少くとも女子が有力であつた。
 女子は平和の熱愛者であり信仰者であるから、女子は平和の擁護者で無くてはならぬ。凡そ平和を願ふものは争闘の解決をつけなければならぬ。争闘を解決するものは聰明と調和性とを具備しなければならぬ。女子にとつて其の修養は最大要件でなければならぬ。

第二 社會の發達

〔主 眼〕

之から以下第五まで、道徳的に見た社會學の一般を學ぶのであるが、先づ本課では社會の意義と其の發生の事情、發達の條件について考察せしめる。

〔取 扱〕

- (一) 社會の發生については、自然社會は次第に構成社會に壓倒されて行く傾向があるが、其の中でも家だけはそれに關係なく永續して居るし、又永續させて然るべきものである。但し構成社會の發達と共に、其の長所を家にも取り入れる必要がある點を理解させたい。
- (二) 構成社會は更に擴大強力になるであらうが、之には自然社會の家の長所、特に親愛の情を取入れる必要がある。家族間に見る程の親しみがなければ、其の社會は如何に擴大強力となつても、眞の社會の價値を發揮することは出来ないことを理解させたい。
- (三) 社會の發達には、保守主義も急進主義も共に弊害のあることを了解させ、漸進主義の必要

を感知させる。尙社會主義乃至共產主義については、第十五「現代思想」の所で詳説する。

〔參 考〕

(一)「社會の定義」

社會とは、心的相互作用による組合關係にある複数人の集團生活體である。即ち社會の成立には、先づ其の成員たるべき二人以上の個人あることを要する。そして之は二人以上あれば足りるのであつて、必ずしも多數者の集團たることを要しない。小は二人限りの夫婦關係から成る家庭に始まり、大は全世界を包括する國際社會に至るまで、等しく之を廣義に社會と呼ぶ。併し、社會の實體は、結合關係にある複数人自體を指すのではなく、それ等人間の形成する協同生活組織を抽象的に指すのである。

次に此の複数人が社會を構成するには、其の間に多少意識的な精神的相互作用の行はれることを要する。茲に多少といつたのは、必ずしも明確に意識した場合だけでなく、直接・間接・強弱など、種々の程度の意識を含めて考へたのである。そして此の相互作用によつて、複数人が何等かの精神的結合關係に入れば、茲に始めて社會が成立するのである。

(二)「發生社會と構成社會」

一、發生社會 地縁又は地縁の紐帯に基いて結合した社會であつて、共同生活のあらゆる方面を包括し、自然的發生發達體たる色彩の特に濃厚なものである。これは主として一定の地域を基礎とし、又少くとも其の成員の血縁を基礎とし、其の上に共同生活を營むものである。人間は先づ此の發生社會に生れ、そして其の中に生活する。血縁關係のある者は、自然愛情・同情の吸引力に因つて結合されるし、又地縁關係ある即ち同一地域に居住する者の間には、言語・風俗・傳説・習慣、其の他多數の生活様式に關して共通の特徴が發達し、且共通の自然的利害關係が強い爲に、自然協同作用が發達する。そしてこれは社會構成のあらゆる成分を包括し、比較的完全な結合體であつて、原始時代には最も有力な、そして往々唯一の社會形式であつた。だから、これを基本社會と呼ぶこともある。そして此の中血縁を主として結合するものを血縁社會といひ、地縁を主とするものを地縁社會と呼ぶ。家族・氏族・種族・民族・人類などは前者に屬し、部落・區・村落・都市・府縣・州・聯邦・國家・世界などは後者に屬する。たゞこれ等の中、國家は同時に又次に述べる構成社會たる性質を帯びることの多い特殊社會である。即ち別種民族や多數の國家が、強制的又は任意的に、合併又は結合される場合があり、そして之等別異民族や國民間の融和状態が發生社會的でない場合である。

二、構成社會 構成社會は、何等かの共通利益を得んが爲に、特種の目的を以て結合構成される社會であつて、地縁・血縁を根本要素としない。故に發生社會が頗る自然的生成的であるに對し、これは著しく目的的人爲構成的である。そして構成社會にも、勿論自然的成分が相當に含まれては居るが、社會の原型たる發生社會から分化發達した形式を取る爲、これを又派生社會とも呼ぶ。

原始時代には、發生社會が萬事共同生活の目的を處理達成せしめることが出来たけれども、人口の増加、文化の發達につれて、社會の規模がますます擴大し、其の構造はいよ／＼複雑さを加へ、地縁・血縁以外に種々強力な利害關係が發生する。そして多數人が結合協同する時は、孤立獨行の場合よりも、一層容易に且有利に其の目的を達することが出来る。因つて互に共通の利益を獲得増進せんが爲に、地縁・血縁を超越した種々の利益の連帶といふ共通基礎に立つ新形式の社會の有機的構成がますます盛になる。そして近代に至つては、其の勢力は却つて發生社會を凌ぐものがある。

斯く社會生活上に利害關係が多種多様になるに正比例して、あらゆる種類の構成社會がますます發達する。併し、如何にそれが發達しても、構成社會はやはり其の根柢に必ず發生社會があり、兩々相關聯し相補足して、社會生活の機能を完了する。構成社會には軍事的・政治

的・經濟的・宗教的・教育的・科學的・藝術的・文學的・職業的・社交的・娛樂的・慈善的・社會改良的・階級的・人種的・民族的・國家的、その他利益關係の數に應じ、殆ど無限の種類がある。(以上二項、川邊喜三郎、社會學概説)

(三)「個人と社會」

嘗て北アメリカの山中で、半獸半人ともいふべき動物の捕獲されたことがあつた。併し、調査の結果、それは立派な人間であることが分つた。其の人は實に其の幼少の時に盜賊の爲に攫はれて、山の中に棄てられたのであつた。それが不思議にもたゞ一人で山の中に生存して居たのであるが、其の捕へられた時、彼は裸體のまゝであつて、手足を以て獸のやうに四つに這ひ歩き、叫聲を發するだけで、言語を知らず、固より思考力も記憶力もなく、全然獸類と異なる所がなかつた。然るに、彼が其の後人間の社會に入り、人間としての教育を受けるや、だん／＼言語を知り、知識を得、遂に禮儀を知り、人の道を知るやうになつた。此の事實は、明かに人が孤立的生活をなすことの出来ない所以を物語つて居る。實に人は社會を離れては、人たることが出来ぬ。即ち人は社會の一員である時にだけ、眞正な人であるといふことになる。個人が社會を離れては存在することが出来ないやうに、社會も個人なしには成立することが出来ぬ。之は説明するまでもない道理であつて、個人のない所に社會のあるべ

き筈はない。個人と社會とはかやうに密接不離の關係を有するものである。然れば、個人と社會とはいづれが價值が大きいか、いづれを重んじなければならぬかといふに、之には、個人本位の見方と社會本位の見方がある。尊ぶべきものは個人で、社會は個人の爲の方便に外ならないとするのは前者であり、個人は社會があるから存在して居るのであつて、それ自身には獨立的の意義はないといふのが後者である。併し、之はいづれも一方に偏する解釋であつて、前者によれば、人は自己を重んずることが大切であつて、社會又は他人は之を輕んじてよいといふ主義となり、後者によれば、個人は社會の犠牲となるべきものであるといふ一種の主義となる。然るに、個人と社會とは、實は同一のものを部分的と総合的とに見たのに過ぎないのであつて、二であつて一、一であつて二の關係に在る。即ち個人があつて社會があるし、社會がなければ個人もない。だから、我は個人として見れば個人我であり、社會として見れば社會我である。例へば、個人を一本の指とすれば、社會は其の身體の全部である。一本の指は身體の一部分として用をなすもので、身體から切り離されたら既に指ではない。指は身體の一部分であつて、又身體其のものである。之と同様に、個人は社會の一部分であつて、又社會其のものである。従つて個人と社會とを別物として其の價值を定めようとするのは、其の根本に誤がある。

第三 風俗習慣

〔主眼〕

風俗習慣の社會的價值を知らしめ、之に對する我等の態度を如何にすべきかについて、十分に考察せしめる。

〔取扱〕

(一) 風俗習慣を二つの事實として考へれば、風俗は例へば襟を左前に合せるやうなことであるが、習慣は例へば、或る地方では山の茸は自分のでなくても採つてよいが、或る地方では採つてはならぬことになつて居るのを、各、其の地方の習慣といふことになる。即ち習慣は對他のもので、或る點に於て法律にも代るべきものであつて、現在の民法などでも相當に之を重んじて居る。若し必要があれば、此の點を明かにしてよいと思ふ。

〔解説〕

(一)「貞永式目」本名を御成敗式目といふ。貞永元年北條泰時、鎌倉幕府の政所・問注所・侍所其他吏員の訴訟裁許の爲に、三善康連と謀り制定したる式目にして、法橋全圓の執筆に係り五十一箇條あり。其の内、守護・地頭などの知行所領に關するもの半にして、其の外、謀叛人・殺害・刃傷・惡口・毆打・讒訴・犯奸・強竊二盜・奴婢雜人など罪科ある者の處分法を明かにしたるものなり。(國史大辭典)

〔參考〕

(一)「生活改善の要項」

一、宴會に關する事項

1. 宴會の設備はなるべく椅子卓子式によること。
2. 座り式による場合はなるべく食卓を供用すること。
3. 食膳の分量品數は其の席で食ひ盡し得られる程度に止め、一品づつ順次取換へて出し、且なるべく獻立表を添へること。
4. 飲酒の必要なき場合は豫め酒杯を伏せて無駄に酒を注がしめぬやうにし、且酒杯の獻酬を廢し、舉杯を以て之に代へること。

5. 宴會中妄りに席を離れ或は舞踊するなどのことなく、餘興は、食事の前後に於てすること。
6. 宴會は出来るだけ夫人其他相當年齢の家族をも併せ招待し、或は同伴すること。
7. 自宅の宴會には給仕人中に藝者などを加へぬこと。
8. 司會者又は主客の挨拶は食前に於てし、演説は食事の終にすること。
9. 主人又は司會者は豫め來會者の席次並に演説・挨拶の次第などを定め置くこと。
10. 飲食よりもむしろ社交に重きを置いた簡単な會を屢、開催するやうに奨励すること。

二、贈答に關する事項

1. 一般に贈答の場合を少くすること。
2. 形式的な手土産を廢すること。
3. 錢別は特別親交あるものに限つて贈ること。
4. 交換的の贈答を廢すること。
5. 過分の贈答を廢すること。
6. 贈答品は實質を旨とし、外形上の虚飾を避くること。
7. 贈答品を使者・郵便其他に托する場合は、手紙又は口上を以て贈答の趣旨を明かにす

ること。

三、訪問・接客・送迎に関する事項

1. 面會時間の定めなき人を訪問するには、豫め電話・郵便などにて時間の打合せを行ふやうにすること。
2. 訪問は早朝・食時時・出勤前・就寝時など、他人の迷惑する時間を避け、又休日なるべく之を避けるやうにすること。
3. 面會時間はなるべく之を定めるやうにし、之を定めた場合には出来るだけ之を知らしめるやうな方法を講ずること。
4. 簡単な要件は玄關先で立話で済ますやうにしたい。但し此の場合は外套・手袋などは脱ぐに及ばぬこと。
5. 用事の訪問は挨拶よりも用件を主とし、なるべく速に切りあげるやうにしたい。
6. 來客は待たせぬやうにし、且接待を簡略にし、用談の場合はなるべくそれを早く済ますやうにしたい。
7. 食事に招いた場合の外は、來客に妄りに酒食を供したり、菓子を出したりせぬやうにすること。

8. 面識なき人を訪問する場合には、必ず相當の紹介状を携帯するやうにすること。
9. 紹介は他人の迷惑にならぬやうにしたい。
10. 人を訪問する時には必ず名刺を差出すやうにしたい。
11. 年若き男女は單身相互に訪問せぬやうにしたい。
12. 停車場の見送は親近者に限るやうにしたい。

四、公衆作法に関する事項

1. 停車場・劇場・寄席など、公衆が順々に用を辨すべき場所では、嚴重に秩序を重んじ、順番を亂さぬやうにすること。
2. 群集雑沓の場合には常に弱者を扶け、幼若老人などに對しては力めて路を避け、席を譲るやうにすること。
3. 汽車・電車・寄席・劇場・食堂などで横臥し、又妄りに席を廣く取り、或は容儀を崩して肌を露はし、或は塵埃を立てるなど、凡べて他人に迷惑を與へ、不快を感じしむる如き行爲を慎しむこと。
4. 公衆出入の場所で妄りに不用物を捨てたり、啖唾を吐いたり、或は禁止の場所で喫煙したりせぬやうにすること。

5. 集會の時刻は多數者の都合を考へて定め、開會の時刻に掛値せず、且時刻に後れぬやうにすること。

6. 會合には殊に服装及び身體の清潔に注意し、且食事に音を立てぬやうにすること。

7. 儀式・講演などの席では安りに戸を開閉し歩行に音を立て、或は談笑して靜肅を破ることなきやう注意すること。

8. 街路通行の際は、車道と人道との區別に従つて必ず左側を通行し、交通頻繁な場所では兒童を遊ばせたり、横に列んで歩いたりして通行を妨げぬやうに注意すること。

(生活改善同盟會、生活改善の葉)

第四 社會連帶

〔主眼〕

社會連帶の必要と價值とを説き、社會事業の必要を感知せしめる。

〔取扱〕

(一) 社會連帶を社會主義によつて實現させようとするのは全く無意味で、而も有害なことである理由を十分に了解させたい。

(二) 之を機會として、社會事業を參觀せしめることも望ましい。

(三) 生徒としての社會連帶精神の發揮は如何なる方面であるかを考察させ、實行させるやうに指導したい。

〔解説〕

(一) 「社會政策や社會事業」社會政策とは私有財産制度、職業の自由競争を認めながら、社會

上の缺陷及び害悪を除去する方策であり、近來の政治は凡べて之を中心にして居るともいへる。之には社會立法即ち法規の制定によつて實行されるものが多く、勞働政策が主要なものであるが、その他、租税・産業・防貧・救貧などの各方面に及んで居る。又社會事業は個別的事情から生ずる生活上の缺陷を除去する事業であり、社會政策の實行手段・補助事業ともいへる。之は救護・特別救護・醫療保護・兒童保護・社會教化などの各部門に分れて居る。(山崎犀二、公民科新講)

〔參考〕

(一)「社會事業團體」

其の主要なものを次に掲げる。

(名稱)

(所在地)

(代表者)

- 大阪婦人ホーム 大阪市北區中之島
- 家庭學校 東京市豊島區西巢鴨町
- 鎌倉保育園 神奈川縣鎌倉町大町
- 帝國公道會 東京市芝區白金三光町

- 林 歌子
- 留岡 幸助
- 佐竹 晋次郎
- 松本 幸

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 帝國水難救濟會 | 東京市深川區佐賀町 | 松平 頼壽 |
| 濟生會 | 東京市芝區赤羽町 | 徳川 家達 |
| 東京市育成園 | 東京市世田谷區上馬町 | 北川 波津 |
| 東京市養育院 | 東京市板橋區板橋町 | 川口 寛三 |
| 東京保護會 | 東京市淀橋區下落合 | 原 胤昭 |
| 東京養老院 | 東京市瀧野川區中里町 | 松濤 神達 |
| 東京府社會事業協會 | 東京市丸ノ内 | 横山 助成 |
| 同潤會 | 東京市麴町區内幸町 | 宮澤 小五郎 |
| 同情園 | 東京市淺草區石濱町 | 坂卷 テル |
| 成田山感化院 | 千葉縣成田町 | 荒木 照定 |
| 日本海員救濟會 | 東京市京橋區明石町 | 水野 鍊太郎 |
| 白十字會 | 東京市神田區小川町 | 有吉 忠一 |
| 本所基督教產業青年會 | 東京市本所區東駒形町 | 賀川 豊彦 |
| 救世軍病院 | 東京市淺草區北三筋町 | 宇都宮 又雄 |
| 熊本回春病院 | 熊本市黒髮町下立田 | ライト、ジョン |